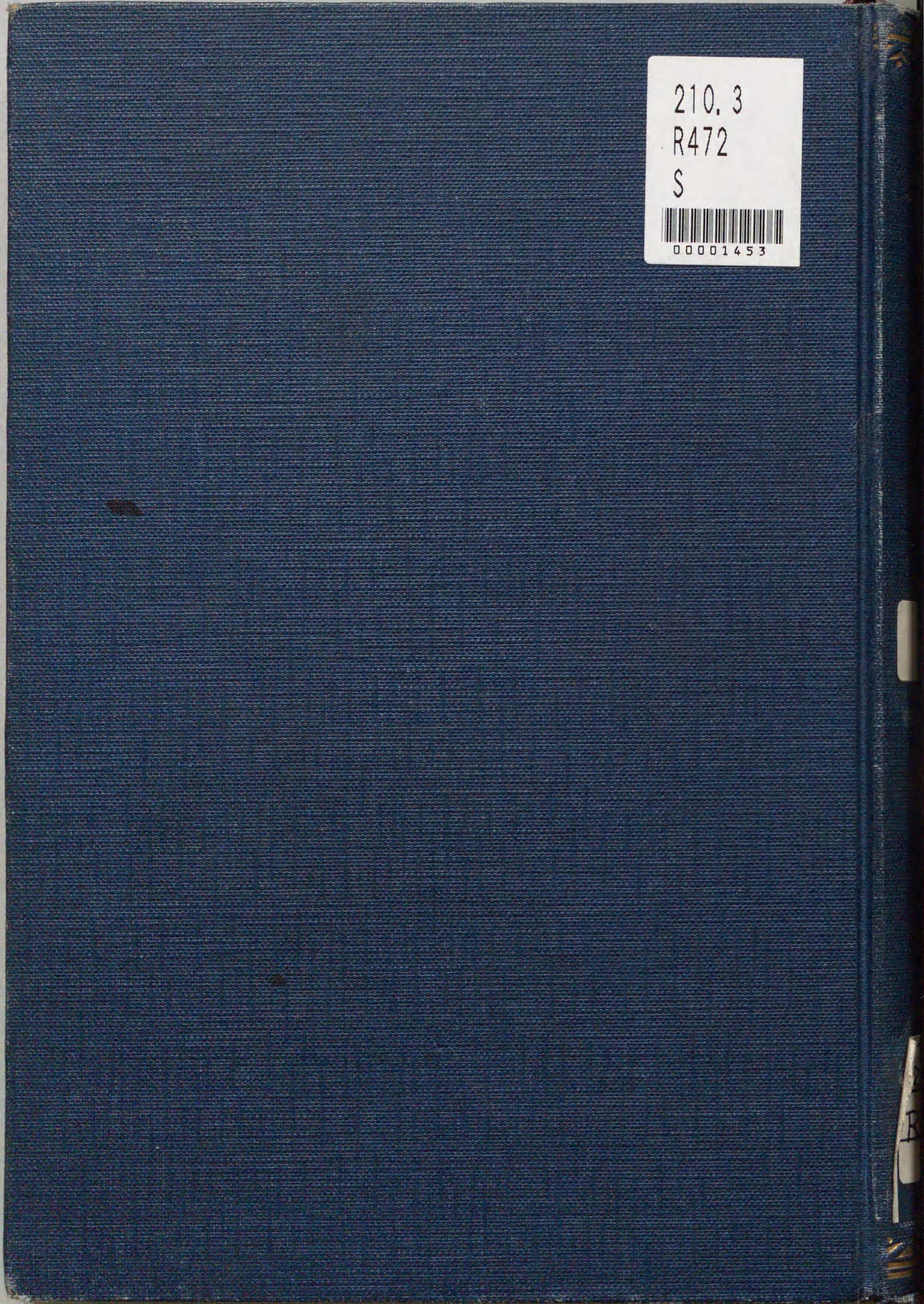


210.3  
R472  
S









編纂顧問 三上參次  
編纂主任 佐伯有義

六國史 卷壹

朝日新聞社藏版



編纂顧問 三上參次  
編纂主任 佐伯有義

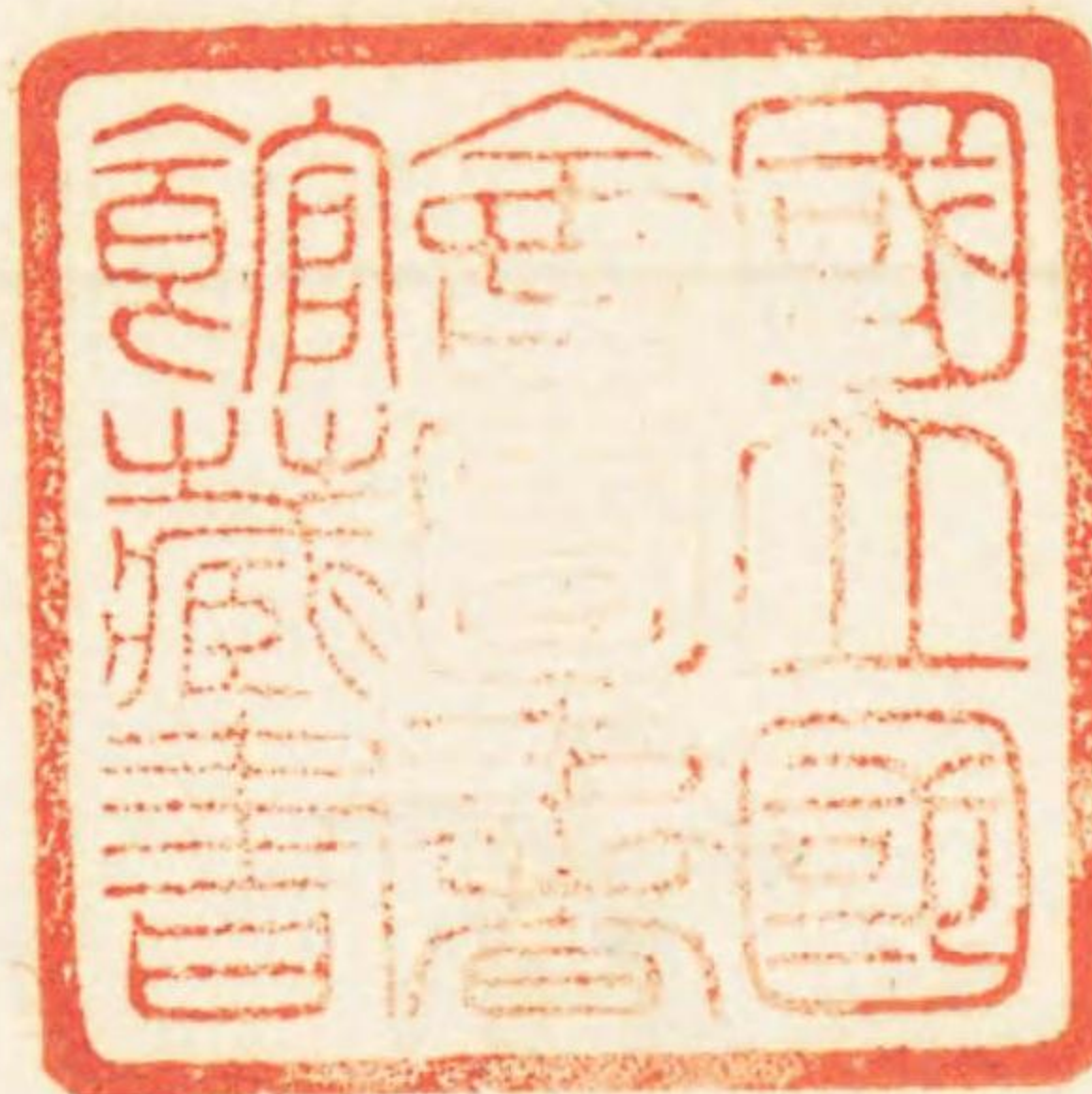
六國史 卷壹

朝日新聞社藏版



日本書紀  
卷上

1453



210.3  
R492  
S

1453



# 日本書紀

## 解説

### 一、書名

我が國第一の正史たる日本書紀の勅撰せられたるは、元正天皇養老四年なり、此の書は遠く神代に遡りて開闢以來の事を叙述せむとせしが故に、續日本紀以下の五國史に比し、史料の蒐集其の他に就きて、大に趣を異にするものあり、其の史料はいかにして蒐集せられしか、其の編修はいかにして完成せられしか、詳なることは知るに由なきものあれど、他の五國史に比して、困難なりしことは、想像の及ばざるものありしなるべし、今其の解説を試みむとするに當りて、先づ書名に就きて述べべし。

此の書を日本書紀と稱するは普通のことにて、現在世に行はるゝ書は、いづれも斯くあれど、或は書の字を省きて日本紀といひ、また古書には日本記と書けるもあり、此はいかなる理由に因れるかと考ふるに、今世に存する古寫本は、いづれも平安朝



古書に見えた  
る例

以後のものにて、撰上當時のものなく、之を以て證すること難ければ、古書に見えたる例を尋ぬるに、續日本紀卷八に本書奏上のこと載せて、養老四年五月癸酉、先是、一品舍人親王奉勅修日本紀、至是功成奏上、紀三十卷、系圖一卷とありて、此には正しく日本紀と見えたり、又本朝月令、六月月次祭の條に、所引の高橋氏文に、延曆十一年三月十九日の太政官符を載せたるが、其の文中に謹案日本紀云々とあり、日本後紀卷五、延曆十六年二月十三日の條にも、日本紀と見え、同卷二十二、弘仁三年六月二日の條にも、是月始令參議紀朝臣廣濱等十餘人讀日本紀略節と見え、弘仁六年七月に成れる新撰姓氏錄にも、日本紀合、日本紀漏、依日本紀附など見えたり、斯くいづれも書紀といはずして紀とのみ見えたるが、之に就きて古史徵開題記卷一に、

日本紀と日本  
書紀との區別

日本書紀と云名は、舍人親王の號給へる題號なるべきを、御紀に書字を省きて云るは、前に上奏れる日本紀に言倣たる故にや有けむ、次々の御紀にも、此紀の事の見えたるに、多くは書字を省きて記されたり、と云へり、然るに比古婆衣卷一には、

日本書紀もとは日本紀と題されたるを、おほよそ弘仁の年中より、文人たちの書字を加へて、日本書紀とも稱へるより起りて、遂に題名となりしと見えたり、然る

は、續日本紀に、養老四年云々、舍人親王奉勅修日本紀とあるを始め、六國史は更なり、古書どもには悉く書字なきを、釋日本紀に引たるこの紀の弘仁私記序に始めて日本書紀と見えたり、また此紀の竟宴歌の本に、延喜六年天慶六年の度、ともに日本紀竟宴各分史得云々、并序と書き出して、其の序文にはともに日本書紀と書けり、これら決く文人の潤色作爲なるを、始に日本紀竟宴と書出たるは、舊名に依れるなるべし、又朝野群載に載たる承和三年に記せる廣隆寺緣起、釋日本紀に引たる延喜講記にも、日本書紀と見えたり、さて上に擧たる弘仁より前の書どもには、續日本紀なるはさらにて、本朝月令に引たる高橋氏文に載たる、延曆十一年三月十八日の太政官符に、日本紀と見え、日本後紀に、延曆十六年二月の下、また弘仁三年六月の下にも、日本紀とあり、此後の古き書どもにも、日本紀と書るは甚多く、日本書紀と書るはをさく、有ことなきをもて、日本紀といへるが、原よりの名なる事を知べくぞおぼゆる、然るに此紀延喜四年本、また其後の古寫本、今世にある慶長四年の國賢の跋ある印本など、おのれが見聞たる限の本ども、皆書字あるは、上にいはゆる弘仁の頃より始りて、後に題名とも爲たるものなり、承和元年に藤原長良朝臣の奥書し給へる本に、日本紀とあるぞ、原の御典の名なるべき、なほい



はば此紀原より書紀と題せる物ならば、繼々に合撰られし史どもに、續日本書紀、日本後書紀など稱ふべきを、然有ぬを以ても證とすべきなり、といひて、日本書紀といへるは、弘仁以後に書の字を書き加へられしものにて、上奏當時には日本紀と稱したりと云へり、開題記にも先づ自説を擧げ、次に此の説を擧げて、此は予が説よりは委しく勝りて所思ゆれば、題號のことはこれに従ふべしと云はれ、實に此の説の如くなるべし、されどたゞ文人の潤色にのみ出でたりと云へるはいかゞあるべき、通釋にも之を難じて、徴なければ信がたしと云ひ、此は後に稱呼の爲に、書字を加へたるものなるべし、其は和銅上奏の日本紀も、もとは唯日本紀なれど、後の日本紀と唱へを別たむ爲に假名日本紀と呼び、此日本紀はひたふるに漢文なれば、彼漢書紀などの事を思ひて、書字を加へて呼わけたりしものとおぼゆと云へり、此の方前説に勝りて開ゆ、

## 書名の理由

次に書名を日本書紀と稱する理由及文字の出典に就き、釋日本紀開題に、問、此書名名日本書紀其意如何、答、師説依注日本國帝王事、謂之日本書紀、又問、不謂日本紀、只謂日本書紀如何、答、師説傳習大唐文字、考九流書撰出此書、其中殊者神代之事、倭歌古語等是也、又大唐稱紀者、秦漢魏晉宋齊梁陳等之中、漢紀魏紀晉紀宋紀

等是也、又謂之魏書晉書宋書等也、然則非依習此書而作、但宋太子詹事范蔚宗撰後漢書之時、叙帝王事、謂之書紀、叙臣下事、謂之書列傳、然則書紀之文、依此歟、又問、後漢書者、帝紀列傳有異、仍叙帝王事、謂之書紀、叙臣下事、謂之書列傳、而此書者、不別帝紀列傳、只稱書紀如何、答、師説此書雖無列傳、兼註帝王君臣事、仍謂之書紀、但其體者、習於梁典齊春秋唐曆等紀、咸入、猶可謂依後漢書所稱也、

と云へるが如く、書の字は漢書後漢書晉書魏書など云へる例に據り、紀は帝王の事を主として記せるに由れるなるべし、次に書紀の上に日本の二字を加へたるは、さまで必要なく、書紀にて事足りぬべく思はるれど、此の書の撰修せられし當時は、唐土崇拜の風極めて盛にして、文物制度總べて彼に摸倣せむとする傾向ありしかば、書名を選ぶに就きて、彼の國の歴史は、史記のみは國名を冠らせざれど、漢書以下は各時代の名を上冠らしめしかば、是等の書名を参照して國名を冠らしめられしものなるべし、然るに書紀集解に、僧雲蝶が石上神宮に謁し、農家に宿りて獲たる本は、一籠十四軸あり、書紀と題す、卷一卷十二卷十三卷十四卷十八卷二十より三十までは闕けたり、書寫の人を記さざれど、蓋平城朝の本なりと云ひ、河村氏は之に據りて、日本の二字を除きて、其の著書をば書紀集解と題せり、此の雲蝶が所藏せる本



は、今何所に存するか知るに由なく、よし其の書存すとも、正史たる續日本紀に正しく日本紀と書され、其の他の古書にもいづれも日本紀又は日本書紀とあれば、たゞ雲蝶の本のみを以て、書紀を正しき書名とは爲し難し、

尙ほ日本紀といふ名稱に就きて考ふるに、扶桑略記卷二飯豐天皇の條に、

此天皇不載諸皇之系圖、但和銅七年原本に五とあり一本に據て改む上奏日本紀載之、

と見え、釋日本紀には假名日本紀と云ふ名稱見えたるが、此の假名日本紀即ち和銅上奏の日本紀なり、されば日本紀と云へる名稱は、養老四年上奏の時に定まれるにはあらずして、和銅年中に既に其の名ありしなるべし、尙ほ遡りて考ふるに、推古天皇二十八年、國史撰修の當時には、天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部、并公民等本記を録すと見えたるのみにて、之を總括したる名稱なかりしが、天武天皇皇帝皇の日繼先代の舊辭を輯めて撰録せしめ給ひし書をば、古事記と名づけられたり、是實に我が國に於ける最初の勅撰にして、廣く古事を蒐めて之を記されしが故に、其の意を取りて古事記と名づけられしなり、此の書は和銅上奏の日本紀に先つこと二年同五年に成りしが、勅撰の命ありて撰修せしめ給ひし國史は、此の古事記に比較して卷數多く、記事の範圍も廣汎なれば、漢土の漢書後漢書晋書魏書などいへる例を

も参照し、國名を冠らしめて日本紀と名づけ給ひしにて、古事記を對象として日本記の名は定められしなるべし、されば万葉集を始め其の他の古書に日本記云といひて引用せるもの往々見ゆるは之に據れるにて、必ず誤なりと云ふべからず、斯く考ふれば此の書は最初には日本記と名づけられしが、後に其の字義を考ふるに、記よりは紀の文字當れりとして、養老四年上奏の時に日本紀とせられ、後更に書の字を加へて日本書紀と稱するに至りしものなるべし、日本紀と日本記との區別に就きては、尙考究を要すれど、姑く平田翁の説に據りて述ぶ

## 二、編 修

推古天皇の朝  
の修史

本書編修の沿革を考ふるに、勅撰の命ありしは天武天皇十年なるが、是より先推古天皇の御代に國史編修の事あり、書紀推古天皇紀に、

二十八年、是歲、皇太子島大臣共議之、錄天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部、并公民等本記、

と見えたり、是歲とあるは、月日詳ならざる故にかく記されしなり、島大臣とは馬子をいふ、厩戸皇太子馬子と共に議りて、國史を編纂せしめ給ひしが、翌年二月皇太子



薨去まししくしかば、此の事業も其の影響を蒙りしなるべし、此の編纂は全部完成せしや否は、國史にも其の他の書にも見えざれど、天皇記及國記は蘇我家に預り持ちたりと見えて、皇極天皇紀に、

四年六月己酉、蘇我臣蝦夷等臨誅、悉燒天皇記及國記珍寶、船史惠尺即疾取所燒國記而奉中大兄、

と見えたり、されば是等の書はいづれも蘇我家に預りしこと明かにて、其の悉く焼けむと爲たるを、船史惠尺が珍寶をば捨置て、國記をのみ取出して、中大兄皇子に奉りしなり、此に天皇記及國記とあれば、此の二記のみ完成し、其の他は恐らくは編修せられざりしなるべし、燒くる所の國記を取りて奉るとあれば、天皇記は取出すことを得ずして、國記をのみ取出でしなるべし、國家の至寶たる國史の焼失せるは甚だ惜しむべきことなれば、何人も痛歎したることならむと思はるゝが、孝德齊明天智天皇の御三代二十七年の間は、修史の事聞えざりき、然るに天武天皇國史撰修の事をおぼし立たせ給ひ、十年三月に至りて、之を御發表あらせられたり、其の事天武天皇紀に、

天武天皇修史の詔

十年三月丙戌、天皇御于大極殿、以詔川島皇子、忍壁皇子、廣瀨王、竹田王、桑田王、三野

王、上野君三千、忌部連首、阿曇連稻敷、難波連大形、中臣連大島、平群臣子首、令記定帝紀及上古諸事、大島子首親執筆而錄焉、

と見え、曩に推古天皇の御代の修史は、皇太子島大臣と相議して定めらるとあり、勅撰にはあらざりしが、今回は天皇大極殿に御し、二親王四王及諸臣に勅して、之に従事せしめ給ひ、規模甚だ大なりしが、此の書の未だ成らざるに先だち、十五年九月に崩御し給ひぬ、持統天皇紀五年八月の條に、詔十八氏、上進其祖等纂記と見えたるは、蓋前朝の御志を紹ぎて、編修せしめ給はむとの御心なりけむを、此の御世にも成らず、文武天皇紀には此の事に關する記事見え、かくて元明天皇紀に、

和銅七年二月戊戌、詔從六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂、令撰國史、と見えたるは、天武天皇十年に勅命ありしより已に三十餘年を経たるも、未だ成らざる故に、早く完成せしめ給はむとの御心にて、此の人々を加へ給ひしなるべし、此の結果にやありけむ、國史には漏れたれど、扶桑略記に和銅七年上奏日本紀云々と云ふこと見えたり、ただ和銅七年上奏とあるのみにて、其の月をば記さねど、十二月の事と推定するも、清人藤麻呂に下命ありしは二月のことなれば、斯く速に成功すべき謂なければ、此の二人に仰せ給へるは、天武天皇の御世より此の事に與れる人

和銅上奏の日  
本紀



人に助力せしめ給はむとの大御心にて、更に加へ給ひしなるべし、或は天武十年以後の記事を追加せしめ給ひしなりともいへり、そはいづれにもあれ此の年日本紀上奏の事の續日本紀に載せられざるは、大略古事記と同じ文體にて、當局者の意に満たざる所あり、更に繼續して編修することとなりしより、之を記載せられざりしにて、古事記上奏の事を載せざると同一の趣旨に出でしものなるべし、斯くて之より五年を経、元正天皇養老四年に至りて、此の書の始めて成りしこと、續日本紀卷八に、

日本紀の奏上

養老四年五月癸酉、先是一品舍人親王奉勅修日本紀、至是功成奏上、紀三十卷、系圖一卷、

と見え、弘仁私記の序にも、

夫日本書紀者、一品舍人親王、從四位下勳五等太朝臣安麻呂等奉勅所撰也、清足姬天皇負辰之時、親王及安麻呂等更撰此日本書紀三十卷、并帝王系圖一卷、養老四年五月二十一日、功夫甫就、獻於有司、

と見えたり、續日本紀には、太安麻呂等の撰修に關係せし事見えざれど、此の私記の序文にて明かに之を知られたり、和銅上奏の日本紀は今世に存せざれど、假名日本

紀と同じものにて、今の書紀と其の内容も多少異同あること、上に引ける扶桑略記の文にて明かなるが、此の書の事は釋日本紀に、

問、假名日本紀何人所作哉、又與此書日本書紀先後如何、答、師說元慶說云、爲讀此書私所注出也、作者未詳、又問、假名本元來可在、爲嫌其假名、養老年中更撰此書、然則爲讀此書、不可謂私記、答、所疑有理、但未見其作者云々、今案假名本世有二部、其一部者、和漢之字相雜用之、其一部者、專用假名倭言之類、上宮記之假名已在舊事本紀之前、古事記之假名亦在此書之前、可謂假名之本在此書之前、或書云、養老四年、令安麻呂等撰錄日本紀之時、古語假名之書雖有數十家、皆以勅語爲先、然則假名之本尤在此前耳、

と見えたり、此を合せ考ふるに、和銅七年に奏上せる日本紀は即ち假名日本紀なること疑なきが、續日本紀に先是奉勅とあるは、何時の事なりけむ、國史に其の事見えねば、知るに由なけれど、恐らくは和銅七年に日本紀を奏上せるより以後の事なるべし、其は和銅上奏の日本紀は假字日本紀とも稱し、古事記と大略同じ體裁に書けるものにて、文武天皇以後一層唐風摸倣の傾向甚しく、國史の如きも假名書のものにては、當時の學者はふさはしからず思ひし人多く、朝廷の重要な位置にある人々



も同じ意見なりしかば、飽き足らず思ふ人多く、更に之を編修せしめ給ふことに決し、天武天皇の御代に川島皇子草壁皇子を任命し給ひし先蹤を繼ぎ、新に舍人親王を總裁に任じ、太朝臣安麻呂を始め、其の他の學者を任命し、假名日本紀を基礎とし、他の材料をも加へて、之を漢文に編修せしめ給ひしものなるべし、初め天武天皇の勅命を下し給ひしより、こゝに至るまで三十八年を費したるは、長きに失するやに思はるれど、總べて編修事業は、各自其の人によりて編纂上の意見を異にし、意見異れば前者の方針を改廢し、隨ひて更に編修するを常とし、爲に多くの歳月を費すこと、古今同一なりとす、殊に我が國最初の國史編修なりしかば、史料の蒐集にも多くの歳月を費し、前者の編修未だ稿を脱せざるに、或は轉任し或は逝去して、後人之に代り自己の方針を以て編修し、其の事業未だ完了せざるに、更に別人代りて之に關係し、斯くの如きことを繰返しつゝある間に、多くの歳月を経たるものなるべし、和銅上奏の日本紀と養老上奏の日本紀とは、正しく其の關係を物語れるものにて、國史編修に多くの歳月を費したりとて、決して怪しむべきにあらず、

## 三、史料

釋日本紀の説

本書編修の史料は何に據られしかと考ふるに、釋日本紀に、

問撰修此書之時、以何書爲本哉、答師說或云、以古事記爲本、或云、以先代舊事本紀爲本、但以古事記爲本者、多有相違之文、古事記者、只以立意爲宗、不勞文句之跡、仍撰修之間、頗有改易云々、見此書所載龜文者、全是舊事本紀之文也、注文一書云之處、多引古事記之文、況舊事本紀者、上宮太子全依經史之例、能勞文筆之體、或神名用訓之處、更不交音、或嶋名用音之處、亦不交訓、國常立尊、殷馭盧嶋、是其一端也、此書體已同彼書、其所載多引彼文、然則以舊事本紀爲本所撰也、

古事記と書紀

といへるが、此は舊事本紀の僞書なることを知らずして、上宮太子の撰録なりと信じ、日本書紀は之に據りて書けりといへるは、全く本末を顛倒せる説なり、舊事本紀は書紀と古事記とを剽剝して書けるものなることは、古人已に辨じたれば、こゝに更に辨明する必要なければ、こゝは中古以後舊事本紀の僞書なることを知らずしていへる、最も淺薄なる説なれば、採るに足らず、但し古事記をも採れりといふは、よく當れり、されど古事記は僅に三卷にして、日本書紀は三十卷なり、古事記に載せざる事實は、何によりて記せるか、其の本づく所の原書なかるべからず、然るに釋日本紀には之に對して説く所なく、書紀を讀む參考書として、舊事本紀古事記以外に、上宮



假名日本紀書紀

記大倭本紀假名日本紀を擧げたるが、此の三書の中の假名日本紀は、即ち和銅上奏の日本紀にて、上に述べたるが如く、今の日本書紀は主として此の書を原本として之を修飾したるものなり、然るに元慶の説には、書紀を讀まむが爲に之を作れりといへるは、本末を謬れる説にて、假名本元來可在、爲嫌其假名、養老年中更撰此書と云へるは實を得たりと云ふべし、されど其の書今世に傳はらざれば、詳細なることは知るに由なし、

三韓に關する史料

次に書紀には三韓に關する記事最も多きが、其の史料は何に據られしか、朝廷の記録を掌る東西の史部等が録したる記録の、其の主要なる部分たりしことは勿論なれど、三韓に關する政務戰役等の事は、日本府設置時代には、任那に派遣せられし日本府の記録、大宰府時代には大宰府の記録も亦有力なる史料たりしことは言ふまでも無けれど、實際筆を執りて編修せむとするには、そのみにては未だ十分ならざれば、百濟新羅高麗等の史籍をも參照せられしことは、百濟記百濟本紀百濟新撰等の書名、書中隨所に散見し、其の文章を原本のまゝに引用したる所も亦少からざるにて、材料蒐集の範圍の廣かりしを知るに足れり、然るに從來の學者中には、是等の記事をば悉く私記の摺入として、之を削除せむとするものもあれど、廣く異聞を

求めて正確を期せられしものなれば、多少摺入の文なしとも言ひ難けれど、悉く摺入として之を削除せむとするは當を得たりといふべからず、

#### 四、文體

漢文さしたる理由

我が國の歴史は、我が國の言語文章を以てせざれば、完全に之を言ひ露すこと困難なり、殊に未だ熟達せざる時代にありて、漢文にて之を書かむとするは、一層困難なることなれど、漢字を借りて之を筆録するに當り、悉く之を假名書にすれば、冗長にして煩に堪へざるが故に、音訓を混用ひて其の不便を減じたり、されど是亦頗る困難なる事業にて、當時の學者がいかに苦心せしかを、想像するに餘あり、こゝに於て寧ろ漢文にて書くを便利なりとし、且莊重なりとして、之を主張する學者多く、日本書紀が漢文にて書かるゝこととなりしは、正しく此の主張に因れり、されど書紀は續日本紀以下の國史に比較して、其の文辭を修飾せるもの頗る多し、毛詩尙書周易禮記論語文選等を始め、左傳史記漢書後漢書以下隋書に至るまで、浴ぐ之を涉獵して、我が史實を潤飾せるもの少からず、世の學者或は是等の文を見て、外籍を借りて文を成せりと疑ふ人もなきにあらざるべし、是も一應無理からぬことなれど、深く

文辭の修飾



事情を究めざる皮想の見なりといふべし、從來の記録に存する事實のまゝ、修飾を加へずして編纂したるのみにては、飽かず物足らず思ひ、之を完全なる漢文に譯し、彼の國の文士をして驚嘆せしめ、自らも甘んせむとする心より、更に彼の國の史籍を深く涉獵して、彼我の事實を對照し、相似たるものあれば、其の文辭を探りて之を改竄し、我が史實を之に當符めたるが爲に、一見して彼の文を探れるが如く見ゆるもの少からざるなり、是れ當時の學者が漢史の摸倣に心を傾けたる結果なるが、之に加ふるに其の修辭は六朝の餘弊を受け、勉めて之を四六文に綴らむとせしことも亦一の原因なるべし、

## 詔勅の漢譯

其の最も甚しきものは御歴代の詔勅を悉く漢譯したること、是なり、續日本紀に載する文武天皇以下即位讓位等の詔勅は、悉く世に所謂宣命文にて、醇雅なること仰ぎ尊むべきものなるが、書紀には悉く之を漢譯して、一も其の眞を傳へず、僅に一二篇なりとも、原文のまゝの詔勅の傳はりたらむには、いかに嚴めしく美はしからむと思はるゝを、是のみは實に千秋の恨事なりとす、其の他神武天皇紀に設牛酒以勞饗皇師といひ、崇神天皇紀に授印綬爲將軍といひ、景行天皇紀に天皇執斧鉞以授日本武尊といへるが如きは、全く我が國に無き事實をありしが如くに書き改め、總べ

## 本居翁の説

て此の筆法を以て書けるが故に、一見彼を探れるが如く見ゆるもの少からず、されど幸に古事記の存して、同じ事實の兩書に記載せられたるものは、比較して其の眞相を知ることを得れど、後人をして誤らしむるものなきにあらず、神代紀髻華山蔭に之を論じて、

書紀は古へぶみのあるが中に、最も貴くめでたき止む事なき御典ミコトノミコトになむあるをさるにとりては古學の爲にはしも、飽かぬ事はたおぼろけならずなむ有ける、しかいふ故は、先づ古事するす史フミは、おほ方古の傳へごとを失はず誤たずして、後の世に傳へむ爲なり、さればその史フミども古きは上つ代の事をしるせるやう、唯そのありかたのままにして、飾り添へたることなく、文コトバのあやはた自に具はりて、いとめでたくなむあめりしを、此書紀の作りやうは、さる古傳書にはよりながら、當時の世の中の好みになへて、悉く漢ぶみぶりに改めて、詞にその方の飾の多かるのみならず、事にさへ意にさへその飾を加へなど、總て萬をいかでからめきたらむと勉められたる程になべての詞の古にあらざることは、更にもいはず、文の改めざまによりては、その事も意も自ら古への傳へのおもむきとは違へることもあり、或はいかなるよしとも聞えがたくなりぬるふしさへをりく交りなどし



伴氏の考證

て、大かた上つ世の心は埋もれはて、世に知る人なくなむなれりける、といへるは實にさることなり、伴信友氏は之に就きて、日本紀の斯くの如く文飾多きは、甚だいぶかしく、或は編修の後漸次に加へたるものにあらずやと思ひしに、若槻幾齋が見たりし日本紀の押紙に、裏書に云とて、藤原長良の識語あり、之に依りて其の疑ひ晴れたりとて、

日本紀は古の實を文飾り失へりと思ゆる事の多かるは、次々に文飾を加へたる物にはあらずかと思ひしも、灼く、これかれ其證を得たり、其はまづ若槻幾齋と云人の見たりし古寫本の日本紀の押紙に、裏書云、日本紀三十卷、崇道盡敬皇帝所撰也、近者文臣請詔數增補之、合叡旨永歛祕府、嗟呼欲取一時之寵、輒紊千古之實、可<sub>レ</sub>不痛哉、愚竊寫原書、藏之函底、若是證乎來世幸矣、承和甲寅左衛門佐藤原長良記と有しといへり、そも、長良公の行狀は、文德實錄に載されて、いと、實やかなる仁におはしければ、彼裏書に記されたる事をも、痛歎せられける事宜なり、近者文臣請詔と云より、紊千古之實、可<sub>レ</sub>不痛哉と云ふまでの文に眼を著て辨ふべしと云へり、承和甲寅は承和元年にて、長良公は時に年三十五歳なりき、こゝに近者文臣請詔とあるは、仁明天皇の詔を請ひ奉れるにや、此の天皇は天長十年二月廿八日、

淳和天皇の讓を受けて即位あらせられ、御年二十四歳にまし、き、承和元年は其の翌年なり、續日本後紀に、天皇叡哲聰明、包綜衆藝、最耽經史、講誦不倦、諸子百家之書、莫<sub>レ</sub>不通覽、兼愛文藻、精辨漢音清濁と見え、深く漢籍に耽り給ひしかば、文臣一時の寵を取らむと欲し、詔を請ひ奉りしにや、僅に一片の識語を以て、國史潤飾の有無を決せむとするは、穩當ならねど、書紀の文體の續日本紀以下に比較して、殊更に漢めきて見ゆるは、何人も心づけることなれば、比古婆衣の説も亦參考と爲すに足るべし、故に此に之を引用す、

五、讀法

甲乙の兩説

本書の訓みはいかにすべきかと云ふに、甲乙の兩説あり、甲は漢文にて書けるものなれば、漢文訓みにすべしと云ひ、乙は漢文にても讀まるゝだけは古語に訓むべしといへり、此の兩説いづれも理あり、漢文にて書き彼の國の經史及諸子の語を其のまゝに引用せるものを、殊更に古訓に讀まむとするは、困難なることにて、之を強ひて古訓に讀みたればとて、何の益もなきことなれば、音讀して其の意味を解すれば足れりと云へり、これ誠にさることなれど、書紀の文は經史及諸子の語のみにて成



古訓に訓むべき理由

れるにはあらず、元來我が國の上古の事實を漢文にて書けるものにて、漢譯し得るものと得ざるものとあり、隨ひて其の文も、彼の國の古文を採れるものと、我が古語のまゝにて書けるものとあり、歌謠の如きは語數に制限ありて、到底之を翻譯すること能はざれば、是等は總べて假名書にしたるが、普通の文にても之に類したるもの少からず、例へば以八坂瓊之五百箇御統、纏其髻鬢及腕、又背負千箭之鞞、與五百箭之鞞、著稜威之高鞞、振起弓彌、急握劍柄、踏堅庭而陷股、若沫雪以蹴散といひ、於畝傍之檀原也、太立宮柱於底磐之根、峻峙搏風於高天之原、而始馭天下之天皇といへるが如きは、到底漢文訓みには讀み下すべからず、故に御統此云美須磨屢、千箭此云知能梨、稜威此云伊都、蹴散此云俱穢、籛邏々箇須といへるが如く、編修の當時より訓注を施して、古訓に讀むべきことを明かに示されたり、其の他可美此云于麻時、彦舅此云比古尼柱、此云美籛旨羅、少男此云鳥等孤、背揮此云志理幣提爾布俱、顧眄之間此云美屢摩沙可利爾と云へるが如く、一々訓注を加へたり、されどこの訓注のみにては盡さざるを以て、此の書の編修せられし養老四年、既に私記を作りて、其の足らざるを補へり、降りて嵯峨天皇の弘仁十年に、矢田部公望の私記あり、養老の私記に比するに頗る精密なり、是等の書を一讀すれば、古人が書紀の讀み方に就きて、いかに苦心せ

漢籍訓み方の例

しかは明かに察せられ、之に據りて名詞も動詞も形容詞も、古訓に訓み得べきものは悉く古訓に従ふは、當然の事にて、是獨り國史のみならず、一般の漢籍も此の例に據るべきものなり、今試みに古き漢籍の一二に就きて考ふるに、尙書堯典に、

曰若稽古帝堯曰、放勳、欽明、文思安安、允恭克讓、光被

四表格于上下、

また毛詩國風に

關關雎鳩、在河之洲、窈窕淑女、君子好逑、參差荇菜、左右流之、窈窕淑

女寤寐求之、求之不得、寤寐思服、悠哉悠哉、輾轉反側、

遊仙窟に

古老相傳云、此是神仙窟也、人跡罕及、鳥路纔通、每有香菓瓊枝、天衣錫

鉢、自浮出、不知從何而至、余乃端仰、一心潔齋三日、緣細葛、泝輕舟身

體若飛、精靈似夢、

また

須臾之間、忽聞內裏調箏之聲、僕因詠曰、自隱多姿、則欺他獨自眠、



故々コトニテマシガホシシテ 將織手ホツヤクナルテ 時々弄ヨリクニカキナラス 小絃耳聞ホソキナラニ 猶氣絶ニタモ 眼見イキノタヘヌベキモノナ 若為怜イカバカリヨシキミハナハダズ 從渠痛ナモシロカラシ 不

肯人更イナヒワレサラニ 別求コトニモトメシヤ 天アヤシキトコロヲ

など見えたり、是等の純然たる漢文だに、斯くの如く國語に讀み得べきものは、國語に譯して讀めるに、上代の國史をば、古人が特別に注意し苦心して讀みたりし蹤を尋ねず、漠然として漢文は漢文讀みにすべしと云へるは、思はざること甚しきものと云ふべし、元來歴史を讀むは、其の時代の事實を知らむとするが目的にて、歴史を知るには、漢語よりも國語あるものは、之を用ふれば了解し易し、故に古人も特に力をこゝに用ひたりしなり、然るにさる理由あることを知らずして、國學者がたゞ古を好むに癖して、古訓に讀めりと思ふは非なり、國語にて讀み得べきものは、國語にて讀み、讀み得ざるものは、字音のまゝに讀むべし、強ひて拘泥すべからず。

六、撰者

本書の撰者は、舍人親王其の編修總裁とましまし、ことは續日本紀にて明かなるが、其の他の撰者は、太朝臣安麻呂の之に關係せしことは、上に引ける弘仁私記の序にて明かなれど、其の以外に何人が之に關係せしか、史に徴すべきものなし、和銅七

年二月戊戌詔從六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂、令撰國史とある此の兩人は、和銅七年より養老四年本史上奏當時まで生存して、引續き此の事に關係したりと思へど、是も亦徴すべきものなし。

七、異本

書寫の年代に依れる區別

本書は他の五國史に比して異本の種類頗る多し、今其の書寫の年代に依りて之を區別すれば、平安朝のものなりと思はるゝは、田中教忠氏藏本、岩崎家藏本、前田家藏本、延喜本(延喜本の年代に就きては疑問あれど暫く此に收む)及北野本の一部なり、北野本を除くの外は、一卷或は二卷にて前田本のみは四卷存せり、次に鎌倉時代のものなりと思はるゝは、北野本の一部及鴨脚本兼夏本、丹鶴本、水戸彰考館本即ち鎌倉本等なるが、兼夏本丹鶴本鎌倉本はいづれも神代紀上下兩卷存し、鴨脚本は神代の下一卷のみ存す、其の以外の寫本にては宮内省圖書寮所藏の興國本古く其の他は足利時代以後のものなり、

卷數の多少

又卷數の多少に就きていはば、全部完備せるものは

楓山本 (内閣文庫所藏)



吉田本 (吉田子爵所藏)  
 中臣本 (鈴鹿義鯨氏所藏)

以上の三部にて、北野本は卷二卷十四の二卷缺けたれど、殆ど完本に近く、應永本は卷一卷二卷九卷十七卷十九卷二十卷三十以上七卷缺け、熱田本は卷一より卷十五まで(内十一は缺く)十四卷存し、圖書寮本は卷一卷二卷十卷十二より卷十七まで六卷卷二十一より卷二十四まで四卷以上十三卷存す、されば三十卷の内十三卷以上現存するものは

北野本 (北野神社所藏) 二十八卷  
 應永本 (無窮會神習文庫所藏) 二十三卷  
 熱田本 (熱田神宮所藏) 十四卷  
 圖書寮本 (宮内省圖書寮所藏) 十三卷

系統上の分類

以上の四部にて、其の他はいづれも十卷以下のものゝみなり、又其の系統より云はば、北野本は神祇伯家に傳れるものにて、後に一時卜部兼永の手に歸し、世に兼永本と稱すれど、伯家所傳の本にて、楓山本吉田本等と系統を異にせり、其の他田中本岩崎本前田本等は平安朝時代のものにて別派に屬すれど、是等の數本を除くの外は、

いづれも吉田本を本として書寫したるものにて、悉く其の系統に屬せり、たゞ丹鶴本神代紀のみは北野本と系統を同じくし、南都一乘院本日本紀略は全く丹鶴本と同一のものなり、

結語

本書の書名編修の沿革、史料、文體、讀法等に關する大要は、粗々上に述べたるが如し、其の文體漢文を採り修辭に力を大に用ひられし爲に、多少事實を誤認せしめられたれど、史料を廣く蒐集し、異説をも一曰或は一云と書して、悉く之を收められしが故に、材料豊富にして、

(一) 我が國の上古史として之に匹敵するものなし

加ふるに三韓に關する記事は、細大漏さず之を收載せられ、欽明天皇紀の如きは最も詳細なり、之を三國史記東國通鑑と對照するに、其の精粗同日の論にあらず、故に我が國の上古史として尊重すべきのみならず、

(二) 朝鮮の上古史料としても亦最も價值あり

と云ふべし、本書の漢文にて編修せられしが爲に、古言を失へりと歎く人多く、之も



さることなれど、漢文にて書きし爲に、古言に訓むべき所は編修の當時既に其の訓注を加へ、同時に之が私記を作り、尋いで弘仁私記あり、其の以後の私記も亦少からず、斯くの如く世の學者本書の訓み方に就きて大に注意せし爲に、よく其の古訓を存したり、其の年代より考ふるに空穂物語源氏物語等に比して、私記の方遙に古く、古語の例證とすべきもの亦少からず、故に古史として之を尊重すべきのみならず、(三)古言古語の研究に大なる効力あり

殊に其の特徴とすべきは、漢字の傍に訓みを施したるが爲に、古言の意義を知るに最も効果ありと云ふべし、斯くの如く三大特質を有し、殊に天壤無窮の神勅、神籬磐境の寶訓等、悉く本史に載せられたれば、實に國家の至寶にして、萬世に亘りて最も仰ぎ尊むべき書なり、

佐伯有義述

校訂日本書紀

凡例

一、日本書紀は版本あり、寫本あり、其の類本極めて多し、然るに寛文九年の刊行本最も弘く世に行はれしを以て之を底本と爲し、其の他の諸本を以て校訂せり、寫本は種類頗る多けれど、就中神代卷のみもの最も多く、全部完備せるものは極めて少し、神武天皇以後の寫本も亦數種あり、いづれも善本なれど、卷數の多からざるは甚だ遺憾なりとす、今本書の校訂に方りて校合せる諸本は、凡そ左の如し、

一、古寫本 神代及人皇以後併存するもの

- |        |                               |      |         |
|--------|-------------------------------|------|---------|
| 一 北野本  | 北野神社所藏 國寶 卷二及十四缺              | 二十八卷 | 符號 (北本) |
| 一 圖書寮本 | 宮内省圖書寮所藏 卷一、二、十、十二より十七、廿一より廿四 | 十三卷  | (寮本)    |
| 一 熱田本  | 熱田神宮所藏 卷一より十五(十一缺)            | 十四卷  | (熱本)    |
- 日本書紀凡例



日本書紀凡例

- 一 應永本 無窮會神習文庫所藏 卷一、二、九、十七、十九、二十、三十、三十缺 二十三卷 (應本)
- 一 玉屋本 帝室博物館所藏 九卷 (玉本)
- 一 三島本 三島神社所藏 神代、神武、天皇 三卷 (島本)
- 一 楓山本 內閣文庫所藏 三十卷 (楓本)
- 一 吉田本 吉田子爵所藏 三十卷 (吉本)
- 一 北野一峯本 北野神社所藏 神代、神武、天皇 三卷 (峯本)
- 一 鈴鹿本 鈴鹿義鯨氏所藏 三十卷 (中本)
- 一 假名日本紀 內閣文庫所藏 三十卷 (假名本)

二、古寫本 神代卷のみ存するもの

- 一 延喜本 京都向神社所藏 神代下 一卷 (向本)
- 一 鴨脚本 無窮會神習文庫所藏 神代下 一卷 (鴨本)
- 一 兼夏本 吉田子爵所藏 二卷 (夏本)
- 一 鎌倉本 彰考館所藏 四帖 二卷 (鎌本)
- 一 桃木本 桃木書院所藏 神代下 一卷 (桃本)

三、古寫本 神武天皇紀以後のもの

- 一 藪田本 藪田守理氏所藏 二卷 (藪本)
- 一 御巫本 御巫清白氏所藏 二卷 (巫本)
- 一 御巫一本 同代上 一卷 (巫一本)
- 一 兩足院本 建仁寺兩足院所藏 二卷 (足本)
- 一 三寶院本 醍醐三寶院所藏 神代上 一卷 (寶本)
- 一 仁和寺本 仁和寺所藏 二卷 (仁本)

四、校合本

- 一 田中本 田中勳兵衛氏所藏 應神紀 一卷 (田本)
- 一 岩崎本 岩崎男爵所藏 推古紀、皇極紀 二卷 (岩本)
- 一 前田本 前田侯爵所藏 仁德、雄略、繼體、敏達紀 四卷 (前本)
- 一 藤波本 無窮會神習文庫所藏 皇極紀 一卷 (藤本)

一 水戸考訂本 圖書寮所藏

日本書紀凡例

三 (永本)



日本書紀凡例

- 一 伊勢貞丈校合本 無窮會神習文庫所藏
- 一 山田以文校合本 同
- 一 狩谷掖齋校合本 同
- 一 伴信友校合本
- 一 鈴鹿連胤校合本 鈴鹿義鯨氏所藏
- 一 井上賴圀校合本 無窮會神習文庫所藏

四

五、版本

- 一 慶長宸刻本
- 一 慶長活字本
- 一 慶長板本
- 一 寬永永本
- 一 小寺本 小寺清先校
- 一 黑羽本 黑羽領主大關增業校
- 一 丹鶴本 水野忠央輯刻  
神代上下

(宸本)  
(活本)  
(慶本)  
(寬本)  
(寺本)  
(黑本)  
(丹本)

一 田中校訂本 田中賴庸校  
神代上下

(賴本)

六、注釋書

- 一 日本書紀私記 (私記)
- 一 釋日本紀 (釋紀)
- 一 神代紀口訣 (口訣)
- 一 日本書紀纂疏 (纂疏)
- 一 神代紀抄 (紀抄)
- 一 神代講述鈔 度會延佳 (講述鈔)
- 一 神代藻鹽草 (藻鹽草)
- 一 神代鹽土傳 (鹽土傳)
- 一 日本書紀講述鈔 度會清在 (清在講述鈔)
- 一 日本書紀考 (考)
- 一 日本書紀事跡抄 (事跡抄)
- 一 日本書紀通證 (通證)
- 一 日本書紀凡例 五



一 書紀集解

一 神代紀髻の山蔭

一 稜威道別

一 稜威言別

一 日本書紀傳

一 日本書紀通釋

一 日本書紀標注

二 本書の校訂に方りて底本と校合し、或は参照せる諸書凡そ左の如し。

一 類聚國史

一 日本紀略

一 古事記

一 舊事本紀

一 古語拾遺

一 續日本紀

一 日本後紀

(集解)

(山蔭)

(道別)

(言別)

(書紀傳)

(通釋)

(標注)

(類史)

(紀略)

(記)

(舊紀)

(拾遺)

(續紀)

(後紀)

一 續日本後紀

一 文德實錄

一 三代實錄

一 扶桑略記

一 帝王編年記

一 新撰姓氏錄

一 公卿補任

一 延喜式

一 萬葉和歌集

一 萬葉集仙覺抄

一 古今和歌集顯昭注

一 古事記傳

一 古史傳

一 新撰字鏡

一 類聚倭名抄

(抄)

(字鏡)

(史傳)

(記傳)

(顯昭注)

(仙覺抄)

(萬葉)

(補任)

(錄)

(編年記)

(略記)

(三實)

(文實)

(續後紀)



一 箋注類聚倭名抄

(箋注)

一 類聚名義抄

(名義抄)

一 伊呂波字類抄

(字類抄)

三、校訂は類本多く、其の書名は悉く列舉し難きを以て三本に止め、諸本同一なるものは單に諸本と書して、一々類本をば列舉せず、

四、原本の誤謬あるものは、原本某を某に作る某本に據りて改むと書し、兩是に涉り或は是非を決め難きものは某本某に作ると書せり、

五、傍訓は主として底本に據れり、されど其の誤謬の著しきものは、諸本に據りて之を訂正し、或は補足し亦削除したるものあり、蓋寛文本の傍訓は寛永の版本を踏襲したるものにて、寛永本は慶長版本に據れり、慶長本の傍訓は大體に於て楓山本に同じ、楓山本の傍訓は私記及釋日本紀を基礎とし、江家の傳本を参照して作成したるものなり、然るに當時言語の學未だ幼稚なりしを以て、古書を讀むに正音を以てせずして、音便のまゝに讀みて怪しむ所なかりき、例へば神代上はカミヨノカミ<sup>○</sup>ノマキと訓むべきを、カン<sup>△</sup>ノカン<sup>△</sup>ノマキ、又カム<sup>△</sup>ヨノカム<sup>△</sup>ノマキと訓み、天照大神はアマテラスオホカミと訓むべきを、アマテラスヲ<sup>△</sup>ホンカミと訓め

るが如し、斯くの如きの類は語學上の參考としては之を列舉すべきも、讀者をして正しき訓を知らしめむとするには益なし、本書の刊行は本文はもとより傍訓も亦一般の讀者をして據る所を知らしめむとするにあり、故に誤れりと思へるものは之を訂正し、其の重なるものは標注に之を辨じたるも、紙幅限あれば必しも一々之を舉げず、但し私記及釋日本紀等の訓みにて參考となるべきものは悉く本文の傍に記入して、私記は(私)釋日本紀は(釋)と書せる類是なり、

六、文字には正俗の別あり、俗字を捨て、正字を用ふるは至當の事なれど、沿く世に行はるゝものは、俗字と雖も、必しも斥くるを得ず、故に諸本を校合して、正字を用ひたるものあれば之に據り、諸本悉く俗字を用ひたるものは之に據りて改めず、七、標注は紙幅限あるを以て要を摘みて簡明を主とし、送り假名の如きも、省略し得るものは勉めて之を略せり、されど出典其他に就きて必要なるものは必ず書名又は人名を舉げて所據を明にす、亦文體も勉めて原文のまゝにして改めず、八、人名及歌謠の注釋にて簡單なるものは本文の傍に記入せるものあり、見るに便利にして亦紙幅を省くに因れり、

九、標注は勉めて本文の上欄に記載したれど、注釋の多少によりて必しも然るを得



す、依りて閱覽に便ならむが爲に、神代卷は章名を人皇以後は年月を標注に記入して閲讀に便ならしむ。

昭和三年十一月

佐伯有義

校訂  
標注  
六國史第一卷目次

解説  
凡例

日本書紀上卷(自卷一至卷十五)

卷第一(神代上)

神世七代章

同第一一書

同第二、第三、第四、第五、第六一書

神世七代章續

同一書

八洲起元章

同第一一書

同第二、第三一書

同第四、第五、第六、第七、第八、第九一書

同第十一書

一  
二  
三  
四  
四  
四  
六  
七  
八  
九



四神出生章

- 同第一、第二一書.....九〇
- 同第三、第四一書.....一一
- 同第五、第六一書.....一二
- 同第七、第八、第九一書.....一七
- 同第十一書.....一八
- 同第十一書.....一九

瑞珠盟約章

- 同第一一書.....二一
- 同第二一書.....二四
- 同第三一書.....二五
- 同第三一書.....二六

寶鏡開始章

- 同第一一書.....二七
- 同第二一書.....二九
- 同第三一書.....三〇
- 同第三一書.....三一

寶劍出現章

- 同第一一書.....三五
- 同第一一書.....三六

- 同第二一書.....三七
- 同第三、第四一書.....三八
- 同第五一書.....三九
- 同第六一書.....四〇

卷第二(神代下)

天孫降臨章

- 同第一一書.....四三
- 同第二一書.....四九
- 同第三、第四一書.....五四
- 同第五一書.....五九
- 同第六一書.....六〇
- 同第七一書.....六一
- 同第八一書.....六三
- 同第八一書.....六四
- 海宮遊幸章.....六四
- 同第一一書.....六七
- 同第二一書.....七〇



同第三一書 ..... 七二

同第四一書 ..... 七五

神皇承運章 ..... 七八

同第一第二第三第四一書 ..... 七八

卷第三(神武紀)

神日本磐余彥天皇(神武天皇)

即位前紀甲寅年 ..... 八〇

同乙卯年—戊午年 ..... 八二

同己未年 ..... 九四

同庚申年—辛酉年(元年) ..... 九六

二年—四年 ..... 九七

卅一年—七十六年 ..... 九八

卷第四(自綏靖紀至開化紀)

神淳名川耳天皇(綏靖天皇)

即位前紀 ..... 一〇〇

元年—四年 ..... 一〇二

廿五年—卅三年 ..... 一〇三

磯城津彥玉手看天皇(安寧天皇)

即位前紀—三年 ..... 一〇三

十一年—卅八年 ..... 一〇四

大日本彥耜友天皇(懿德天皇)

即位前紀—二年 ..... 一〇四

廿二年—卅四年 ..... 一〇五

觀松彥香殖稻天皇(孝昭天皇)

即位前紀—六十八年 ..... 一〇五

八十二年 ..... 一〇六

日本足彥國押人天皇(孝安天皇)

即位前紀—七十六年 ..... 一〇六

百二年 ..... 一〇七

大日本根子彥太瓊天皇(孝靈天皇)

即位前紀—二年 ..... 一〇七



卅六年—七十六年.....一〇八

大日本根子彥國牽天皇(孝元天皇)

卽位前紀—七年.....一〇八

廿二年—五十七年.....一〇九

稚日本根子彥大日天皇(開化天皇)

卽位前紀—五年.....一〇九

六年—六十年.....一一〇

卷第五(崇神紀)

御間城入彥五十瓊殖天皇(崇神天皇)

卽位前紀—元年.....一一一

三年—六年.....一一二

七年.....一一三

八年—九年.....一一五

十年.....一一六

十一年—十二年.....一一九

十七年—四十八年.....一二〇

六十年.....一一一  
六十二年—六十五年.....一一二  
六十八年.....一一三

卷第六(垂仁紀)

活目入彥五十狹茅天皇(垂仁天皇)

卽位前紀—二年.....一二四

三年.....一二六

四年.....一二七

五年.....一二八

七年.....一三〇

十五年—廿三年.....一三一

廿五年.....一三二

廿六年—廿八年.....一三四

卅年—卅二年.....一三五

卅四年—卅九年.....一三六

八十七年.....一三七



八十八年……………一三八  
九十年—九十九年……………一三九

卷第七(景行紀成務紀)

大足彥忍代別天皇(景行天皇)

即位前紀—二年……………一四一  
三年—四年……………一四二  
十二年……………一四四  
十三年—十七年……………一四八  
十八年……………一四九  
十九年—廿七年……………一五一  
廿八年—四十年……………一五三  
五十一年……………一六〇  
五十二年—五十三年……………一六二  
五十四年—五十七年……………一六三  
五十八年—六十年……………一六四  
稚足彥天皇成務天皇

即位前紀—三年……………一六四  
四年—五年……………一六五  
六十年……………一六六

卷第八(仲哀紀)

足仲彥天皇(仲哀天皇)

即位前紀—元年……………一六七  
二年……………一六八  
八年……………一六九  
九年……………一七一  
五十二年……………一七二

卷第九(神功紀)

氣長足姬尊(神功皇后)

攝政前紀……………一七三  
攝政元年……………一八一  
同二年……………一八五  
同三年—五年……………一八六



同十三年	一八七
同卅九年—四十六年	一八八
同四十七年	一八九
同四十九年	一九〇
同五十年—五十一年	一九一
同五十二年—五十六年	一九二
同六十二年—六十九年	一九三

卷第十(應神紀)

譽田天皇(應神天皇)

即位前紀—二年	一九五
三年	一九六
五年—六年	一九七
七年—九年	一九八
十一年—十三年	一九九
十四年	二〇一
十五年—十六年	二〇二

十九年	二〇三
廿年—廿二年	二〇四
廿五年—廿八年	二〇六
卅一年	二〇七
卅七年—四十年	二〇八
四十一年	二〇九

卷第十一(仁德紀)

大鷦鷯天皇(仁德天皇)

即位前紀	二一〇
元年	二一四
二年—四年	二一五
七年	二一六
十年—十一年	二一七
十二年	二一八
十三年—十四年	二一九
十六年—廿二年	二二〇



卅年	二二一
卅一年	二二四
卅八年	二二六
四十年	二二八
四十一年	二二九
四十二年	二三〇
四十四年	二三一
四十五年	二三二
五十五年	二三三
六十年	二三四
六十二年	二三五
六十五年	二三六
六十七年	二三七
八十七年	二三八

卷第十一(履中紀反正紀)

去來穗別天皇(履中天皇)

卅年	二二一
卅一年	二二四
卅八年	二二六
四十年	二二八
四十一年	二二九
四十二年	二三〇
四十四年	二三一
四十五年	二三二
五十五年	二三三
六十年	二三四
六十二年	二三五
六十五年	二三六
六十七年	二三七
八十七年	二三八

瑞齒別天皇(反正天皇)

卅年	二二一
卅一年	二二四
卅八年	二二六
四十年	二二八
四十一年	二二九
四十二年	二三〇
四十四年	二三一
四十五年	二三二
五十五年	二三三
六十年	二三四
六十二年	二三五
六十五年	二三六
六十七年	二三七
八十七年	二三八

卷第十三(允恭紀安康紀)

雄朝津間稚子宿禰天皇(允恭天皇)

卅年	二二一
卅一年	二二四
卅八年	二二六
四十年	二二八
四十一年	二二九
四十二年	二三〇
四十四年	二三一
四十五年	二三二
五十五年	二三三
六十年	二三四
六十二年	二三五
六十五年	二三六
六十七年	二三七
八十七年	二三八

穴穗天皇(安康天皇)



即位前紀	二五四
元年	二五六
二年—三年	二五七

卷第十四(雄略紀)

大泊瀨幼武天皇(雄略天皇)

即位前紀	二五八
元年	二六一
二年	二六二
三年—四年	二六四
五年	二六六
六年	二六七
七年	二六八
八年	二七一
九年	二七三
十年	二七六
十一年—十二年	二七七

十三年	二七八
十四年	二八〇
十五年—十七年	二八二
十八年—十九年	二八三
廿年—廿一年	二八四
廿二年—廿三年	二八五

卷第十五(自清寧紀至仁賢紀)

白髮武廣國押稚日本根子天皇(清寧天皇)

即位前紀	二八八
元年—二年	二九〇
三年—四年	二九一
五年	二九二
弘計天皇(顯宗天皇)	
即位前紀	二九二
元年	二九八



二年 ..... 三〇〇

三年 ..... 三〇二

億計天皇(仁賢天皇)

即位前紀 ..... 三〇三

元年—二年 ..... 三〇四

三年—六年 ..... 三〇五

七年—十一年 ..... 三〇七

扉題字

三上參次筆

### 日本書紀卷第一

江家古本蓋向之(釋、德) ヤマトフミノマキノツイデヒトマキニアタルマキ  
ヤマトフミノマキノツイデヒトツニアタルマキ(昌)

#### 神代上

カミヨノカミノマキ カミノヨノカミノマキ  
カミノヨノカミノマキ(昌)

古天地未剖、陰陽不分、渾沌如雞子、溟滓而含牙、及其清陽者、薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地、精妙之合、搏易、重濁之凝、場難、故天先成而地後定、然後神聖生、其中焉、故曰、開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也、于時天地之中生一物、狀如葦牙、便化爲神、號國常立尊、至貴曰尊、自餘曰命、並美舉等也、下皆倣此、次國狹槌尊、次豐斟淳尊、凡三神矣、乾道獨化、所以成此純男。

【神世七代章】日本書紀卷第一、此傍訓右側に施せるは釋紀に私記の説あり、楓本之に同じく江家の點亦同じ本文の下にあるは一は丹本の訓、二は昌本に同じ。

○神代上、神代とは人代に對して云神代はカミノヨと訓むが正しくカミノヨと訓もよしカムヨと云カノノヨと云るは音便に詠れるなり神代をば上下二卷に分ち神世七代、八洲起元、四神出生、瑞珠盟約、寶鏡開始、靈劍出現以上の六章をば上卷とす。

○古天地未剖以下神聖生其中焉まで六十五字は漢籍三五曆記淮南子等の文を引用したるなり古事記の如く天地初發云々を筆を起しては壯嚴ならぬが如く感じたるより殊更に漢籍を引用して先づ支那の開闢説を擧げ故曰云々次に我古傳説を擧げたるものにて此六十五字は勿論我國の古傳説にはあらず。

○天地未剖云々、淮南子に天地未剖陰陽未判とあるを採れり天は説文に顛也至高無上また荀子に天に實形なし地上の至虚なる者皆天也とありて虚空を云ひ地は説文に元氣初て分れ重く濁るは陰にして地とありて大地を云剖は判也中分するを剖と爲すとあり陰は闇也陽は高明也又日也とあり陰を陽に作るは蓋日月を象りて作れるなり支那にては總べての事物に陰陽の兩性ありと云ひ男は陽にして女は陰なりと云るより陰陽の文字を此にメテと訓るなるべし北本丹本島本及類史紀略割に作る。

○渾沌、三五曆記に天地渾沌如雞子とあるを採れり文選注に渾沌不分之貌とあり雞子は雞卵なり天地未分の状態を雞卵に譬へたるなり中本纂疏渾を混に作る。

○溟滓、曆記に溟滓始芽と見え注に溟滓自然之氣とあり私記にホノカと訓り天地と分るべき芽のほのかに見えたるを云、牙は芽に同じ。

○薄靡、纂疏に當作薄歷、淮南子高誘註曰薄歷風揚塵之貌也とあり。

○淹滯、淮南子には凝滯とあり。

○精妙之合、搏易、搏は字書に屬



也さあり、釋紀に私案是陽氣清而薄靡之故風扇易而天先成者也蓋與上清陽文同義也さあり ○重濁之凝場難、場は原本に場さあり楓本島本峰本等に據りて改む淮南子には錫さあり場は正字通に以て土障、水也さあり重く濁れる者の凝りたるは固まり難き故に地は天より後に成れりさなり ○神聖、二字にてカミと訓む、次に神人をもカミと訓む、纂疏に神聖猶言神人之聖也神者不測之名聖者通明也通達此理而應變無窮故曰神聖也さあり ○故曰、以上は支那の古傳説を擧げたるにて以下本文なり故に此に特に故曰の二字を加へたり纂疏には一日に作る ○開闢之初、開闢は天地の開闢なり故にアメツチノヒラクルハジメと訓り但江家にては國土の開くる初と説けり本居翁の警華山陸(以下單に山陸と書す)に天地に開闢さいふは漢文にこそあれ古くは天地の分れし時存有て開闢云るはなほさあるは合理なる説なり ○洲嶽、クニツチとあれど此時には天地未だ分れざりしなり ○葦牙、牙は芽と通ひ葦の初て生じたる芽なり ○神、カミの意義及語釋に就て種々の説あれど我國にて神と云るは世に優れたる徳ありて靈妙なる力を有するものを總て廣くカミと云ひ(記傳の説)其語釋はカミは香霞隱幽などのカミにて目に見えず隠れたる意は靈とさ同じく靈妙なる活きあるものを云(天御中主神考及神名考の説)と云る説釋當なるが如し ○國常立尊、記には天御中主神高皇產靈神皇產靈神の三神を最初に擧げたるが此に國常立尊以下三神を擧げたるは書紀は國土の成立を主とし其最初の神を擧げたるなり國常立尊と申奉る意は記傳に常立は一書に底立とあれは國之底都知にて國名の底の限りを知看す意の御名なりとあり尊は命と書けるも言義は同じ記には尊命の別なく總て命と書けり神の名の下に命と添へて申すは直に其名を某と呼ぶさきは無禮なる故に添へて申すにて今の世に某殿某様といふに同じ ○國狹槌尊、此神名は古事記に見えず神代系紀には國常立尊の一名とす ○豐斟淳尊、記傳に豐は稱辭にて物の足り饒なる意クムは物の集り凝る意と初めて芽す意を兼たる言にて彼一物の沌凝生りて國土と成るべき芽を云ひ淳は主の意なりとあり此次の第一の一書に此神の一名を多く擧げたり(一)豐國主尊のクニヌシ(二)豐組野尊のクニヌ(五)豐野野尊のクヒヌ(七)葉木國野尊のクニヌ(八)國見野尊のクニミはいづれもクムヌの訛れるにて(三)豐香節野尊のカフ(四)浮經野野尊のクヒヌ(六)豐野野尊のクヒヌ(七)葉木國野尊のクニヌ(八)國見野尊のクニミはいづれもクムヌの訛れるにて或抄にもなければ後人の加筆なるべしと云乾道の文字は易に出づ天道と云に同じ純男をナトコノカギリと訓るは直譯なり又ヒタヲトコと訓みモハラナルヲトコと訓るも何れも直譯なり純男とは一柱つゝにて並び坐す神なきを云

【第一一書】天地初判、天と地との初めて判る、時なり開闢之初と云に同じ ○豐國主尊、以下八名は總て豐斟淳尊の一名、其意義同じきこと既に述たるが如し ○浮經野野尊、浮は一物の空中に浮漂へるを云經は含むなり地と成べき物の其中に含まるゝは云 ○葉木國野尊、ハコはハゴクムハコにて是も含む義

第一  
一書曰、天地初判、一物在於虛中、狀貌難言、其中自有化生之神、號國常立尊、亦曰國底立尊、次國狹槌尊、亦曰國狹立尊、次豐國主尊、亦曰豐斟野尊、亦曰豐香節野尊、亦曰浮經野野尊、亦曰豐國野尊、亦曰豐嚙野尊、亦曰葉木國野尊、亦曰國見野尊、葉木國、此云播舉矩爾

○國見野尊、原本に國の字なし、玉本に據て補ふ ○葉木國以下九字諸本可美の上により釋紀に據て此に移す  
【第二一書】國稚地稚、口訣に國字伊志地宇伊志也とあれど初の意ならはウヒシとあるべし通釋に國ワカク地ワカクと訓りリカシは幼稚の意  
○彦舅以下七字原本第三一書國底立尊の次にあり集解に據て此に移す  
○泥、原本に作る北本丹本に據て改む  
【第三一書】混成、混沌と云に同じ  
【第四一書】又曰、天御中主尊以下三神を一書の又一説として擧げたるは國常立尊を最初の神とする主張に因れり  
○天御中主尊、天の中央に主たる神の意  
○高皇產靈尊、ムスビのムスは物の生ずるを云産出の義は靈なり高皇產靈尊と神皇產靈尊との靈徳によりて天地萬物は産出す此二神に御中主尊を合せて造化三神と稱し奉る  
【第五一書】雲、諸本雪

第二  
一書曰、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩于時、國中生物、狀如葦牙之抽出也、因此有化生之神、號可美葦牙彦舅尊、次國常立尊、次國狹槌尊、可美、此云于麻時、彦舅、此云比古泥  
第三  
一書曰、天地混成之時、始有神人焉、號可美葦牙彦舅尊、次國底立尊  
第四  
一書曰、天地初判、始有俱生之神、號國常立尊、次國狹槌尊、又曰、高天原所生神名曰天御中主尊、次高皇產靈尊、次神皇產靈尊、皇產靈、此云美武須毗  
第五  
一書曰、天地未生之時、譬猶海上浮雲、無所根係、其中生一物、如葦牙之初生、溼中也、便化為人、號國常立尊  
第六  
一書曰、天地初判、有物若葦牙、生於空中、因此化神、號天常立尊、次可美葦牙彦舅尊、又有物若浮膏、生於空中、因此化神、號國常立尊



に作る類史に據て改む  
〔第六一書〕生於空中、  
北本丹本楓本及類史生な  
在に作る  
○泥土養尊沙土養尊、ウ  
はウキなり泥を云スは沙  
なりヒチは土を云此時大  
地なるべきものか、る  
状態なりしを神名に負せ  
奉れりニはネにて親しみ  
尊みて云詞亦の名の塗土  
根沙土根の根に同じ  
○大戸之道尊、オホは大  
トは處にて大地の義なりと云ひ(記傳)又大殿にて此時始て神の住給ふべき家居の出來しにて其初を成給へる御名なりとも云(通釋)チは勇にて尊稱  
○大苦邊尊、トマは富の通音にて家の事なりと云ひ(通釋)又苦は家造に用るものなれば御名に負せたりとも云(敷田氏標注)邊は女なり ○(注)大戸  
之邊、原本大戸之道尊の下にあり釋紀及舊紀に據て此に移す ○面足尊、面足は神體の足り整へるなりとも云ひ(記傳)或は國土の表面の成整へるなり  
とも云ひ(神名考)亦一説にて禮拜の道の調るを御名に負せ奉れりとも云り(標注) ○惶根尊、神の面の惶むべきまでに成整へるなり  
りとも云ひ(記傳)或は陸地の堅く締る意なりと云ひ(神名考)是等の神の御名に就ては諸説ありて此には盡し難し大要のみ舉ぐ ○伊弉諾尊伊弉  
冉尊、此二柱の神相誘ひて夫婦となり給ひしに依て負せ奉れる御名なり諸は山陰に云諸をナギと訓るは諸は奴各反にて吳音那久なるを久を岐に轉用  
したるなり冉は北本丹本は冉に楓本は舟又舟に類史舟に作る舟は冉なり山陰に冉字は音奴甘反吳音那那なるを那美に轉じ用ひられたる也然るを今の  
本に或は丹或は冉再など作るは皆叶はずと云ひ木村正辭博士の櫻齋雜考に冉舟再みな冉字の異體にして異義あるに非ずと精しく辯せられたり  
○一書曰云々、通釋は山陰の説に従ひて細注さし北本丹本等何れも細注とす故に今諸本に據りて細注とす ○國常立尊生天鏡尊云々、是は甚しく異  
なる傳なり ○伎、北本丹本及紀略岐に作る ○乾坤之道云々、北本丹本楓本坤を川に作る坤の古字なり此句は易繫辭に乾道成男坤道成女とある  
により ○神世七代、神世にも幾時代もあり此は諸冉二神以前を區別してかく云なり但し之を天神七代地神五代など、稱するは中世以後の俗説  
なり ○矣、楓本也に作る

【一書】角楸尊、ケヒは  
豐斟淳尊のクムに同じ  
○楸也、後人の攙入な  
り通釋此下に一本に據り  
此云久比の四字を補ふ  
〔八洲起元章〕天浮橋者  
釋紀に兼方案之天浮橋者  
天橋立是也と云ひ記傳に

次有神、渥土養尊、渥土、此云須毗尼、亦曰次有神、大戸之道  
尊、大苦邊尊、一云大戸之邊、亦曰大戸摩彦尊、大苦邊尊、次有神、面足尊、惶根尊、亦曰吾屋惶  
尊、亦曰吾屋惶根尊、次有神、伊弉諾尊、伊弉冉尊、一書曰、此二神、青檀城根尊之子也、一  
書曰、國常立尊、生天鏡尊、天鏡尊、生天  
萬尊、天萬尊、生天鏡尊、生天鏡尊、凡八神矣、乾坤之道相參而化、所以成此男女、  
自國常立尊、迄伊弉諾尊、伊弉冉尊、是謂神世七代者矣、

一書曰、男女耦生之神、先有渥土養尊、沙土養尊、次有角楸尊、活楸  
尊、次有面足尊、惶根尊、次有伊弉諾尊、伊弉冉尊、尊、楸也、  
伊弉諾尊、伊弉冉尊、立於天浮橋之上、共計曰、底下豈無國歟、廼

空中に懸れる故に浮橋と  
は云ならむとあり又史傳  
には天磐船と云るも同じ  
物にて虚空に浮べて乘る  
ものなりとあり是亦一説  
なり  
○天之瓊矛、瓊矛は玉を  
以て飾れる矛なり纂疏に  
之の字なし瓊をトと訓る  
は誤れりヌと訓べし  
○磯取盧嶋、龜相記云在  
紀伊國海部郡此以西加  
太浦建加太驛通淡路國  
津名郡其加大驛乾在伴  
島此島西南在淡能基呂  
島一體圓六十町無有二人  
居高二十丈云々  
○國中柱、おのころ嶋  
を以て國の中央の御柱と  
爲給へりなり史傳に國  
中と大地の中と云即彼  
矛を大地の鎮固の柱と爲  
給へるなりとあり  
○陽神陰神、陽神は男神  
陰神は女神なり養老私記  
にも雄神雌神と注せり卷  
頭に陰陽不分云々といひ  
次に乾道獨化して純男を  
成すといひ次に乾坤の道  
相參りて男女を成すとい  
ひ其男は陽にして女は陰  
なりと云男神をば陽神女  
神をば陰神と書きたるな  
り當時の學者支那崇拜の

以天之瓊瓊玉也、矛指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮凝成一  
嶋、名之曰磯取盧嶋、二神於是降、居彼嶋、因欲共爲夫婦、產男  
洲國、便以磯取盧嶋爲國中之柱、鑿旨選、而陽神左旋、陰神右旋、分  
國柱、同會一面、時陰神先唱、曰、意哉、遇可美少男焉、少男此云、陽  
神不悅、曰、吾是男子、理當先唱、如何、婦人反、先言乎、事既不祥、宜  
以改旋、於是二神却更相遇、是行也、陽神先唱、曰、意哉、遇  
可美少女焉、少女此云、因問陰神、曰、汝身有何成、耶、對曰、吾身有一雌  
元之處、陽神曰、吾身亦有雄元之處、思欲以吾身元處、合汝身之  
元處、於是陰陽始構成爲夫婦、及至產時、先以淡路洲爲胞、意所不快、  
故名之曰淡路洲、廼生大日本、日本此云、耶麻、豐秋津洲、次生伊豫二名洲、  
次生筑紫洲、次生億岐洲、與佐度洲、世人或有雙生者、象此也、次  
生越洲、次生大洲、次生吉備子洲、由是始起大八洲國之號焉、即對  
馬嶋、壹岐嶋、及處々小嶋、皆是潮沫凝成者矣、亦曰水沫凝而成也、



餘弊に出でたること言ふまでもなければ斯くの如き理想の下に構成せられたるものなり。○左旋右旋、男は左につき女は右につくこと神代以來の風なり其理由は先哲の説に委しければ、に言はず。○意哉、第一の一書には妍哉、第三の一書には美哉とあり何れもアナニエヤと訓べきなり字書に意は悦也妍麗也又美好也とも注せりアナニエヤのアナは事物に感じて發する聲にて今もアといふニは悦ばしき意エヤは記にヤシとあるごとく歎きの聲なり故に哉の字を充てたり。○不祥、サカナシは良からぬを云記には不長とありフサハズと訓めり。○汝身之元處、丹本玉本之字なし行なるべし。○大日本豊秋津洲、記に亦名天御虛豊秋津根別と云あり長門より奥羽に亘れる所謂日本本島を云ふ。○伊豫二名洲、四國なり。○億岐、原本億を隱に作る北本類史に據て改む下同じ。○越洲、數説あり三越加賀能登の五國なりと云ひ又佐渡なりとも能登なりとも或は今の北海道なりとも云り。○大洲、記傳云周防國大島郡が又筑前肥前にも大島あり此の三の内なるべし。○吉備子洲、備前國兒島郡なり。○大八洲國、國號考(本居宣長)に皇國の號神代に二つあり一には大八島國二には葦原中國なり大八島國と云は古事記伊邪那伊邪那美命御合云々故因(此八島先所生謂大八島國と見えたり書紀にも生坐る次第は傳によりて異なれども八つの數は同く由是始起大八洲國之號焉とあり八はたゞ島數の多き意の號かとも疑はるれど八つにて餘れるも足らざるもなければ本より八の數は動かざるにこそさて此號は外國に對はず獨立して天下を統べ言ふ名なりとあり。○壹岐、原本にユキと訓み和名抄にも壹岐島由伎とあれど壹はユの假名にあらざればイキと訓べし。

第一

【第一一書】千五百秋瑞穂、北本丹本及紀略に秋の下津字あり。○億、原本循に作る北本楓本島本等に據て改む傍訓シラスとあるは非なり修理固成の意なり。○八尋之殿、集解云之は傍訓撫入、島本殿の上に大字あり。○妹自左巡吾當右巡、丹本左を右に右を左に作る。○蛭兒、蛭に似たる兒を云。○淡洲、龜相記云今在阿波國以東海中無有人居不レ入ニ子列通釋に今友島の離島にて神島と云紀伊國に屬けりとあり。○太占、卜事の名なりフトは稱辭マニはマ、にて神の御心のまゝの卜形に

一書曰、天神謂伊弉諾尊伊弉冉尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穂之地、宜汝往脩之、廼賜天瓊戈、於是二神立於天上浮橋、投戈求地、因畫滄海而引舉之、即戈鋒垂落之潮結而爲嶋、名曰磯馭盧嶋、二神降居彼嶋、化作八尋之殿、又化爲豎天柱、陽神問陰神曰、汝身有何成、耶對曰、吾身具成而有稱陰元者一處、陽神曰、吾身亦具成而有稱陽元者一處、思欲以吾身陽元合汝身之陰元、云爾、即將巡天柱約束曰、妹自左巡、吾當右巡、既而分巡相遇、陰神乃先唱曰、妍哉可愛少男歟、陽神後和之曰、妍哉可愛少

現はるゝを以て名とせり。○ト合、ウラへはウラを占するを云ウラは心なり太占によりて神の御心を知るが故に其事をするをウラへといふト合は神の御心に合するよしなり。○伊豫、丹本及紀略豫を與に作る下同じ。○億岐三子洲、億岐は島前島後と分れ島前は天之島向之島知夫島と三つの島より成り島後に對し三子の如くに見ゆるより起れる名なりと云。○摩、原本摩に作る丹本楓本及紀略に據て改む、北本島本麻に作る。

【第二一書】

【第三一書】高天原、北本丹本高の字なし。

女歟、遂爲夫婦、先生蛭兒、便載葦船而流之、次生淡洲、此亦不以充兒數、故還復上詣於天、具奏其狀、時天神以太占而卜合之、乃教曰、婦人之辭其已先揚乎、宜更還去、乃卜定時日而降之、故二神改復巡天柱、陽神自左、陰神自右、既遇之時、陽神先唱曰、妍哉可愛少女歟、陰神後和之曰、妍哉可愛少男歟、然後同宮共住而生兒、號大日本豊秋津洲、次淡路洲、次伊豫、二名洲、次筑紫洲、次億岐、三子洲、次佐渡洲、次越洲、次吉備、子洲、由此謂之大八洲國矣、瑞此云彌圖妍哉、此云阿那而惠夜、可愛此云哀、太占此云布刀摩爾、一書曰、伊弉諾尊伊弉冉尊、二神立於天霧之中曰、吾欲得國、乃以天瓊矛指垂而探之、得磯馭盧嶋、則拔矛而喜之曰、善乎國之在矣、



【第四一書】謂、島本語に作る

【第五一書】鶴鶴、抄に鶴鶴(積靈二音、字或作鶴鶴)瀨波久奈布利日本私記云止都岐乎之倍止利、貌似鶴而高飛作聲、箋注にニハは庭クナは數々搖す也古へ交接をクナク云是鳥數々尾を搖かして庭中に觸る故に是名を得あり

【第六一書】淡路洲爲胞、原本淡路洲の下に淡洲の二字あり丹本島本に據て削る

【第七一書】

第四 一書曰、伊弉諾伊弉冉二神相謂曰、有物若浮膏、其中蓋有國乎、乃以天瓊矛探、成一鳴、名曰礮馭盧鳴、  
第五 一書曰、陰神先唱曰、美哉善少男、時以陰神先言、故爲不祥、更復改巡、則陽神先唱曰、美哉善少女、遂將合交、而不知其術、時有鶴、鶴飛來、搖其首尾、二神見而學之、即得交道、  
第六 一書曰、二神合爲夫婦、先以淡路洲爲胞、生大日本豐秋津洲、次伊豫洲、次筑紫洲、次雙生、億岐洲與佐度洲、次越洲、次大洲、次子洲、  
第七 一書曰、先生淡路洲、次大日本豐秋津洲、次伊豫二名洲、次億岐洲、次佐度洲、次筑紫洲、次壹岐洲、次對馬洲、  
第八 一書曰、以礮馭盧鳴爲胞、生淡路洲、次大日本豐秋津洲、次伊豫二名洲、次筑紫洲、次吉備子洲、次雙生、億岐洲與佐度洲、次越洲、  
第九 一書曰、以淡路洲爲胞、生大日本豐秋津洲、次淡洲、次伊豫二名洲、次

【第八一書】

億岐三子洲、次佐度洲、次筑紫洲、次吉備子洲、次大洲、  
一書曰、陰神先唱曰、妍哉可愛少男乎、便握陽神之手、遂爲夫婦、生淡路洲、次生蛭兒、  
次生海、次生川、次生山、次生木、祖句句迺馳、次生草、祖草野、亦名野槌、既而伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不再生天下之主者、歟、於是共生日神、號大日靈貴、大日靈貴此云於雲音力丁反、一書云、天照大日靈貴、此子光華、明彩照徹於六合之內、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱舉於天上也、次生月神、一書云、月弓尊、其光彩亞日、可以配日而治、故亦送之于天、次生蛭兒、雖已三歲、脚猶不立、故載之於天磐櫛樟船、而順風放棄、次生素戔鳴尊、一書云、神素戔鳴尊、此神有勇悍、以安忍、且常以哭泣爲行、故令國內人民多以天折復、使青山變枯、故其父母二神勅素戔

【第九一書】

素戔

【第十一書】生、原本なし北本丹本に據て補ふ

【四神出生章】生海、海は海神を生み給ひ川は川神を生み給ふ

○天下、纂疏天地に作る

○大日靈貴、靈は説文に貴女也とあり依てメに充てたり貴はムチと讀み親しみ尊ぶ意なり

○六合、字書に天地四方を六合と云とあり

○天地相去云々、三五曆記に天日高一丈地日厚一丈盤古日長一丈如此萬八千歳云々故天去地九萬里とあり

○天柱、記傳に賀茂翁の説なりさて天柱は伊邪奈岐命の御息にて風なりとあり

○月神、式に山城國葛野郡葛野坐月讀神社同慶喜郡井月神社、同月讀神社丹波國桑田郡小川月神社等あり

○月弓尊、ユミはヨミの轉なりヨミは夜見にて月は夜見ゆるより云り又讀は數ふる意にて月の形にて夜を數ふるより御名に負せ奉れりとも云ふ

○蛭兒、記には淡島を生

第十

一書曰、陰神先唱曰、妍哉可愛少男乎、便握陽神之手、遂爲夫婦、生淡路洲、次生蛭兒、  
次生海、次生川、次生山、次生木、祖句句迺馳、次生草、祖草野、亦名野槌、既而伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不再生天下之主者、歟、於是共生日神、號大日靈貴、大日靈貴此云於雲音力丁反、一書云、天照大日靈貴、此子光華、明彩照徹於六合之內、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱舉於天上也、次生月神、一書云、月弓尊、其光彩亞日、可以配日而治、故亦送之于天、次生蛭兒、雖已三歲、脚猶不立、故載之於天磐櫛樟船、而順風放棄、次生素戔鳴尊、一書云、神素戔鳴尊、此神有勇悍、以安忍、且常以哭泣爲行、故令國內人民多以天折復、使青山變枯、故其父母二神勅素戔



給ふ前に生子水蛭子此  
子者入葦船而流去と見  
えたり

○素戔嗚尊、スサは進む意ヲは男なり本文に勇悍とあるが如く勇氣の殊に勝れ給へるより負せ奉れる御名なり ○安忍、イプリは通釋に氣吹イブキと  
云に同じく正しく言に出て云すして氣吹が如き狀を爲て憤るを云とあり、安忍の文字は左傳隱四年に見え安忍無親とあり ○哭泣、通證に古事記  
作啼伊佐知流今按去來訓伊佐猶言足摩而泣也小兒忿怒時有此狀とあり ○天折、字書に不盡三年也とありアカラサマは不意に卒急にの意  
なり神武紀に儵忽皇極紀に急をアカラサマと訓めりアカラサマニシナシムと訓べきを憚りてかく訓るか天命を全うせずして俄に死する由なり ○  
使、類史なし ○青山變枯、青山は草木茂り青々として見ゆる山を云ひ枯山は草木枯れたるを云青山をば枯山に泣き枯らし給ふなり日本及紀略枯下に山  
字あり ○父母、カソイロと訓たれど古言に非ずチ、ハ、と訓べし ○無道、アヂキナシは味氣無しなり味氣なくして俗に所謂嘗にもか、らぬを云  
無狀また無頼をも訓り ○宇宙、アメノシタは天下なり字書に宇は四方上下也とあり又宇内猶言天下とありされば此は宇内と同じ意に用ひたり  
○根國、記に根之堅洲國とあり祝詞には根國底之國とも見ゆ釋紀に私記曰謂黃泉也とあり地の底にある國なり一説に西北幽暗の地出雲國を指す也  
と云ひ(延佳の講述鈔)又出雲國大根島なりとも(標注)遠方外夷の地なりとも云(玉木葦齋の説)

鳴尊、汝甚無道、不可以君臨宇宙、固當遠適、之於根國矣、遂逐之、

第一

一書曰、伊弉諾尊曰、吾欲生御寓之珍子、乃以左手持白銅鏡、則有化出之神、是謂大日靈尊、右手持白銅鏡、則有化出之神、是謂素戔嗚尊、即  
是謂月弓尊、又廻首顧眄之間、則有化出之神、是謂素戔嗚尊、即  
大日靈尊及月弓尊、並是質性明麗、故使照臨天地、素戔嗚尊是性  
好殘害、故令下治根國、珍此云于圖、顧眄之間、此云美屢摩沙  
可利爾、

第二

一書曰、日月既生、次生蛭兒、此兒年滿三歲、脚尙不立、初伊弉

クは守部の説に裏に心志  
を含みて頰をふくらすな  
り含頰嚙らほつとの約れ  
るにやあらむと云り  
○次生火神、以下七十五  
字通釋應永本永享本に據  
て本文に「たれど應永本  
神代卷上は存せず玉屋本  
は著しき異本なれば同書  
のみに據て改むること穩  
なられば舊に依て改めず  
○軻遇突智、火神をカグ  
ツチノ神と申すはカグは  
火の光り赫くより云ひチ  
は尊稱なり  
○罔象、水神をミヅハノ  
メノ神と申すはミヅハは  
水の速く流る、意メは女  
神なり罔象の文字を充て  
たるは淮南子の注に罔象  
水之精也とあるに據れり  
○臍、北本丹本及紀略に  
齊に作る臍の省文なり  
○五穀、通證に稻麥豆粟  
種也とありタナツモノは  
種津物の義なるべし  
【第二書】火産靈、火  
神軻遇突智神の亦の名な  
り  
○吉葛、通釋云匏葛なり  
匏の一名ヨサとも云り  
○摩、丹本紀略に麻に作  
る【第四一書】吐、記に多

諾伊弉冉尊巡柱之時、陰神先發喜言、既違陰陽之理、所以今  
生蛭兒、次生素戔嗚尊、此神性惡、常好哭恚、國民多死、青山  
爲枯、故其父母勅曰、假使汝治此國、必多所殘傷、故汝可  
以馭極遠之根國、次生鳥磐櫟樟船、輒以此船載蛭兒、順流放  
棄、次生火神軻遇突智、時伊弉冉尊爲軻遇突智所焦而終矣、其且  
終之間、臥生土神埴山姬及水神罔象女、即軻遇突智娶埴山  
姬生稚産靈、此神頭上生蠶與桑、臍中生五穀、罔象此云美都  
波、  
第三  
一書曰、伊弉冉尊生火産靈時、爲子所焦而神退矣、亦云神避矣、其  
且神退之時、則生水神罔象女及土神埴山姬、又生天吉葛、天吉  
葛、此云阿摩與能佐圖羅、一云與曾豆羅、  
第四  
一書曰、伊弉冉尊且生火神軻遇突智之時、悶熱懊惱、因爲吐、此  
化爲神、名曰金山彦、次小便、化爲神、名曰罔象女、次大便、化爲神、名



日埴山姫

第五 一書曰伊弉冉尊生 火神時被灼而神退去矣故葬於紀伊國熊野之有馬村焉土俗祭此神之魂者花時亦以花祭又用鼓吹幡旗歌舞而祭矣

第六 一書曰伊弉冉尊與伊弉冉尊共生 大八洲國然後伊弉冉尊曰我所生之國唯有朝霧而薰滿之哉乃吹撥之氣化為神號曰級長戶邊命亦曰級長津彥命是風神也又飢時生兒號倉稻魂命又生海神等號少童命山神等號山祇水門神等號速秋津日命木神等號句句廻馳土神號埴安神然後悉生萬物焉至於火軻遇突智之生也其母伊弉冉尊見焦而化去于時伊弉冉尊恨之曰唯以一兒替我愛之妹者乎則匍匐頭邊匍匐脚邊而哭泣流涕焉其淚墮而為神是即畝丘樹下所居之神也號啼

具理さあり嘔吐を古言にタグリと云リ ○金山彦、記には金山毘古神金山毘賣神さあり二神並び坐せり ○姫、原本媛に作る丹本島本及紀略に據て改む 【第五一書】有馬村、牟婁郡にあり花窟と稱す記には葬出雲國與伯耆國之堺比婆山とあり ○土俗、私記にクニヒトと訓り然るに後に之をヒトと訓るは後嵯峨天皇の御諱邦仁を避けたるなり ○亦以花祭、葦牙に花窟には今も二月二十二日二月二日時の花を以て祭るなりと國人云りさあり是墓祭の始なり 【第六一書】薰滿、カヲリは鼻にかぐのみならず目に見るをも云ひこは雲霧のあらはに立るを云 ○級長戸邊、風神を級長戸邊命又級長津彥命と申すシナは息長なり神の息を長く吹き給へる即ち風なればやがて御名に負せ奉れり、トは處なり ○風神、式に大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座さある即是神なり ○飢、ヤハシカリシと訓

るを通釋に誤さし元々集にウヤシカリシさあるを正しとすべしと云り丹本にヤワシカリ玉本にウヘシとあり北本島本には傍訓なし ○倉稻魂命、ウカは食なり食物の御魂の神と云意稻は倉に收めおきて食料とす故に倉稻の字を用ひたり ○少童命、文選海賦の注に海童即海神也とあり ○水門神、水門は川の海に注ぎ入る口を云記には速秋津日子神速秋津比賣神とあり ○畝丘樹下所居之神、記に坐香山之畝尾木本名泣澤女神とあり式に大和國十市郡畝尾都多本神社と見ゆ萬葉二に哭澤之神と云り此神なるべし神也の原本な北本丹本及紀略に據て補ふ ○經津主神、及武甕槌神の事神代下に詳なり祖の下突の字丹本紀略也に作る ○一云、原本云を日に作る北本丹本に據て改む ○開竈、字書に竈は龍也さあり記傳に此神は龍にて雨を物する神なり高竈

澤女命矣遂拔所帶十握劍斬軻遇突智為三段此各化成神也復劍及垂血是為天安河邊所在五百箇磐石也即此經津主神之祖矣復劍鐔垂血激越為神號曰饗速日神次燂速日神其饗速日神是武甕槌神之祖也亦曰饗速日命次燂速日命次武甕槌神復劍鋒垂血激越為神號曰磐裂神次根裂神次磐筒男命一云磐筒男命及磐筒女命復劍頭垂血激越為神號曰閻竈次閻山祇次閻罔象然後伊弉冉尊追伊弉冉尊入於黃泉而及之共語時伊弉冉尊曰吾夫君尊何來之晚也吾已淪泉之竈矣雖然吾當寢息請勿視之伊弉冉尊不聽陰取湯津爪櫛牽折其雄柱以為秉炬而見之者則膿沸虫流今世人夜忌一片之火又夜忌擲櫛此其緣也時伊弉冉尊大驚之曰吾不意到於不須也凶目汚穢之國矣乃急走迴歸于時伊弉冉尊恨曰何不用要言令吾耻辱乃遣泉津醜女八人一日狹女追留之故伊弉冉尊拔劍背揮以



は山上の龍神開竈は谷なる龍神なりと云り關山祇園開象の關はいづれも谷なり  
 ○食泉之竈、黄泉國の竈にて養たる食物を食ひたるを云  
 ○湯津爪櫛、爪は楓本丹本島本爪に作るユツは五百津にて齒の數の多きことツマクシは齒のつまりたる櫛と云義なり  
 ○雄柱、記に男柱とあり左右の端の大きな齒を云  
 ○乘炬、タビは手火にて手に持つ火を云  
 ○膿沸、膿をウナヒと訓るは私記一本に宇奈とあるに據れるなるべし然るに藤波本私記には宇介とあり介は美の誤なるべけれどウミと訓むを正しとす  
 ○虫流、記に宇士多加禮とあり虫は蛆、流は多く集りて流るゝ如き狀なるを云  
 ○不須也凶目汚穢之國、イナは否定の意にて惡み嫌ふなり凶目は醜目にて黄泉の汚穢の狀を見惡みて詔ふなり汚穢の汚は原本汗に作る丹本楓本に據

逃矣、因投黑鬘、此即化成蒲陶、醜女見而採噉之、噉了、則更追、伊弉諾尊又投湯津爪櫛、此則化成笱、醜女亦以拔噉之、噉了、則更追、後則伊弉冉尊亦自來追、是時伊弉諾尊已到、泉津平坂、一云、伊弉諾尊乃向大樹放屣、此即化成巨川、泉津日狹女將渡、其水之間、伊弉諾尊已至、泉津平坂、故便以千人所引磐石塞其坂路、與伊弉冉尊相向而立、遂建絕妻之誓、時伊弉冉尊曰、愛也吾夫君、言如此者、吾則當縊殺汝所治國民、日將千頭、伊弉諾尊乃報之曰、愛也吾妹、言如此者、吾則當產日將千五百頭、因曰、自此莫過、即投其杖、是謂岐神也、又投其帶、是謂長道磐神、又投其衣、是謂煩神、又投其禪、是謂開嚙神、又投其履、是謂道敷神、其於泉津平坂、或所謂泉津平坂者、不復別有處所、但臨死氣絕之際、是之謂歎所塞磐石是謂泉門塞之大神也、亦名道返大神矣、伊弉諾尊既還、乃追悔之曰、吾前到於不須也凶目汚穢之處、故當滌

て改む  
 ○要言、字書に要約也とあり先に吾を見給ふなと約し給ひしを云  
 ○令吾耻辱、令原本今に作る諸本に據て改む  
 ○泉津醜女、黄泉國の惡鬼  
 ○(注)一云以下七字、丹本紀略なし  
 ○(注)泉津日狹女、通證に日狹女齋目也とあり  
 ○追留、類史此上に洒字あり  
 ○黑鬘、頭の飾なり上古は男女共にカツラを懸て飾となせり是は黒玉なごなつけられしなるべし  
 ○蒲陶、抄にエビカツラノミとありエビは今の山葡萄なり  
 ○了、丹本島本畢に作る下同じ  
 ○笱、抄に笱亦作筭太加無奈とあり竹芽菜の義  
 ○泉津平坂、記に今謂出雲國之伊賦夜坂也とあり  
 ○一云以下三十九字、島本細注とす  
 ○屣、丹本島本尿に作る抄に説文云尿(由波利)小便也とあり  
 ○千人所引磐石、千人にて引く程の大なる磐石

去、吾身之濁穢、則往至筑紫日向小戸橋之檣、原而祓除焉、遂將盪滌身之所汚、乃興言曰、上瀨是太疾、下瀨是太弱、便濯之於中瀨也、因以生神號曰八十枉津日神、次將矯其枉而生神號曰神直日神、次大直日神、又沈濯於海底、因以生神號曰底津少童命、次底筒男命、又潛濯於潮中、因以生神號曰中津少童命、次中筒男命、又浮濯於潮上、因以生神號曰表津少童命、次表筒男命、凡有九神矣、其底筒男命、中筒男命、表筒男命、是即住吉大神矣、底津少童命、中津少童命、表津少童命、是阿曇連等所祭神矣、然後洗左眼、因以生神號曰天照大神、復洗右眼、因以生神號曰月讀尊、復洗鼻、因以生神號曰素戔嗚尊、凡三神矣、已而伊弉諾尊勅任三子曰、天照大神者可以治高天原也、月讀尊者可以治滄海原潮之八百重也、素戔嗚尊者可以治天下也、是時素戔嗚尊年已長矣、復生八握鬚髯、雖然不治天下、常以啼泣恚恨、故伊弉諾尊問



○建絶妻之誓、丹本妻を要に作る通釋之に據るコトトは異處にて閨房を異にするを云ワタスは言渡す義なるべし  
○吾則當繼、原本則なし島本玉本に據て補ふ  
○岐神、フナドは勿經處なり此より勿過ぎそ詔ひて投給ひし御杖によりて成坐るにより岐神と書けるは衛にて祭るに因る  
○長道磐神、帶の形の長きより長道と云磐は延(ハ)なるべし  
○煩神、記に和豆良比能宇斯神とあり  
○種、字鏡にシタノハカマとあり

之曰汝何故恒啼如此耶對曰吾欲從母於根國只爲泣耳伊弉諾尊惡之曰可以任情行矣乃逐之倉稻魂此云宇介能美拖磨少童此云和多都美頭邊此云摩苦羅陸脚邊此云阿度陸燐火也音而善反靄此云於箇美音力丁反吾夫君此云阿我儼勢食泉之竈此云譽母都俳遇比秉炬此云多妣不須也凶目汚穢此云伊儼之居梅枳多儼枳醜女此云志許賣背揮此云志理幣提爾布俱泉津平坂此云余母都比羅佐可屣此云愈磨理音乃弔反絶妻之誓此云許等度岐神此云布那斗能加微穩此云阿波岐

○開嚙神、記に飽咋之宇斯神とあり  
○泉門塞之神、原本之字なし丹本楓本等に據て補ふ  
○筑紫日向小戸橋之憶原、其所在に就て數説あり具原氏の筑前續風土記には那珂郡住吉村住吉神社(式に所謂筑前國那珂郡住吉神社三座並名神大)所在の地なりと云ひ青柳種磨の續風土記拾遺には同郡仲村現人神社所在地なりと云ひ宮崎大門の筑紫小門齋蹟考には日向國宮崎郡江田神社をば巡拜帳と云もの式内憶原江田神社とあれば江田郷の邊なるべしと云り何れも確定し難けれども大神祓禊の時に生れまじし神の悉く鎮座し給ふより考ふるに那珂郡仲村なるべし憶に就きても二説あり紀傳には檀の一名なりと云ひ古史傳には七月の靈祭の時に水むけに用ふるミンハギなりと云  
○祓除、ミンギは身の汚穢を滌ぐなりハラヒは拂にて身につける穢れたる物を取棄るを云禊と被さば各別なり  
○興言、揚言するを云、心に感じたる所あり之を取立てす第十の一書には大綾津日神とあり記傳にマカとば總本峯本に據て補ふ丹本には之字なし  
○八十柱津日神、記に八十福津日神大福津日神の二柱とす第一の一書には大綾津日神とあり記傳にマカとば總本の惡しき事を云ひ世間にあらゆる凶惡邪曲の事は皆此神の御靈より起れりと云  
○神直日神、大直日神、記傳に直毘とば禍を直し給ふ御靈の謂なりとあり  
○中津少童命、原本中の上表字あり丹本楓本に據て削る  
○住吉大神、式に攝津國住吉郡住吉神社四座(一座は神功皇后を後に祭り加へたり)とあり又荒魂を祀れるは長門國豐浦郡住吉坐荒魂神社三座あり、筑前國那珂郡住吉神社は神代よりの鎮座なり  
○阿曇連等所祭神、阿曇連は海神の子孫なり子孫たる阿曇氏が其祖神を祀れるにて我國神社の大部分は皆是なり少童命の本社は筑前國糟屋郡志加海神社なり  
○月讀命云々、滄海原は海なり潮之八百重とば潮路の遠く隔れる極みを云今も潮の満干の月に關係あること大なり其の潮の八百重の事を掌り給へこの意なり、楓本島本等潮の上に表津の二字あり丹本原本に同じ  
○倉稻魂、以下百六十三字第七一書の末にあり熱本及釋紀に據て此に移す

○俱、丹本島本理に作り峯本里に作る  
○屣、丹本島本尿に作る  
○妻、丹本要に作る  
○第七一書大山祇神、類史山神に作り通釋之に據て改む  
○磐石、原本磐を磐に作る諸本に據て改む  
○第八一書身中、ムクロは身軀の義ムは身クロはカラの轉なり  
○麓山、端山なり  
○正勝、記傳には眞坂の義とす  
○籬山、繁山なり  
○足日麓、島本此三字なし  
○麻沙柯、原本柯下菟字あり江本昌本及類史に據て削る一云以下六字丹本楓本なし  
○第九一書殯殿之處、口訣に假假死體所とあり新に死たるまゝにて葬るまでの間假に收置く處を云モカリのモは喪カリは上のアの省かりたるにて喪上りなりソノヲは通證に今按會乃乎取園陵之義以訓之とあれソノノは其ヲはヨサムのヲならむか斂は斂の俗字なれど諸本同じければ之に據

第七  
一書曰伊弉諾尊拔劍斬軻遇突智爲三段其一段是爲雷神一段是爲大山祇神一段是爲高靈又曰斬軻遇突智時其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石而因化成神號曰磐裂神次根裂神兒磐筒男神次磐筒女神兒經津主神

第八  
一書曰伊弉諾尊斬軻遇突智命爲五段此各化成五山祇一則首化爲大山祇二則身中化爲中山祇三則手化爲麓山祇四則腰化爲正勝山祇五則足化爲籬山祇是時斬血激灑染於石礫樹草此草木沙石自含火之緣也麓山足曰麓此云籬耶磨正勝此云麻沙柯一云麻左柯豆籬此云之伎音鳥含反

第九  
一書曰伊弉諾尊欲見其妹乃到殯殿之處是時伊弉冉尊猶如生平出迎共語已而謂伊弉諾尊曰吾夫君尊請勿視吾矣言訖忽然不見于時闇也伊弉諾尊乃舉一片之火而視之時伊弉



○脹滿太高、ハレは張リ  
 ○用桃避鬼、鬼は抄に周  
 易云人神曰鬼(和名於邇  
 或說云於邇者隱音之訛也  
 鬼物隱而不欲顯形故以  
 稱也)四聲字苑云鬼人死  
 神魂也(あれ)是は俗に  
 所謂幽靈に當れり(こ)に  
 鬼さあるは八色雷公泉津  
 醜女などを指せり鬼を避  
 くる爲に桃を用ふる(こ)は  
 延喜中務省式に追難の  
 時桃弓桃杖を離人に頒充  
 つ(こ)見え支那の書には荆  
 楚歳時記に桃樹東南枝三  
 尺八寸向日鬼憎去之避  
 疫術也左傳昭四年に桃  
 弧棘矢以除其災(こ)見え  
 たり

再尊脹滿太高、上有八色雷公、伊弉諾尊驚而走還、是時雷等皆起、追來、時道邊有大桃樹、故伊弉諾尊隱其樹下、因採其實、以擲雷者、雷等皆退走矣、此用桃避鬼之緣也、時伊弉諾尊乃投其杖、曰、自此以還、雷不敢來、是謂岐神、此本號曰來名戶之祖神焉、所謂八雷者、在首曰大雷、在胸曰火雷、在腹曰土雷、在背曰稚雷、在尻曰黑雷、在手曰山雷、在足上曰野雷、在陰上曰裂雷、

第十  
 一書曰、伊弉諾尊追至伊弉冉尊所在處、便語之曰、悲汝、故來答曰、族也、勿看吾矣、伊弉諾尊不從、猶看之、故伊弉冉尊恥恨之曰、汝已見我情、我復見汝情、時伊弉諾尊亦慙焉、因將出返、于時不直默歸、而盟之曰、族離、又曰、不負於族、乃所唾之神號曰速玉之男、次掃之神號泉津事解之男、凡二神矣、及其與妹相鬪於泉平坂也、伊弉諾尊曰、始爲族悲、及思哀者是吾之怯矣、時泉守

り惡神をさへざる意なり  
 ○尻、カクレと訓るは言  
 葉を思ひて避けたるなり  
 【第十一書】族、ウカラ  
 は通證に玉木翁曰族生屬  
 也(あれ)内族なるべし  
 紀中に親屬親族同族を何  
 れもウカラと訓り  
 ○見我情、鹽土傳云言汝  
 我亦知汝情(あれ)我耻辱  
 再尊怨詰諾尊之言也  
 ○所唾之神、玉本之下  
 時化出の三字あれ(こ)諸本  
 になし故に採らず掃之の  
 下亦同じ  
 ○速玉之男、式に出雲國  
 意宇郡速玉神社、紀伊國  
 牟婁郡熊野速玉神社あり  
 ○泉津事解之男、峯本男  
 を神に作る  
 ○泉平坂、泉の下津の字  
 を略したるなり泉守道も  
 亦同じ脱ちたるにはあら  
 ず、泉守道は黄泉の道を  
 守る者なり  
 ○菊理媛神、史傳に夜見  
 國にありて伊邪那美命に  
 副侍(つき)ふ神と聞えたり  
 二柱の神の御中執持て  
 女神の御言を男神に聞看  
 させしめ男神の御言を女神  
 に聞入しめ奉らし、功に  
 依て負たるにて聞入の意

道者、白曰、有言矣、曰、吾與汝已生國矣、奈何更求生乎、吾則當留此國、不可共去、是時菊理媛神亦有白事、伊弉諾尊聞而善之、乃散去矣、但親見泉國、此既不祥、故欲濯除其穢惡、乃往見粟門及速吸名門、然此二門潮既太急、故還向於橋之小門而拂濯也、于時入水吹生磐土命、出水吹生大直日神、又入吹生底土命、出吹生大綾津日神、又入吹生赤土命、出吹生大地海原之諸神矣、不負於族、此云、宇我邏磨概其、

第十一  
 一書曰、伊弉諾尊勅任三子、曰、天照大神者、可以御高天之原也、月夜見尊者、可以配日而知天事也、素戔嗚尊者、可以御滄海之原也、既而天照大神在於天上、曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降、已到于保食神許、保食神乃廻首嚮國、則自口出飯、又嚮海、則鰭廣鰭狹、亦自口出、又嚮山、則毛龜、毛柔、亦自口出、夫品物悉備、貯之百机、而饗之、是時



かざあり加賀國石川郡白  
山此神は此神を祀れ  
り云云一宮記其他に  
見たり  
○粟門、阿波の鳴戸なり  
○速吸名門、豊後國海部  
郡にあり、式に同國海部  
郡早吸日女神社見ゆ  
○磐土命、土はツチと訓  
べし底土赤土亦同じ、  
に見えたる磐土命は上  
に見えたる表筒男命底土命  
は底筒男命赤土命は中筒  
男命と神にまします  
○概、原本概に作る楓本  
島本及類史に據て改む  
【第十一書】勅任、コ  
トヨサシは事寄さしなり  
其事を寄せ給ふなり  
○大神、原本大を太に作  
る丹本楓本昌本等に據て  
改む  
○葦原中國、國號考に葦  
原中國は本神代に高天原  
より云る號にして此國な  
がら云る號にはあらず其  
意はいさゞ上代には四  
方の海濱は悉く葦原にて  
其中に國處有て上方より  
保猶保持也宇氣者食之義  
也言是保持食物之神也  
あり食物をウケと云るは  
人の命を受け保つ意か記  
に大氣津比賣神とある亦  
同神なるべし  
○到  
保食神許、山城風土記に  
月讀尊天照大神の勅を  
受けて保食神の許に至り  
まじ、時葛野郡桂里に  
立寄り給ひし事見えたる  
れば攝津風土記に見え  
たる豐宇  
可乃賣神と保食神とは  
同神にして爰に保食神  
の許に到るは同國稻山  
ならむか  
○鮪廣鱈狹、ハタは  
ヒレなり大小の魚を云  
○毛龜毛柔、獸  
と鳥なるべしと云或は  
猪熊の如き大獸を毛龜  
物と云ひ免なごの如き  
小獸を毛柔物と云るか  
○貯、アザへは雜へと云  
に同じ種々の物を雜へ  
備ふる  
なり  
○百机、記に百取机代之  
物とあり机は杯居にて  
食器を居る由の名なり  
百人にて取持つ程の机  
代之物を云  
○養、ミ  
アヘタテマツルは養應  
し奉

月夜見尊忿然作色曰穢矣鄙矣寧可以口吐之物敢養我乎  
廼拔劍擊殺然後復命具言其事時天照大神怒甚之曰汝  
是惡神不須相見乃與月夜見尊一日一夜隔離而住是後天照大  
神復遣天熊人往看之是時保食神實已死矣唯有其神之頂化  
爲牛馬顛上生粟眉上生蠶眼中生稗腹中生稻陰中生麥及  
大豆小豆天熊人悉取持去而奉進之于時天照大神喜之曰是物  
者則顯見蒼生可食而活之也乃以粟稗麥豆爲陸田種子以稻  
爲水田種子又因定天邑君即以其稻種始殖于天狹田及長田其秋  
垂穎八握莫莫然甚快也又口裏含蠶便得抽絲自此始有養  
蠶之道焉保食神此云宇氣母知能加微顯見蒼生此云宇都志枳阿  
烏比等久佐

るを云アへは人を養應する事を云る古言なり  
○穢矣、丹本峰本島本を裁に作る  
○是時、類史時の下則の字あり  
○擊殺、通釋は玉本に據て此  
下に保食神の三字を補ひたれど探らず  
○陰中、原本中の字なし丹本に據て補ふ  
○大粒小豆、丹本楓本嶺本及類史大小豆に作る  
○是物者、  
通釋亦同じ抄に鹽和名万由蠶衣也とあり  
○顯見蒼生、は顯見は釋紀に現在之義とあり、蒼生は青人草なり人民を云食は人生に最も必要なるものなるが故に人  
民の食ひて活くべきものなりとて陸田種子と水田種子とを定め地の宜きを其を見人を選びて農事を勤め勵まじ給ひしなり神慮仰ぐべし  
○陸田  
種子、通釋にハタは乾田也とありハタツモノは島の物なり丹本にはハタケノタナツモノとありタナツモノは種子つ物なり  
○水田種子、タナツモノ  
は是も同じく種子つ物なり稻は五穀の中の最も主なるもの故に種と云へば稻種の事になれるなり  
○天邑君、纂疏に謂農人之長とあり口訣に農長也  
とありムラキミは群君の意  
○狹田、眞田なり狹き意にあらず  
○長田、長大なる意  
○莫々然、毛詩周南に維葉莫々注に成就之貌とありシナヒは  
茂りて靡くを云  
○養蠶之道、衣服も亦食物に次ぎて人生に必要なものなるが故に蠶を養ひ絲を抽きて織維を勵まじめ國を治め民を安んずるの道  
を立て給ひしなり

於是素戔嗚尊請曰吾今奉教將就根國故欲暫向高  
天原與姉相見而後永退矣勅許之乃昇詣之於天也是後伊弉  
諾尊神功既畢靈運當遷是以構幽宮於淡路之洲寂然長隱者矣  
亦曰伊弉諾尊功既至矣德亦大矣於是登天報命仍留宅於  
日之少宮矣少宮此云倭柯美野始素戔嗚尊昇天之時溟渤以之鼓盪山岳爲之  
鳴响此則神性雄健使之然也天照大神素知其神暴惡至聞來  
詣之狀乃勃然而驚曰吾弟之來豈以善意乎謂當有奪國之  
志歟夫父母既任諸子各有其境如何棄置當就之國而敢  
窺窬此處乎乃結髮爲髻縛裳爲袴便以八坂瓊之五百箇御

【瑞珠盟約】根國、纂  
疏根の上に底字あり  
○勅許之、通釋此上に伊  
弉諾尊の四字を補ひたれ  
ど上文よりの續にてなく  
ても聞えまた次の行に伊  
弉諾尊云々あれば無き  
を可とす  
○神功已畢、功は事なり  
神の事業と云ふ意已畢は  
事業の成れるを云  
○靈運當遷、丹本にはア  
ツシレマシテカムアガリ  
マシナムトスと訓りアツ  
シレは熱痴にて病の篤く  
重きを云カムアガリは神  
上に於て崩御の意なり  
○幽宮、式に淡路國津名  
郡伊佐奈伎神社あり、此  
地なり  
○日之少宮、諸尊の坐す  
御殿なり天照大神の大宮  
に對して少宮と云

日本書紀卷第一 神代上 瑞珠盟約



○溟渤云々、オホウミは  
大海なりト、口は轟にて  
浪音高く海水の漂ひ揺く  
を云  
○山岳云々、山岳の鳴動  
するを云  
○尊國、國は高天原を  
云  
○結髪爲髻云々、女装を  
變じて男装を爲し給ふを  
云結髪は女子は垂髪なる  
を男子の如くに髪を引上  
けて結ふを云爲髻は左右  
の鬢にて結ひわかゆるを  
云縛裳は裳は女子の用ふ  
るものなれば之を引纏ひ  
て男子の用ふる袴の如く  
に取成し給ふを云  
○八坂瓊之五百箇御統、  
八坂は借字にて八尺なり  
玉緒の長さ云五百箇は  
玉の数の多きをいひ御統  
は多くの玉を緒に貫きて  
統一したるを云、原本箇  
を箇に作る、昌本及類史  
に據て改む  
○纏其髻髮及腕、髻髮を  
ミイナタキと訓るは御頂  
なり頂の飾を爲給ふを云  
丹本に髻をミツラと訓り  
ミツラは耳頬にて髻のこ  
ころを云髮はカツラにて  
御髮の飾なり腕はウテナ  
り玉を髻にも髮にも亦腕

統御統、此云マツヒ、  
美須磨、纏其髻髮及腕、  
又背負千箭之鞞、千箭此  
知能梨、與五百箭之鞞、  
臂著稜威之高鞞、稜威、  
此伊都、振起弓、躡急握  
劍柄、踏堅庭而陷股、若  
沫雪以蹴、散、躡、此云  
俱、穰威之雄、詰、此云  
鳥多、稽眉、發稜威之噴  
讓、噴讓、此云、而徑  
詰問、焉素戔嗚尊對曰、  
吾元無黑心、但父母已有  
嚴勅、將就乎根國、如不  
與姉相見、吾何能敢去、  
是以跋涉雲霧遠自來、參  
不意阿姉翻起嚴顏、于時  
天照大神復問曰、若然者、  
將何以明爾之赤心也、對曰、  
請與姉共誓、夫誓約之中、  
誓約之中、此云、宇必當  
生子、如吾所生是女者、  
則可以爲有濁心、若男者、  
則可以爲有清心、於是天照  
大神乃索取素戔嗚尊十握  
劍、打折爲三段、灌於天真  
名井、酷然咀嚼、詰然咀嚼、  
此云、而吹棄氣噴之狹霧、  
于都、伊浮能佐、擬理、所  
生神號、曰、田心姬次、  
湍津姬次、市杵鳴姬、凡三  
女矣、既而素戔嗚尊乞取  
天照大神髻髮及腕、所纏  
八坂瓊之五百箇御統、灌於  
天真名井、酷然咀嚼、嚼而  
吹棄氣噴之狹霧、所生神號、  
曰、正哉吾勝勝速日天忍  
穗耳尊、次

にもつけ給ひしを云  
○千箭之鞞、チノリは千  
箭入りチは箭の数の多  
きを云ひノは鞞にて矢竹  
なりリは入りのイの省け  
たるなり鞞は抄に和名由  
岐以箭又其中也とあり  
矢箭なるべし千箭之鞞は  
多くの箭を入れたるを云  
○稜威之高鞞、鞞は抄に  
鞞(音早和名止毛楊氏漢  
語抄日本紀等用鞞字俗  
亦用之本文未詳)在臂  
避弦具也とあり箋注に  
按鞞字西土諸書無見蓋皇國所造非漢字と見ゆ鞞は左の臂につけて弓を射る時に弦の之に觸れて音を發する故に高鞞と云ひ其音即ち武威を示すを以て稜威と上に副へたるなり  
○弓、ユハズは弓端なり弓の端を云振起は端を地に突き立て、弓を振起すなり  
○劍柄、タカミは手上にて劍の柄を云急握は強く握るを云  
○踏堅庭云々、全身に力をこめて堅き庭の地を踏込み給ふ由なり  
○若沫雪云々、其堅き庭の土を輕き沫雪の如くに蹴散し給ふにて御力の強くまします事を形容したる詞なり  
○雄詰、原本詰を詰に作る丹本及類史紀略に據て改む下同じ、雄詰は身を奮はしめて雄々しく健び給ふ状を云  
○噴讓、噴は大呼聲、讓は詰責以辭謂之讓とあり大に聲を發して詰問するを云コロは殺す懲すなどのコロコロと同じくビはヲタケビのビと同じく其状を云  
○詰問、詰は字書に責也詰也問罪也とあり、原本詰を詰に作る丹本及類史紀略に據て改む、下同じ  
○父母、丹本纂疏母の字なし  
○翻起嚴顏、諸本翻を翻に作る翻同じ却てなり嚴顔は怒れば顔の嚴めじくなるが故に嚴顔を起すといふ笑顏の反對なり  
○誓約、通釋に事ある時に其誓する所を誓約と云ふとあり、天眞名井、第三の一書及記に天安河を隔て、相對ひ立たして誓約し給ふとあり、天眞名井は安河の誓を徵しなごする其事をウケヒと云なりとあり  
○吹棄氣噴之狹霧、イブキは息吹なり息を吹出すを息吹と云狹霧は眞霧なり強く吹き出し給ふ息の眞霧の如くなるを云  
○田心姫、三女神は天安河によりて名づけられたるなり、天忍穗耳尊、正哉吾勝勝速日私記にマサヤアカツカツカツハヤヒと訓み諸本之に據り名なり之は地名によりて負せ奉れる御名なり  
○正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、正哉吾勝勝速日は私記にマサヤアカツカツカツハヤヒと訓み諸本之に據りたれど正哉は正しき哉の意又勝速日の勝は速日に續くにはカチといふべき規定なれば記傳の説の如くマサヤアカツカツカツハヤヒと訓み諸本之に據り誓約に因りて負せ奉れるなり忍穗耳は稻穂によれる御名なり  
○出雲臣、記には出雲國造、姓氏録には出雲宿禰と見ゆ今の千家北島兩男爵家及其ら族なり  
○土師連、土師はハシと訓めど埴土も物を造る職なればハニシと云ふべきなり此氏を賜りしは垂仁天皇三十二年野見宿禰土部職に任ぜられたるに因り此氏は出雲臣より出て菅原秋篠大江等の諸氏となれり  
○凡川内直、記には河内國造、姓氏録には河内忌寸と見ゆ凡河内は今の河内國なり  
○山代直、記には山代國造、姓氏録には山背忌寸と見ゆ山代は今の山城國なり、舊くは山代とも山背とも書きしを延暦十三年に文字を山城と改めたり  
○子養、ヒタスは日足にてタシは足らざるなり養育するを云  
○胸肩君、胸肩は筑前國宗像郡是なり姓氏録河内神別に宗形君大國主命六世孫吾田片隅命之後也と見え胸肩氏は大國主命の後裔なり

天穗日命、是出雲臣、土次天津彦根命、是凡川内直、山次活津彦根命、次熊野櫛樟日命、凡五男矣、是時天照大神勅曰、原其物根、則八坂瓊之五百箇御統者是吾物也、故彼五男神悉是吾兒、乃取而子養焉、又勅曰、其十握劍者是素戔嗚尊物也、故此三女神悉是爾兒、便授之素戔嗚尊、此則筑紫胸肩君等所祭神是也、



【第一書】陵物、陵は字書に犯也侮也倭也也。丹本島本島本等諸本及類史陵を倭に作る陵凌通す。

○丈夫、丈は長老之稱也。さあり小子に對して云原本丈を大に作る峯本纂疏及類史紀略に據て改む。

○握、峯本紀略提に作り楓本纂疏提に作る亦通す。

○瀛津嶋姫、即ち田心姫なり。田心姫と別神とせるは誤れり。

○天忍骨尊、忍穗耳と云るに同じ。式に豐前國田川郡忍骨神社あり。此神を祀る。

○道中、宗像を指せり。本居翁は道は國と云に同じく道中は筑紫國の中也と云れたり。

○天孫、舊訓にはアメミマコとあれ。古史傳に文武天皇元年詔に天津神御子とあるに從て訓べしと云り。

第一  
一書曰、日神本知素戔嗚尊有武健陵物之意及其上至便謂弟所以來者非是善意必當奪我天原乃設丈夫武備躬帶十握劍九握劍八握劍又背上負鞆又臂著稜威高鞆手握弓箭親迎防禦是時素戔嗚尊告曰吾元無惡心唯欲與姉相見只爲暫來耳於是日神共素戔嗚尊相對而立誓曰若汝心明淨不有陵奪之意者汝所生兒必當男矣言訖先食所帶十握劍生兒號瀛津嶋姫又食九握劍生兒號湍津姫又食八握劍生兒號田心姫凡三女神矣已而素戔嗚尊以其頸所嬰五百箇御統之瓊濯于天渟名井亦名去來之眞名井而食之乃生兒號正哉吾勝勝速日天忍骨尊次天津彥根命次活津彥根命次天穗日命次熊野忍踏命凡五男神矣故素戔嗚尊既得勝驗於是日神方知素戔嗚尊固無惡意乃以日神所生三女神令降於筑紫洲因教之曰汝三神宜降居道中奉助天孫而爲天孫所祭也

【第二書】珍寶、類史珍玉に作る

○掘、原本堀に作る類史に據て改む。丹本堀本等握に作るは堀の訛なり。

○汝以所持、原本所の上汝字あり丹本及類史紀略に據て削る。

○遠瀛、記に奥津宮とあり、此宮は奥島にあり、奥島は大島の西北四十八里にありと云。

○中瀛、記に中津宮とあり、此宮は神湊を去る三里北の海中にあり大島と云。

○海濱、類史近瀛に作る記に邊津宮とあり海濱は田島村にあり此社昔は神湊の東六町に在しを建長年中今の地に移奉ると云。

第二

一書曰、素戔嗚尊將昇天時有一神號羽明玉此神奉迎而進以瑞八坂瓊之曲玉故素戔嗚尊持其瓊玉而到之於天上也是時天照大神疑弟有惡心起兵詰問素戔嗚尊對曰吾所以來者實欲與姉相見亦欲獻珍寶瑞八坂瓊之曲玉耳不敢別有意也時天照大神復問曰汝言虛實將何以爲驗對曰請吾與姉共立誓約誓約之間生女爲黑心生男爲赤心乃掘天真名井三處相與對立是時天照大神謂素戔嗚尊曰以吾所帶之劍今當奉汝汝以所持八坂瓊之曲玉可以授予矣如此約束共相換取已而天照大神則以八坂瓊之曲玉浮寄於天真名井嚙斷瓊端而吹出氣噴之中化生神號市杵嶋姫命是居于遠瀛者也又嚙斷瓊中而吹出氣噴之中化生神號田心姫命是居于中瀛者也又嚙斷瓊尾而吹出氣噴之中化生神號湍津姫命是居于海濱者也凡三女神於是素戔嗚尊以所持劍浮寄於天真名井嚙斷劍



末而吹出氣噴之中化生神號天穗日命次正哉吾勝勝速日天忍骨尊次天津彥根命次活津彥根命次熊野櫛樟日命凡五男神云爾

第三

一書曰日神與素戔嗚尊隔天安河而相對乃立誓約曰汝若不有奸賊之心者汝所生子必男矣如生男者予以爲子而令治天原也於是日神先食其十握劍化生兒瀛津鳴姬命亦名市杵鳴姬命又食九握劍化生兒湍津姬命又食八握劍化生兒田霧姬命已而素戔嗚尊含其左髻所纏五百箇御統之瓊而著於左手掌中便化生男矣則稱之曰正哉吾勝故因名之曰勝速日天忍穗耳尊復含右髻之瓊著於右手掌中化生天穗日命復含嬰頸之瓊著於左臂中化生天津彥根命又自右臂中化生活津彥根命又自左足中化生燐之速日命又自右足中化生熊野忍踏命亦名熊野忍隅命其素戔嗚尊所生之兒皆已男矣故日神方知素戔嗚尊元有赤心便取

【第三書】必男、峯本必女に作る  
○御、原本なし、丹本峯本及紀略に據て補ふ  
○勝速日、玉本此上に正哉吾勝の四字あれど探らず丹本には勝の上に吾字あり  
○宇佐島、豊前國宇佐郡にあり通證に見林曰宇佐島非海島二川周流神山故有島名とあり二川さは寄藻川と御物川となり  
○北海道中、北海は北海なり宗像は九州の北海にあればしかいふ初め宇佐に天降まじ現在北海の道中に坐すなり  
○道主貴、三女神を合せて申すなり海の北の道中の主たる神と云意貴は大己貴の貴に同じ  
○水沼君、宗像氏と同じく大己貴命の末ならむと

思へど微さすべきものなり谷重遠の鹽土傳に丹齋日胸肩氏爲左座水沼氏爲右座とあるは宗像神社にての事かよく考ふべし

【寶鏡開始章】重播種子、種子を播きたる上に重いて種を播くを云  
○毀其畔、畔は抄に田界也和名久呂一云阿世とあり畔を取放てば水涸れて苗枯るなり  
○(注)波那豆、原本那豆顛倒す諸本に據て改む  
○秋則云々、斑駒をして實りたる稻を踏荒さしむるを云  
○當新嘗時、私記にニイノアヒスルトキ又云ニハナヒキコトキとあり釋紀に新嘗者是新穀既熟乃後饗嘗也謂之爾波今加奈比之辭是師說之所讀加也とあり記に大嘗(オホホニ)とあり記傳にニハは新饗(ニハ)を約めたるにて新稻を以て饗するを云名なりとあり嘗の字を用ひたるは支那にて秋祭を嘗と云へるによれり  
○放戻、私記にクソマル

其六男、以爲日神之子使治天原即以日神所生三女神者使降居于葦原中國之宇佐鳴矣今在北海道中號曰道主貴此筑紫水沼君等祭神是也燐干也此云備

是後素戔嗚尊之爲行也甚無狀何則天照大神以天狹田長田爲御田時素戔嗚尊春則重播種子重播種子此重播種子且毀其畔波那豆秋則放天斑駒使伏田中復見天照大神當新嘗時則陰放戻於新宮又見天照大神方織神衣居齋服殿則剝天斑駒穿殿藁而投納是時天照大神驚動以梭傷身由此發惱乃入于天石窟閉磐戶而幽居焉故六合之内常闇而不知晝夜之相代于時八十萬神會合於天安河邊計其可禱之方故思兼神深謀遠慮遂聚常世之長鳴鳥使互長鳴亦以手力雄神立磐戶之側而中臣連遠祖天兒屋命忌部遠祖太玉命掘香山之五百箇眞坂樹而上枝懸八坂瓊之五百箇御統中枝懸八咫鏡一經津鏡下枝懸青和幣尼枳底白和幣



さあり大便をするを云戻  
は丹本島木及私記に尿さ  
あり玉篇に尿屎同俗  
又作尿さあり尿屎同俗  
○新宮、記に聞看大嘗  
之殿さあり重胤は是大嘗  
宮の權輿なり云云  
○神衣、神に獻り給ふ御  
衣にて和妙荒妙なり天八  
千々姫神衣を織りし事機  
殿儀式帳に見えたり  
○齋服殿、機殿なり神衣  
を織る殿なるが故に齋服  
殿云云  
○天斑駒、斑駒は毛のま  
だらなる駒なり  
○雲、屋の棟の覆なり其  
狀魚鱗に似たる故にイラ  
カ云云  
○梭、抄に行通俗文云受  
緯曰等(今案即行也、  
比)亦謂之梭さあり織  
機具なり傍訓カヒさある  
はカミアさ相似たるより  
誤れるにて御梭(と)なるべし  
○六合、四神出生の章に出づ  
○會合、峯本及類史には合の字なし記に神集集而さあり  
○禱、イノルは言宜なり願  
ひ思ふ所を言葉に述る意なり説文に禱告事求福也さあり  
○常世之長鳴鳥、雞を云云  
○忌部、此下恐らくは首の字を脱す  
○五百箇眞坂樹、五百  
箇は枝の繁きを云、眞坂樹は今神事に用ふる樹なり、古事記延喜式には賢木と書き日本後紀には樹と書けり、○樹、ネコジは根ながらほり取るを云  
ふ  
○御統、島本統の下玉の字あり  
○八咫鏡、ヤタは八手にて兩手を並べたる程の大きさの鏡と云意私記に讀んば爲阿多者手之義也一手之廣四寸  
兩手相加正是八寸也さあり口訣にも八咫鏡者面八寸鏡と云一説にヤタは八頭にて八頭花崎、八葉形也と云る説もあれど採り難し  
○(注)眞經津  
鏡、記傳にマフツは眞太にて太は美稱なり云云  
○青和幣、拾遺に種麻以爲青和幣とあり麻なり  
○白和幣、拾遺に穀木種殖之以作白和幣是木  
綿也さあり木綿なり麻に比ぶれば色白き故に白和幣と云  
○茅經之箱、私記に以茅經其矛也とあり  
○併優、ものゝ憑きたるが如き状態をなして  
種々の可笑き所作を神の御意を味まじ眞奉るを云通證に之を以て猿樂の本縁さし之を猿樂と云は猿女氏相傳の樂なればなり云云  
○眞坂樹爲  
靈、記には天之眞拆を靈と爲す見えたり眞拆はマサキノカツラなり眞坂樹はマサキノ誤かとも思はるれど賀茂松尾祭等に楓を靈とすことあれば  
神を靈とすることもなし云べからず傳説の異なるにや  
○以蘿爲手機、拾遺には蘿葛さありて蔓草なり京都にては今もヒカゲと云り賀茂山を始

相與致其祈禱焉、又猿女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之稍、立於天  
石窟戸之前、巧作俳優、亦以天香山之眞坂樹爲髮、以蘿、比阿羅爲手  
纏、手機此云、而火處燒、覆槽置、覆槽置此云、顯神明之憑談、顯神明之憑談、此  
時天照大神聞之而曰、吾比閉居石窟、謂當豐葦原中國、必爲長  
夜、云何天鈿女命、噫樂如此者乎、乃以御手細開磐戸、窺之時、手力  
雄神則奉承天照大神之手、引而奉出、於是中臣神忌部神則界以端出  
之繩、亦云左繩、端出之繩、乃請曰、勿復還、幸、然後諸神、歸罪過於素戔  
鳴尊、而科之以千座置戸、遂促徵矣、至使、拔髮以贖、其罪亦曰、拔其手  
足之爪、贖之、已而竟逐降焉。

め各處に生じ地上に長くはひ四季綠色なり新嘗祭大嘗祭には今も冠に之を纏へり手機は手をすかす爲にかくる物なり故に手機と云、抄には纏をタス  
キと訓り  
○火處燒、庭燎を燒くを云  
○覆槽、ウケは空甕(ウケ)なり内部の空虚なる甕を云此物の上に立て舞ふ時に響あらしめむ爲に之を設くるな  
り後の舞合なり  
○(注)覆槽置云々、置及布西の二字類史に據て補ふ  
○顯神明之憑談、是即併優の状態なり、眞に神懸のありしにはあらず  
○噫樂、笑ひ樂むを云、説文に噫大笑也さありエラギのエは笑ひ顔、ほゝむむなごのエにて笑なり  
○端出之繩、今のじめ繩なりシリクメは尻籠めに  
て菓の端をこめて絡る繩と云意なり  
○(注)亦云、此上原本繩字あり丹本島本に據て削る  
○千座置戸、古へは罪過を犯したるものある時は其人よ  
り祓物を出して祓除をおはしめたり其料物に大上中下の別あり大祓には二十八種を出さしむ置戸は置物にて即祓物なり千座の座は祓物を置く臺、千  
は數多きを云ひやがて多くの祓物を云  
○促徵、促は督促するを云ハタルは責又は債の字を書き令義解に徵財曰債さあり  
○贖、名義抄に贖アガ  
フ、カフ、アタル、ツグナフなどありて物を出さしめて其罪に易るなり  
○逐、原本遂に作る類史私記に據て改む

第一  
一書曰、是後稚日女尊坐于齋服殿、而織神之御服也、素戔鳴尊見  
之、則逆剝斑駒投入之於殿、内稚日女尊乃驚而墮、機以所持  
梭傷體、而神退矣、故天照大神謂素戔鳴尊曰、汝猶有黑心、不欲  
與汝相見、乃入于天石窟、而閉著磐戸焉、於是天下恒闇、無復晝夜之  
殊、故會八十萬神於天高市、而問之時、有高皇產靈尊之息思  
兼神者、有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之象、而奉招禱也、  
故即以石凝姥爲治工、採天香山之金、以作日矛、又全剝眞名鹿  
之皮、以作天羽、輔用此奉造之神、是即紀伊國所坐日前神也、石  
凝姥此云伊之居、黎度咩全剝此云宇都播伎、

【第一書】稚日女尊、  
舊紀に天照大神之妹也さ  
あり丹生社傳亦同じ  
○逆剝、大祓詞には生剝  
逆剝さあり生剝さは生き  
たるを其ま、皮を剝くを  
云ひ逆剝さは苦しみもが  
きて剝がれむとするを強  
ひて剝ぐを云ひ生剝さ云  
も同じ事なるを文の勢に  
重ね云なり(守部氏の説  
に據る)  
○於、丹本楓本及類史に  
據て補ふ  
○閉著、サシツは戸さす  
を云トヂマシヌと訓るも  
よし  
○天高市、記に天安河さ  
あり纂疏に蓋在天上一取  
諸神集會之義さありて  
諸神の集會せらるゝより  
高市と云しにて安河さ異  
なれる處にはあらじ  
○高皇產靈尊、尊の字は  
島本及類史に據て補ふ

日本書紀卷第一 神代上 寶鏡開始  
二九



○思兼神者、原本神の下云の字あり丹本島本峯本及類史に據て削る、○圖造彼神之象、彼神とは日神を指し奉る象とは御形體の事には非ず御光に圖(る)べき象を造らむと云るにて即鏡の事なり(古史傳の說に據る)○奉招禱、楓本島本禱の上に祈の字あり○日矛、種々の說あり八咫鏡なりとも日神持給ふ所の矛なりとも或は日像鏡を著くる矛なりともいへど通釋に茅鏡の矛の末に著る料なりといへる說穩當なるべし○全刻眞名鹿之皮、眞名鹿は鹿なり眞名はほめて云り全刻は俗に云丸刻にするなり○羽織、抄に輔章囊吹火也布岐加波とあり今フイゴと云吹皮の轉訛せるなり○日前神、式に紀伊國名草郡日前神社(名神大月次新嘗相嘗、國懸神社(同上)とある是なり、日前神の御正體の事は拾遺に令石凝姥神鑄日像之鏡初度所鑄少不合意是紀伊國日前神也と見え此に用此奉造之神と天照大神の前の御靈とす御鏡を申せり釋紀に引く大倭本紀の注には一鏡者天照大神之御靈名天懸神也一鏡者天照大神之前御靈名國懸大神今紀伊國名草宮崇敬解祭大神也とありて國懸神の御靈とす是は異說の如く聞ゆれど大日本史神祇志に日前神社國懸神社祀天照大神前靈天靈之變以思兼神議使石凝姥神造日像鏡其初度所鑄稱國懸大神又曰日前神とあるが如く大神の前御靈をば日前神とも國懸神とも申奉るなり然るに釋紀以後日矛を以て日前大神の御靈とする說あり誤れり(別に辨じたるものあり此には盡し難し)

第二

【第二一書】垣田、纂疏云周以垣牆防禽獸也、活本垣田に作る○巨以絡繩、アセナハはあざなへる繩なりあざなふは繩をより合する事を云繩を引わたすは他人の田を奪ひて我田とするなり巨は諸本及類史釋紀冒に作る纂疏に據て改む○恩親之意、私記にオトムツマシキコ、ロモチテとあり楓本にコノカミヲト、トイフムツマシキミコ、ロモチテとあり是江家の點なり云り○平心、丹本平意に云り舊紀には悉の一字に作る○舉體不平、ミコソリテは身體悉くなりヤクサムは天武紀には不和を訓り平和ならざる意慰むの反對にてヤは病むの意なるべし

第一  
一書曰、日神尊以天垣田爲御田、時素戔嗚尊、春則填渠、毀畔、又秋穀已成、則巨以絡繩、且日神居織殿、時則生剝斑駒、納其殿內、凡此諸事盡是無狀、雖然日神恩親、意不愠、不恨、皆以平心容焉、及至日神當新嘗之時、素戔嗚尊則於新宮御席之下、陰自送糞、日神不知、徑坐席上、由是日神舉體不平、故以恚恨、迺居于天石窟、閉其磐戶、于時諸神憂之、乃使鏡作部遠祖天糠戶者造鏡、忌部遠祖太玉者造幣、玉作部遠祖豐玉者造玉、又使山雷者採五百箇眞坂樹八十玉籤、野槌者採五百箇野薦八十玉籤、凡此諸物皆來聚集、時中臣遠祖天兒屋命、則以神祝祝之、於是日神

○天糠戶、石凝姥神の父なり  
○山雷、通釋云大山祇神なり  
○玉籤、古史傳に縣居大人説に玉を著たる木竹を云あり是玉串の本義なるべしとあり  
○野薦、丹本峯本薦を籠に作り楓本は籠又籠に纂疏は籠に作る山陰に纂疏とし田中本亦之に據る然るに私記にス、キと訓み楓本亦之に據れるを以て通釋は原本に薦とあるを可としス、キは荻薄なるの總名にて、は薄なるべしと云り  
○小瑕、峯本小を少に作る御鏡に小瑕あること天德御記(釋紀所引)に瓦上在鏡一面其鏡徑八寸許頭雖有小瑕事無損圓規并帶等甚分明見之者無不驚感と見えたり  
○伊勢崇祕之大神、今の伊勢皇大神宮を申奉る崇祕の祕は丹本祠に作る其も聞ゆれど崇祕とあるもよく當れり  
○手端吉棄物云々、正書に手足の爪を抜て贖ふとある是なり手爪は手端の吉棄物、足爪は足端の凶棄物なり、吉棄物凶棄物は惡解除善解除の本にて和世荒世の祕に當れり、棄物は祓ひ棄る物を云  
○漢、字書に鼻液也とありハナタリなれど古くは之をヨタリと云こなり名義抄に漢ス、ハナヨタリと見え  
○以神逐之理逐之、通釋に理逐之は行なり此は本神逐之神逐之と重れて寫し誤りたる下の神字をまた理に寫し誤りて今の本の如くなりたるなりと云り  
○神祝々之、以下十五字通釋には纂疏及校本に據て玉籤云々の下に收む根々の一字峯本及類史紀略にはなし  
○波羅賦、山陰云波は夜の寫誤なるべし

【第二一書】安田、水旱共に安全なる田なり平田も亦同じ  
○邑并田、直指云田地諸邑會耕之謂又按に邑に并びたる田か  
○真田、昌本田下に處字あり  
○穢田、切代なごありて

第三  
一書曰、是後日神之田有三處焉、號曰天安田、天平田、天邑并田、此皆良田、雖經霖旱、無所損傷、其素戔嗚尊之田亦有三處、號曰天穢田、天川、依田、天口、銳田、此皆穢地、雨則流之、旱則焦之、故素戔嗚



危險なる田なり  
 ○川依田、河流に傍ひて流れ易き田なり  
 ○口鋭田、水口の鋭く急なる田なり、纂疏口の上に川字あり  
 ○廢渠槽、ヒハカツ本注にあれど弘仁私記に比波奈津とあれば鴨は那の訛なるべし吉本丹本共に廢をハナチと訓める亦證とすべし  
 ○捶鏡、串刺にて田に串を刺し農夫を惱ましむるなり、一説には秋に至て田に札を立て他人の稻を占領する意なりとも云、捶は挿字の古體  
 ○掘、原本握に作る類史に據て改む  
 ○石凝戸邊、諸本石を已に作る上文に據て改む  
 ○粟國、阿波國なり  
 ○天日鷲、録右京神別天語連條に神魂命七世孫天日鷲命とあり、左京多米連條にも見ゆ  
 ○木綿、穀木の皮にて作る、穀は抄に楮穀木也和名加知とありて楮なり豊後風土記に速見郡楮富郷此郷之中楮樹多生常取楮皮以造木綿因曰楮富郷とあり楮と穀は同

尊妬害姉 田春則廢渠槽及埋溝毀畔又重播種子秋則捶鏡  
 伏馬凡此惡事曾無息時雖然日神不愠恒以平 怒相容焉云  
 云至於日神閉居于天石窟也諸神遣中臣連遠祖與台產靈兒天  
 兒屋命而使祈焉於是天兒屋命掘天香山之眞坂木而上枝懸以  
 鏡作遠祖天 拔戸兒石凝戸邊所作八咫鏡中枝懸以玉作遠祖伊  
 弉諾尊兒天明玉所作八坂瓊之曲玉下枝懸以 粟國忌部遠祖  
 天日鷲所作木綿乃使忌部首遠祖太玉命執取而廣厚稱辭祈啓  
 矣 于時日神聞之曰頃者人雖多請未有若此言之麗美者也乃  
 細開 磐戸而窺之是時天手力雄神侍 磐戸側則引開之者日  
 神之光滿於六合故諸神大喜即科素戔嗚尊千座置戸之解除  
 以手爪爲吉爪棄物以足爪爲凶爪棄物乃使天兒屋命掌 其解  
 除之太諄辭而宣之焉世人慎 收 己爪者此其緣也既而諸神  
 噴素戔嗚尊曰汝所行甚無賴故不可往於天上亦不可居於葦原

物なり又之をユフと稱するは齋緒の義にてヲの轉じてフとされるなり其の説箋注に詳なり  
 ○廣厚稱辭、廣厚は懇篤なるを云稱辭は稱讚の意、類史厚を篤に作る  
 ○引開、類史に引字なし  
 ○手爪、丹本楓本及類史爪を爪に作る下同  
 ○吉爪棄物凶爪棄物、通釋に信友校本及元々集古寫本に引るに爪字なしとて之を削る  
 ○太諄辭、原本太を大に作る丹本島本峯本及類史紀略に據て改む諄辭は祝詞なり太を加へて太諄辭といふ太は稱讚の意ノリトは大祝詞に天津祝詞乃太詞言事、萬葉集に中臣のフトノリトトとあり延喜式の古訓にもノリトトと見えてノリトトと云が正しくそれを略してノリトといへるなり言義は宣説言とあるぞよき  
 ○無賴、史記高帝紀に見え注に多詐狡猾を謂ふとあり、私記にアチキナシ又タノシゲナシ又サイハイナシと訓り  
 ○笄簪、抄に説文云簪和名美能雨衣也俗用表字、

中國、宜急 適於底根之國乃共逐降去于時霖也素戔嗚尊結束  
 青草以爲笠蓑而乞宿於衆神衆神曰汝是躬行濁惡而見逐謫者  
 如何乞 宿於我 遂同距之是以風雨雖甚 不得留 休而辛  
 苦 降矣 自爾以來 世諱著笠蓑以入 他人屋內 又諱負 束草以入  
 他人家內 有犯此者 必債解除 此太古之遺法也 是後素戔嗚尊曰  
 諸神 逐我 我今當 永 去 如何不 與我 姊 相見 而 擅 自 徑  
 去 歟 廼復 扇 天 扇 國 上 詣 于 天 時 天 鈿 女 見 之 而 告 言 於 日  
 神也 日神曰 吾弟 所以上來 非復好意 必欲奪 我之國者歟 吾雖  
 婦女 何當 避乎 乃身裝 武 備云云 於是素戔嗚尊誓之曰 吾  
 若懷 不善 而復上來者 吾今嚙玉 生兒 必當爲女矣 如此則可以降  
 女於葦原中國 如有 清心者 必當生男矣 如此則可以使男 御  
 天上 且姊 之所生 亦同 此誓 於是日神先嚙 十握劍云云 素  
 戔嗚尊 乃輻輳然 解 其左髻 所纏 五百箇御統之瓊綸 而瓊響瑤



笠毛詩注云笠所<sub>レ</sub>以禦雨也。和名加佐<sub>ニ</sub>あり。  
 ○逐論、類史遠論に作る。○距、口訣拒に作る相通す。  
 ○有犯此者、鹽土傳云人家諱此二者。西國今尙有遺風。又重胤の說に石見國鹿足郡大窪村、長門國阿武郡土居村に此遺風あり云り。  
 ○犯、田中賴庸翁云天治本字鏡に憎憎也乎加志あり。最勝王經訓注にも侵乎加須あり之に據るべし。言海には阿行に之を出す。  
 ○遺法、通證云今按法宣<sub>ノ</sub>リ<sub>ノ</sub>也。上之所<sub>レ</sub>宣下奉而行謂<sub>レ</sub>法。所謂律令格式皆是也。  
 ○扇天扇國、扇は動なり。天地を震動せしむるを云。  
 ○我今、丹本我字なし。  
 ○女、私記にメノココ訓り男はヲノコ、女はメノココ訓べし。  
 ○輻輳然、鹽土傳に瓊綸を解き曳<sub>ク</sub>良輻輳を轉ずるに比する也。あり、ヲモは綸もなり瓊の綸を云クル、ニはクル<sub>ノ</sub>宛轉せしむるを云。○五百箇御統、御は峯本及元々集所引に據て補ふ。○瓊端、通釋云本にニノヲ訓たれど中又は尾に對して云事なればニノハシ訓べし。○出雲臣土師連、上に出づ。○武藏國造、舊紀に志賀高穴穗朝出雲臣祖十世孫兄多毛比命定賜國造<sub>ニ</sub>見ゆ。○茨城國造、茨城は常陸國茨城郡是なり舊紀に輕島豐明朝御世天津彥根命孫筑紫刀禰定賜國造<sub>ニ</sub>見ゆ。○額田部連、錄左京神別に天津彥根命孫意富伊我都命之後也<sub>ニ</sub>見ゆ。○活津彥根命、原本活の下目字あり丹本に據て削る。○次熯速日命、丹本なし。下の六男をも五男とす其方正しかるべし。○熊野大隅命、楓本類史私記には隅を角に作り丹本には大隅命を椽椋日命とす。○處我以根國、通釋丹本

瓊、濯浮於天<sub>ノ</sub>淳名井、嚙其瓊端<sub>ノ</sub>置之左<sub>ニ</sub>。掌、而生兒<sub>ニ</sub>。正哉吾勝勝速日<sub>ノ</sub>天忍穗根尊<sub>ノ</sub>復嚙右瓊<sub>ノ</sub>置之右<sub>ニ</sub>。掌、而生兒<sub>ニ</sub>。天穗日命<sub>ノ</sub>此出雲臣<sub>ノ</sub>武藏國造<sub>ノ</sub>土師連等遠祖也<sub>ニ</sub>。次天津彥根命<sub>ノ</sub>此茨城國造<sub>ノ</sub>額田部連等遠祖也<sub>ニ</sub>。次活津彥根命<sub>ノ</sub>次熯速日命<sub>ノ</sub>次熊野大隅命<sub>ノ</sub>凡六男<sub>ノ</sub>矣<sub>ニ</sub>。於是素戔嗚尊<sub>ノ</sub>白<sub>ク</sub>日神曰<sub>ク</sub>吾所以更昇來<sub>ル</sub>者<sub>ニ</sub>衆神處<sub>ニ</sub>我以根國<sub>ノ</sub>今當就去<sub>ル</sub>若不與<sub>レ</sub>姉相見<sub>レ</sub>終不能<sub>レ</sub>忍<sub>ル</sub>。離<sub>レ</sub>故實<sub>ニ</sub>以清心<sub>ノ</sub>復上來<sub>ル</sub>耳<sub>ニ</sub>。今則奉觀<sub>ル</sub>已<sub>ニ</sub>。詔<sub>ク</sub>當隨<sub>レ</sub>衆神之<sub>ニ</sub>意<sub>ノ</sub>自此永歸<sub>ル</sub>根國<sub>ノ</sub>矣<sub>ニ</sub>。請姉<sub>ノ</sub>照臨<sub>ル</sub>天國<sub>ノ</sub>自可平安<sub>ニ</sub>且吾以清心<sub>ノ</sub>所生兒等<sub>ノ</sub>亦奉<sub>ル</sub>於<sub>レ</sub>姉<sub>ニ</sub>。已而復還<sub>ル</sub>降<sub>ル</sub>焉<sub>ニ</sub>廢渠槽<sub>ノ</sub>此云秘波鵝都<sub>ノ</sub>捶籤<sub>ノ</sub>此云久斯社志<sub>ノ</sub>興台產靈<sub>ノ</sub>此云許語等<sub>ノ</sub>武須毗<sub>ノ</sub>太諄辭<sub>ノ</sub>此云布斗能<sub>ノ</sub>理斗<sub>ノ</sub>輻輳然<sub>ノ</sub>此云乎謀<sub>ノ</sub>苦留留爾<sub>ノ</sub>瓊瓊乎<sub>ノ</sub>此云奴儼等<sub>ノ</sub>母由羅爾<sub>ノ</sub>。

○處我以根國、通釋丹本に據て處を角に作り丹本には大隅命を椽椋日命とす。○熊野大隅命、楓本類史私記には隅を角に作り丹本には大隅命を椽椋日命とす。○處我以根國、通釋丹本に據て處を角に作り丹本には大隅命を椽椋日命とす。○處我以根國、通釋丹本に據て處を角に作り丹本には大隅命を椽椋日命とす。

に據て處を遂に改む。○奴儼等母由羅爾、原本奴上に乎字あり丹本に據て削る又丹本難を難に作り一の母字なし、私記にもヌナトモユラとあれば一は衍なるべし。

○奉觀、禮記曲禮に諸侯北面而見天子曰觀とあり此の意にて觀の字を用ひたり。○瓊々、通釋山陰に據て瓊々の上に瓊響二字を補へり。○奴儼等母由羅爾、原本奴上に乎字あり丹本に據て削る又丹本難を難に作り一の母字なし、私記にもヌナトモユラとあれば一は衍なるべし。

【寶劍出現章】鏡之川上、出雲風土記に出雲大川源は伯耆出雲二國の境鳥上峯より流るるあり又斐伊大河もあり出雲にての大川なり斐伊郷は大原郡に屬す。  
 ○老翁、原本翁を公に作る島本及纂疏に據て改む、又按に公は翁の省略なるべし然らば原本のまゝにてもよし。  
 ○老婆、字鏡に娘（オミナ）、靈異記に媼（オウナ）、抄に說文云媼老女之稱也和名於無奈と見えてオミナと云るが正しく其をオウナともオムナとも首便に轉じて云るなり、オミナはヲミナに對して老女を云。  
 ○少女、ヲトメは小都女にて少女の意。  
 ○國神、記傳云國神とは高天原にます神を天神と云に對して此國なる神を云なり。  
 ○八岐大蛇、記に高志八俣遠呂智とあり八岐は頭尾各々八岐あるを云ひヲ

是時、素戔嗚尊自天而降<sub>ル</sub>到於出雲國<sub>ノ</sub>鏡之川<sub>ノ</sub>上<sub>ニ</sub>時聞川<sub>ノ</sub>上有啼哭<sub>ノ</sub>之聲<sub>ノ</sub>故尋<sub>ル</sub>聲<sub>ノ</sub>覓<sub>ル</sub>往者<sub>ノ</sub>有一老翁<sub>ノ</sub>與<sub>レ</sub>老婆<sub>ノ</sub>中間置<sub>ル</sub>一少女<sub>ノ</sub>撫<sub>レ</sub>而哭<sub>ク</sub>之<sub>ニ</sub>素戔嗚尊<sub>ノ</sub>問曰<sub>ク</sub>汝等誰也<sub>ニ</sub>何爲哭<sub>ク</sub>之如此<sub>ニ</sub>耶<sub>ト</sub>對曰<sub>ク</sub>吾是國神<sub>ノ</sub>號<sub>ク</sub>脚摩乳<sub>ノ</sub>我妻號<sub>ク</sub>手摩乳<sub>ノ</sub>此童女<sub>ノ</sub>是吾兒也<sub>ニ</sub>號<sub>ク</sub>奇稻田姬<sub>ノ</sub>所以哭<sub>ク</sub>者<sub>ニ</sub>往時<sub>ノ</sub>吾兒有<sub>レ</sub>八箇少女<sub>ノ</sub>每年爲<sub>レ</sub>八岐大蛇<sub>ノ</sub>所吞<sub>ル</sub>今此少女<sub>ノ</sub>且臨<sub>レ</sub>被吞<sub>ル</sub>無由<sub>レ</sub>脫免<sub>ル</sub>故以<sub>レ</sub>哀傷<sub>ク</sub>素戔嗚尊<sub>ノ</sub>勅曰<sub>ク</sub>若然者<sub>ニ</sub>汝當<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>女<sub>ノ</sub>奉<sub>レ</sub>吾<sub>ノ</sub>耶<sub>ト</sub>對曰<sub>ク</sub>隨<sub>レ</sub>勅<sub>ニ</sub>奉<sub>ル</sub>矣<sub>ニ</sub>故素戔嗚尊<sub>ノ</sub>立<sub>レ</sub>化<sub>レ</sub>奇稻田姬<sub>ノ</sub>爲<sub>レ</sub>湯津爪櫛<sub>ノ</sub>而挿<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>御鬢<sub>ノ</sub>乃使<sub>レ</sub>脚摩乳<sub>ノ</sub>手摩乳<sub>ノ</sub>釀<sub>レ</sub>八醞酒<sub>ノ</sub>并作<sub>レ</sub>假廢<sub>ノ</sub>假廢<sub>ノ</sub>此云<sub>ニ</sub>八間<sub>ノ</sub>各置<sub>レ</sub>一口槽<sub>ノ</sub>而盛<sub>レ</sub>酒<sub>ノ</sub>以待<sub>レ</sub>之也<sub>ニ</sub>至<sub>レ</sub>期<sub>ノ</sub>果有<sub>レ</sub>大蛇<sub>ノ</sub>頭尾各有<sub>レ</sub>八岐<sub>ノ</sub>眼<sub>ノ</sub>如<sub>レ</sub>赤酸醬<sub>ノ</sub>赤酸醬<sub>ノ</sub>此云<sub>ニ</sub>松栢<sub>ノ</sub>生<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>背上<sub>ニ</sub>而蔓<sub>レ</sub>延<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>八丘<sub>ノ</sub>八谷<sub>ノ</sub>之間<sub>ニ</sub>及<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>酒<sub>ノ</sub>頭各入<sub>レ</sub>一槽<sub>ノ</sub>飲<sub>レ</sub>醉<sub>レ</sub>而睡<sub>ル</sub>時素戔嗚尊<sub>ノ</sub>乃拔<sub>レ</sub>所帶<sub>レ</sub>十握劍<sub>ノ</sub>寸斬<sub>レ</sub>其蛇<sub>ノ</sub>至<sub>レ</sub>尾<sub>ノ</sub>劍<sub>ノ</sub>及<sub>レ</sub>少缺<sub>ノ</sub>故割<sub>レ</sub>裂<sub>レ</sub>其尾<sub>ノ</sub>視<sub>レ</sub>之中



○少女、原本少童に作る  
 ○丹本及類史に據て改む  
 ○八醜酒、幾度も造りかへせる濃き酒を云釋紀に私記曰或説一度醜然終取其汁棄其糟更用其酒爲汁亦更醜之如此八度是爲純醜之酒也謂之醜者以其汁八度絞返故也今世亦謂一度便爲二醜也謂之折者以其八度折返故也  
 ○假辰、釋紀に兼方案之今世棧敷數あり ○赤酸醬、抄に兼名苑云酸醬和名保々豆木とあり ○栢、抄に兼名苑云栢一名栢和名加閉とあり ○各入一槽、原本入字なし玉本に據て補ふ ○缺、干祿字書に缺上通下正とあり ○草薙劍、景行紀四十年に王所佩劍薙雲自抽之薙王之傍草因是得免故號其劍曰草薙也と見ゆ ○出雲之清地、山陰に上に出雲國とあれば此に又出雲といふべきあらざる云、清は出雲風土記大原郡の條に須我山須我小川見之亦須我社と云も見ゆ井上賴國翁云此須我社即須賀宮の舊蹟なり往古は此社山上にありしが後世に至て今の地に移せり天文申牛尾城主信濃より來て此地を領し諏訪神を合祀し村名を諏訪村と爲しより神代以來の地名湮滅せり ○興言、諸本に興の字なし纂疏に據て補ふ ○清々之、心のはればれこしたる云丹本纂疏には之の字なし ○菟磨語味爾、令妻隱にて夫婦離らしむる爲の意、丹本及類史味を味に作る ○夜霸俄根菟俱盧、八重垣造るにて、夫婦籠る料に宮の内外の隔なる八重垣を造給ふを云 ○贈廻夜霸俄根菟、其八重垣をなり夫婦こもる爲に造る八重垣よこ三句を承けて云るなりはよと云に同じ素戔嗚尊が宮造りの際立昇るを御覽せられ其雲を序として八重垣造る状態ありのまゝに歌によみ給ひしなり ○大己貴神第一の一書、第二の一書及古事記には六世の孫とあるを正書には素戔嗚尊の御子としたり大己貴の訓は私記にもオホアナムチとあれオホナムチと訓べし ○宮首、宮の長官なり、又オビトと訓るは大人の意にて首長たる人を云

ロチは蛇の大なるものなり  
 有一劍、此所謂草薙劍也、所居之上常有雲氣故以名歟、至日本武皇子改名曰草薙劍、素戔嗚尊曰是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也、然後行覓將、婚之處、遂到出雲之清地焉、清地、此乃與言曰、吾心清清之、此今呼、則於彼處建宮、或云、時武素戔嗚尊歌之曰、夜句茂多菟、伊都毛夜霸、贈廻夜霸俄根菟、乃相與違、地曰清、則於彼處建宮、俄菟磨語味爾夜霸俄根菟俱盧、贈廻夜霸俄根菟、乃相與違、合而生、兒大己貴神、因勅之曰、吾兒宮首者、即脚摩乳手摩乳也、故賜號於二神、曰稻田宮主神、已而素戔嗚尊遂就於根國矣、

【第一書】寶狹、飯石

第一

一書曰、素戔嗚尊自天而降、到於出雲簸之川上、則見稻田宮主

郡須佐鄉是なり  
 ○於奇御戸爲起、通證に立爲妃也蓋奇御戸古昔夫婦相會之處也と云り ○一云、丹本本一書云と以下別行す  
 【第二書】安藝國可愛之川上、藻鹽草に石見國江川の上流なるべしと云り此川は安藝を経て石見に入り北海に注ぐ古はエノカハと云しが後に字音にてガウと唱ふるに至りしなるべし  
 ○酒八醜、ヤハラは文字の如く八醜と云に同じ古は大なる醜に酒を醸したるなり故に醜の數によりて幾幾と數へたり  
 ○勅、峯本教に作る  
 ○可畏之神、狼をオホカミと云ひ又虎神と云ここ萬葉十六に蛇を夜刀神と云ここ常陸風土記に見ゆ大蛇を云も此類なり  
 ○吾湯市村、尾張國愛智郡是なり  
 ○熱田祝部云々、式に尾張國愛智郡熱田神社(名神大)とある是なり  
 ○斷、丹本斬に作る  
 ○地之齋正、通證に玉木氏の説なりと齋正は字の如く銳利なるを云さい

寶狹之八箇耳女子號稻田媛、乃於奇御戸爲起而生兒、號清之湯山主三名狹漏彥八島篠、一云清之繫名坂輕彥八鳴手命、又云清之湯山主三名狹漏彥八鳴野、此神五世孫即大國主神篠小竹也、此云斯奴、  
 第二  
 一書曰、是時素戔嗚尊下到於安藝國可愛之川上也、彼處有神名曰脚摩手摩、其妻名曰稻田宮主、寶狹之八箇耳、此神正在妊身、夫妻共愁、乃告素戔嗚尊曰、我生兒雖多、每生、輒有八岐大蛇來吞、不得一存、今吾且產、恐亦見吞、是以哀傷、素戔嗚尊乃教之曰、汝可以衆菓釀酒、八醜吾當爲汝殺蛇、二神隨教、設酒、至產時、必彼大蛇當戶將吞、兒焉、素戔嗚尊勅蛇曰、汝是可畏之神、敢不饗乎、乃以八醜酒、每口沃入、其蛇飲酒而睡、素戔嗚尊拔劍、斬之、至斬尾時、劍及少缺、割而視之、則劍在尾中、是號草薙劍、此今在尾張國吾湯市村、即熱田祝部所掌之神是也、其斷蛇劍號曰



ひ通釋に蛇之明眞劍(ハカ  
ラマサヒ)なり明(アカ)は  
劍の刃の光り赫くを云劍  
は眞美なり之を通はせて  
ヒとも云龜正はアカラの  
カマサヒのヒを略き韓  
劍はアカラのアカマサヒ  
のマを略けるものにて共  
に同名也云り  
○此今在石上、丹本には  
此の字なく島本玉本には  
上の下に宮の字あり此に  
石上とあるは第三の一書  
に今在吉備神部許とあ  
れば式に備前國赤坂郡石  
上布都之魂神社とある是  
ならむ又一説には大和國  
石上神宮なりとも云り尙  
よく考ふべし  
○眞髮觸奇稻田媛、眞髮  
觸は柳の枕詞なり  
【第二一書】石松、石に  
生ひたる松を云石松と  
にはあらず  
○毒酒、諸の菓にて悪く  
酔べくつくれる酒なり葦  
牙にはヲエキと訓み人な  
して痺(ウ)えしむる酒な  
り云り  
○素戔嗚尊、丹本醉而睡  
の下素戔嗚尊の四字なし  
○地韓劍之劍、纂疏に劍  
形韓劍に類したるに因れ  
り云ひ通釋に龜正と同

地之龜正、此今在石上也、是後以稻田宮主簀狹之八箇耳生兒眞  
髮觸奇稻田媛、遷置於出雲國簸川上而長養焉、然後素戔嗚尊以  
爲妃而所生兒之六世孫是曰大己貴命大己貴此云於褒姒娜武  
智、  
第三  
一書曰、素戔嗚尊欲幸奇稻田媛而乞之、脚摩乳手摩乳對曰、請  
先殺彼地、然後幸者宜也、彼大地每頭各有石松、兩脇有山、甚  
可畏矣、將何以殺之、素戔嗚尊乃計釀毒酒以飲之、地醉而睡、素  
戔嗚尊乃以地韓劍之劍、斬頭、斬腹、其斬尾之時、劍及少、缺、故  
裂尾而看、即別有一劍焉、名爲草薙劍、此劍昔在素戔嗚尊許、今  
在於尾張國也、其素戔嗚尊斷地之劍、今在吉備神部許也、出雲簸  
之川上山是也、  
第四  
一書曰、素戔嗚尊所行無狀、故諸神科以千座置戸而遂逐之、是時  
素戔嗚尊帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾尸茂梨之處、乃

意なり云  
○吉備神部、式に備前國  
赤坂郡石上布都之魂神社  
是なり神部は祝部と云も  
同じ  
○出雲云々、松下見林此  
九字は衍文なりと云、通  
證には今按或曰春日所藏  
古本出雲上有其斬大地之  
之地則七字と云り通釋  
は葦牙及通證に據て此七  
字を補ふ  
【第四一書】五十猛神、  
イソタケルと訓みたれど  
イタケルと訓むを正しと  
す紀伊國名草郡伊太祁曾  
神社(名神大月次相嘗新  
嘗)は此神を祀る  
○曾尸茂梨、通證に見林  
曰高麗曲有蘇志摩利或  
云迴庭樂蓋素戔嗚尊所  
作樂也遺音載在仁智要  
錄云々とありソシモリ  
は韓語牛頭の意今江原道  
春川牛頭山あり即其地な  
り云  
○鳥上之峯、出雲風土記  
に見ゆ、仁多郡にあり世  
に船通山と云簸川の上流  
なり  
○蠅斫之劍、拾遺に天十  
握劍其名天羽々斬古語大  
蛇謂之羽々言斬蛇也と  
あり蠅は羽々と同く蛇を

興言曰此地吾不欲、居遂以埴土作舟、乘之東渡、到出雲國簸  
川上所在鳥上之峯、時彼處有吞人大地、素戔嗚尊乃以天蠅斫之  
劍、斬彼大地、時斬地尾而及、即擊而視之、尾中有一神劍、素戔  
嗚尊曰此不可以吾私用也、乃遣五世孫天之葦根神、上奉於天、  
此今所謂草薙劍矣、初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖  
韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲國之内、莫不播殖而成青山  
焉、所以稱五十猛命爲有功之神、即紀伊國所坐大神是也、  
第五  
一書曰、素戔嗚尊曰、韓鄉之嶋、是有金銀、若使吾兒所御之國、不有  
浮寶者、未是佳也、乃拔鬚髯散之、即成杉、又拔散胸毛、是成檜、尻毛  
是成被、眉毛是成檉、樟已而定其當用、乃稱之曰、杉及檉、樟此兩  
樹者可以爲浮寶、檜可以爲瑞宮之材、被可以爲顯見蒼生、奧津  
棄戸將臥之具、夫須噉八十木種、皆能播生、于時素戔嗚尊之子、號



云峯本之字なし  
 ○天之葦根神、記に天之冬衣神とあると同神なり  
 ○上奉、丹本上字なし  
 ○有功之神、經營の功あるを云  
 ○紀伊國所坐大神、上に見えたる伊太祁曾神社是也  
 【第五一書】韓卿之嶋、三韓地方を云  
 ○浮寶、船を云  
 ○鬚髯、丹本峰木及紀略鬚髯に作る  
 ○杉、類史松に作る  
 ○被、今の草被なるべし  
 ○被可以爲云々、諸書何れも棺槨の事と云たるを重胤は奥津は家宅の奥方にて内寝ないひ葉戸は簀子の上にて簀上なり瑞宮に對して天下人民の家宅を作る料に具へさせ給へるなりと云り  
 ○大屋津姫命、津姫命、式に伊太祁曾神社に並びて大屋都比賣神社(名神大月次相管新嘗)都麻都比賣神社(名神大月次新嘗)見ゆ  
 ○熊成峯、ワニナリと訓めるは非なり、記傳にクマナスと訓みナスはヌと云同じく熊野の事なりと定

めたれども是もいかにあらむ通釋には祕閣本にクマナリと訓るに従ひ後の考を俟つと云り  
 【第六一書】大國主神亦名云々、此に七名を擧たるが記には大物主神と大國玉神とを除きて并有五名と云り  
 ○葦原醜男、記に葦原色許男神とあり此に神さも命さもなきは脱たるならむ  
 ○少彦名命、播磨風土記に少比古尼命とありされば名は尼と同じく尊稱か  
 ○禁厭、マジナヒヤムルと訓り、マジナヒに厭の字を充てたるは史記の注に厭讓也とあり妖邪の氣に魅せられたるを讓ふ意なるべしマジは大祓詞に蟲物とあり御門祭詞に麻自許利とあるマジと同じく交はる意ナヒはウラナヒ、マカナヒなどのナヒと同じく其事を爲るをいひ禁は禁止にて止むる意なり私記にエムシヤムルと訓るエムシは厭爲にて字音によれるか古言にはあらざるべし  
 ○恩頼、ミタマノフユは通證に御賜之殖ユル也

曰五十猛命、妹大屋津姫命、次抓津姫命、凡此三神亦能分布木種、即奉渡於紀伊國也、然後素戔嗚尊居熊成峯、而遂入於根國者矣、棄戶此云須多杯、被此云磨紀、

第六

一書曰、大國主神、亦名大物主神、亦號國作大己貴命、亦曰葦原醜男、亦曰八千戈神、亦曰大國玉神、亦曰顯國玉神、其子凡有一百八十、一神、夫大己貴命與少彦名命、戮力一心、經營天下、復爲顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆虫之灾異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴、嘗大己貴命謂少彦名命曰、吾等所造之國、豈謂善成之乎、少彦名命對曰、或有所成、或有不成、是談也、蓋有幽深之致焉、其後少彦名命行至熊野之御碕、遂適於常世鄉矣、亦曰、至淡鳴而緣粟莖者、則彈渡而至、常世鄉矣、自後國中所未成者、大己貴神獨能巡造、遂到出雲國、乃興言曰、夫葦原中國、本自荒芒、至及磐石草木、咸能強

暴然、吾已摧伏、莫不和順、遂因言、今理此國、唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎、于時神光照海、忽然有浮來者、曰、如吾不在者、汝何能平此國乎、由吾在故、汝得建其大造之績矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰、吾是汝之幸魂、奇魂也、大己貴神曰、唯然、迺知汝是吾之幸魂、奇魂、今欲何處、住耶、對曰、吾欲往於日本國之三諸山、故即營宮彼處、使就而居、此大三輪之神也、此神之子、即甘茂君等、大三輪君等、又姬踏、韋五十鈴姬命、又曰、事代主神、化爲八尋熊罴、通三嶋溝、織姬、或云玉櫛、而兒、踏韋五十鈴姬命、是爲神日本磐余彦、火出見天皇之后也、初大己貴神之平國也、行到出雲國、五十狹狹之小汀、而且當飲食、是時海上忽有人聲、乃驚而求之、都無所見、頃時有一箇小男、以白藪皮爲舟、以鷓鴣翅爲衣、隨潮水以浮到、大己貴神即取置掌中、而翫之、則跳嚙其頰、乃怪其物色、遣使曰、於天神、于時高皇產靈尊聞之、



云伴信友の説に神靈の威を震ひて殊更に幸ひ給ふを辱みたり、へて云るなり云り  
○是談也云々、通釋に後人傍注の擧入なりとあれど諸本いづれもあれば輒く捨難し  
○熊野之御碕、出雲國なり  
○常世國、此は外國を云り  
○淡島、伯耆國相見郡なり  
○荒芒、淮南子に見ゆ荒茫に同じく注に上古時也とあり

○大造之績、左傳成十三年に大造の文字見え注に造成也とあり大成に同じ績は功なり  
○幸魂奇魂、數説あり一に幸魂奇魂は魂魄なりと云(纂疏)又奇魂は和魂幸魂は荒魂なりと云(通證集解)或は共に和魂にて其徳用をいふ幸魂は其身を守りて幸あらむるをいひ奇魂は奇しき徳を以て萬事を識別し事業を成さむる故の名なりと云り(記傳)  
○日本國之三諸山、日本は五畿内の大和國、三諸山は三輪山なり  
○大三輪之神、式に城上郡大神大物主神社(名神大月次相嘗新嘗)とあり貞觀元年二月正一位を授奉る  
○甘茂君等、錄大和神別に賀茂朝臣大神朝臣同祖大國主神之後也と見ゆ類史等の字なし  
○大三輪君、錄同上に大神朝臣素佐能命六世孫大國主命之後也と見ゆ  
○白藪皮、本草和名に蘿摩子一名丸關和名加々美、抄に本草云白藪和名夜賀々美、徐長卿比女加々美、白前能加々美とあり物類稱呼に實は細長く三四寸有て糸瓜に似たり秋未熟して二つにわれ中より綿の如き物出る其殼は舟によく似たるものなりとあり  
○鷓鴣、抄に和名佐々岐文選鷓鴣小鳥也とあり俗にミンサヤイと云極めて小き鳥なり  
○物色、後漢書の注に物色謂形狀也とあり  
○拖磨、丹本陀摩に作る  
○娑、類史抄に作る

日本書紀卷一

而曰、吾所産兒凡有一千五百座、其中一兒最惡、不順教養、自指間漏墮者必彼矣、宜愛而養之、此即少彦名命是也、顯此云于都斯、踏鞴此云多多羅、幸魂此云佐枳彌多摩、奇魂此云俱斯美拖磨鷓鴣、此云娑々岐、

日本書紀卷第二

神代下

天照大神之子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、娶高皇產靈尊之女栲幡千千姬生、天津彦彦火瓊瓊杵尊、故皇祖高皇產靈尊特鍾憐愛、以崇養焉、遂欲立皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊、以為葦原中國之主、然彼地多有螢火光神及蠅聲邪神、復有草木咸能言語、故高皇產靈尊召集八十諸神、而問之曰、吾欲令撥平葦原中國邪鬼、當遣誰者、宜也、惟爾諸神勿隱所知、僉曰、天穗日命是神之傑、也可不試、歟、於是俯順衆言、即以天穗日命往平之、然此神倭媚於大己貴神、比及三年、尙不報聞、故仍遣其子大背飯三熊之大人、大人、此亦名武三熊之大人、此亦還順其父、遂不報聞、故高皇產靈尊更會諸神、問

【天孫降臨章】大神、原本大を太に作る丹本及紀略に據て改む  
○天津彦彦火瓊瓊杵尊、池邊真様の説に此は天津彦彦と稱す、彦火瓊瓊杵尊と申奉る、二名なりしを一つに連れて語傳へたるを書紀に其儘探られたるなりと云り、天津彦彦は天津日子にて、天津日神の御子の意、彦火瓊瓊杵尊は稻穂に因れる御名にて、穂之丹饒の意なり  
○特鍾憐愛、私記に於支丘米久志止於毛不美已々、呂乎安津女天と訓り、按に於は和の訛にて別きてなるべし、別きてめぐしと思ほす、御心を皇孫命に鍾め給ふ由なり、鍾をオキテと訓るは恐らくはワキテの誤にて、殊の字の傍にあるべきを誤りて鍾の傍訓としたるものなるべし



○崇養、原本養を美に作るは養の省文なり丹本寮本楓本及類史等に據て改む崇をカタテ訓るは語義未詳、ヒタシは日足なること上に述べたるが如し

○皇孫、スメミマ訓べしスメは天皇命のスメに同じくミマは御眞子なり

○螢火光神、記傳云蠅聲邪神をサバヘナス訓るに對へてホタルナス訓べし

○蠅聲、サバヘナスは如五月蠅なり

○撥平、字書に撥は治也除也さあり邪神を拂除きて平ぐるを云

○邪鬼、邪神なり支那にては神靈を神祇鬼と三つに區別す鬼をモノと訓るは萬葉にも例ありモノ、ケのモノも亦同じ

○惟爾、ネガハクハイマシとあるは私記の訓なり願くは汝なり

○神之傑、淮南子に智過千人者謂之傑とあり、イサヲと訓るは勇者の意にて勇氣勝れたるを云

○俯順、俯は依の誤か云説あれどそれも穩なら

○崇養、原本養を美に作るは養の省文なり丹本寮本楓本及類史等に據て改む崇をカタテ訓るは語義未詳、ヒタシは日足なること上に述べたるが如し

○皇孫、スメミマ訓べしスメは天皇命のスメに同じくミマは御眞子なり

○螢火光神、記傳云蠅聲邪神をサバヘナス訓るに對へてホタルナス訓べし

○蠅聲、サバヘナスは如五月蠅なり

○撥平、字書に撥は治也除也さあり邪神を拂除きて平ぐるを云

○邪鬼、邪神なり支那にては神靈を神祇鬼と三つに區別す鬼をモノと訓るは萬葉にも例ありモノ、ケのモノも亦同じ

○惟爾、ネガハクハイマシとあるは私記の訓なり願くは汝なり

○神之傑、淮南子に智過千人者謂之傑とあり、イサヲと訓るは勇者の意にて勇氣勝れたるを云

○俯順、俯は依の誤か云説あれどそれも穩なら

○崇養、原本養を美に作るは養の省文なり丹本寮本楓本及類史等に據て改む崇をカタテ訓るは語義未詳、ヒタシは日足なること上に述べたるが如し

○皇孫、スメミマ訓べしスメは天皇命のスメに同じくミマは御眞子なり

○螢火光神、記傳云蠅聲邪神をサバヘナス訓るに對へてホタルナス訓べし

○蠅聲、サバヘナスは如五月蠅なり

○撥平、字書に撥は治也除也さあり邪神を拂除きて平ぐるを云

○邪鬼、邪神なり支那にては神靈を神祇鬼と三つに區別す鬼をモノと訓るは萬葉にも例ありモノ、ケのモノも亦同じ

○惟爾、ネガハクハイマシとあるは私記の訓なり願くは汝なり

○神之傑、淮南子に智過千人者謂之傑とあり、イサヲと訓るは勇者の意にて勇氣勝れたるを云

○俯順、俯は依の誤か云説あれどそれも穩なら

すもまのまゝにてあるべし

○此神倭嬪云々、出雲國造神賀詞に天穗比命乎國體見爾遣時爾云々國作之大神乎毛嬪鎮天大八島國現事顯事令事避支とあり後には復命せられしなり

○大背飯三熊之夫人、天夷鳥命と同神なり又稻背三熊之命とあり

○亦名云々、此八字原本本文とす纂疏藻鹽草等に據て分注とす

○天國玉、記に天津國玉神とあり

○天稚彦、神さなきは不忠なり故に擯斥したるなり式には出雲國に天若日子神社二座見ゆ

○天鹿兒弓及天羽々矢、天稚彦は第二回の御使にて將軍として下らしめ給ひしなり故に其證として弓矢を賜ひ討伐の權を附し給へり鹿兒弓は鹿を射るに用る大なる弓、羽々矢は羽張矢にて羽の廣く大なる矢を云

○顯國玉、大國主神の一

○無名雉、記に雉名鳴女

女、一云、乃以川雁爲持傾頭者、亦爲持帚者、以爲爲春、而八日夜啼哭悲歌、先是天稚彦在於葦原中國也、與味耜高彥根神友善、味耜高彥根神、親屬妻子皆謂吾君猶在、則攀牽衣帶、且喜且慟、時味耜高彥根神忿然作色曰、朋友之道、宜相弔、故不憚汚穢、遠自赴哀、何爲誤我於亡者、則拔其帶劍大葉刈、亦名神戶劍、以斫仆喪屋、此即落而爲山、今在美濃國藍見川之上、喪山是也、世人惡以生、誤死、此其緣也、是後高皇產靈尊更會諸神、選當遣於葦原中國者、僉曰、磐裂以鑿、裂根裂神之子、磐筒男、磐筒女、所生之子、經津主神、經津主神、是將佳也、時有天石窟所住神、稜威雄走神之子、瓊速日神、瓊速日神之子、熯速日神、熯速日神之子、武甕槌神、此神進曰、豈唯經津主神、獨爲丈夫、而吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨、故以即配經津主神、令平葦原中國、二、神於是降、到出雲國五十田狹之小汀、則拔十握劍、倒植於地、



こあり賤しくして名も無き云か  
 ○湯津杜木、記に湯津楓あり抄に楓をヲカツラ桂をメカツラと訓り記傳云湯津は五百箇にて枝の繁きを云楓は賀茂祭に用るかつらなり桂は所謂肉桂なり但し今世に多夫さ云木あり桂に似たり古は之をも桂と呼びしなるべしさて此にあるは楓か桂か何れかさ云に記に香木とも書き中昔の書までに人の門又庭などに在しを思ふに桂の方なるべしと云り杜の字に就ては公望私記に案杜與桂相近可爲誤也加之杜字都無加津良之訓と云ひて桂の誤とすれど杜は古くより森にもサカキにもカツラにも通じて用ひたるにて桂の誤にはあらず  
 ○抄、字書に木細枝也木末也とあり  
 ○(注)可豆邏、原本此下に也の字あり丹本察本等に據て削る  
 ○天探女、龍照近の説に探他心多邪思也とあり  
 ○新嘗休臥之時也、新嘗して直會の酒に酔て臥せ

ウチアグミニサハ(私)サキニ 其鋒端而問大己貴神曰高皇產靈尊欲降 皇孫君臨此地 故先遣我二神驅除平定汝意何如當須避不時大己貴神對曰當問我子然後將報是時其子事代主神遊行在於出雲國三穗云美保之碕以釣魚爲樂或曰遊鳥爲樂故以熊野諸手船亦名天ノセテツカヒイナセハギヲツカハシテイタシ 經遣之而致高皇產靈尊勅於事代主神且問將報之辭時事代主神謂使者曰今天神有此借問之勅我父宜當奉避吾亦不可違因於海中造八重蒼柴籬柴此云フミテフナノヘチ 踏船柁浮那能倍而避之使者既還報命故大己貴神則以其子之辭白於二神曰我怙之子既避去矣故吾亦當避如吾防禦禦者國內諸神必當同禦今我奉避誰復敢有不順者乃以平國時所杖之廣矛授二神曰吾以此矛卒有治功天孫若用此矛治國者必當平安今我當於百不足之八十限將隱去矣限此云イヒチハリテツヒニカマリマシスヨ、ニフクハシラノカミツヒテノマツツロハスカチ 於是二神誅諸不順鬼神等及草木石類皆已平了其所不服者唯星神々々背男耳故加遣倭文神建葉果以復命于時高皇產靈尊以

りし時なるべし記に憂胡床こありアグラは上げ床なり今の長椅子の如き狀に作れるものか寝るには枕を用ひて頭の方高く胸は坂の如くなるる故に高胸坂に申りて死す云るなり  
 ○反矢可畏之縁、口訣云軍箭入之時敵射返其矢則矢利作山鳥鷓鴣蜂熊箭以爲密之舊儀也藻鹽草云是後世弓道二鳴弦蓋目ヲ修シテ百千里外ノ鼻敵邪神ヲ射斃ス神術ノ根源也  
 ○哭聲、オラフは叫ぶに同じ聲を揚て哭くなり  
 ○疾風、ハヤは風力の速きを云子は風なり東風の速に同じ釋紀に兼方案疾風者速飄神也とあり  
 ○喪屋、記傳云屍を斂め置て其事を行ふ處なり  
 ○殯、モガリは喪上りなり上りは天皇の崩御を神人の喪にてすることをも上りす云なり  
 ○川鴈、當の鴈を云  
 ○持傾頭者、私記曰葬送之時戴死者食片行之人也  
 ○春女、稻を春く女を云

眞床追衾覆於皇孫天津彥彥火瓊杵尊使降之皇孫乃離天磐座麻能以鏡矩羅且排分天八重雲稜威之道別道別而天降於日向襲之高千穗峯矣既而皇孫遊行之狀者則自穗日二上天浮橋立於浮渚在平處爾磨梨隨毗邏而隨々志而誓宍之空國自頓丘國竟行去隨鳥竟國此云矩貳磨儀行イタリマシ 於吾田長屋笠狹之碕矣其地有一人自號事勝國勝長狹皇孫問曰國在耶以不對曰此焉有國請任意遊之故皇孫就而留任時彼國有美人名曰鹿葦津姬亦名神吾田津姬亦名皇孫問此美人曰汝誰之女子耶對曰妾是天神娶大山祇神所生兒也皇孫因而幸之即一夜而有娠皇孫未之信曰雖復天神何能一夜之間令人有娠乎汝所懷者必非我子歟故鹿葦津姬忿恨乃作無戶室入居其內而誓之曰妾所娠若非天孫之胤必當饑滅如實天孫之胤火不能害即放火烧室始起烟末生出之兒號火闌降命是隼人等始祖也火闌降此云ニサリテホトボリチ 而居生出之兒號彥火火出見尊次生出之兒號



○鷓、抄に鷓小鳥也色青翠而食魚和名曾比云鳥なり今世に川セミ云鳥なり

火明命是尾張連等始祖也凡三子矣久之天津彦彦火瓊瓊杵尊崩因葬筑紫日向可愛云埃之山陵

○尸者、數説あり私記に死人ニカハリテモノクラフ人ナリ、口訣に著死衣ニ而謂弔あり又一説に尸祝の義死者を祭る者云ともあり尸者は記に見えず記傳に云るが如く疑はしきものなり ○哭者、記に哭女あり其の意なり通證に紀熊野若家死者備饒舌婆子云之哭告郷黨隨高底有哭泣輕重見之朝鮮には今も葬列に哭女あり予も嘗て之を實見せり ○造綿者、釋紀に私記曰令以綿漬水沐浴於死者之人、纂疏に制製死者之衣者あり此者も記に見えず ○穴人、釋紀に私記曰庖丁之類也云あり ○八日八夜、こには八日八夜とあれと鎮火祭祝詞、天孫本紀、靈異記等多くは七日七夜とあり ○容貌、楓本にカホカタチ丹本にカホバセ又カタチと訓めり、通釋に楓本の訓に従ふべしと云り ○親屬、私記にウカラヤカラと訓る父母は重復にて用なし親と云限はウカラなりヤカラは外家遠族の類を云とあれと云、は近親を廣くさしたるなり但しチ、ハ、ウカラヤカラと訓る父母は重復にて用なし葦牙にはウカラとのみ訓り ○攀牽、楓本の訓に従ふべし ○汚穢、古は死穢を最も忌嫌へり故に汚穢を憚らずして云々云り原本汚汙に作る丹本察本察本に據て改む ○赴、原本起に作る諸本及類史に據て改む ○哀、通釋は類史環翠軒本に據て改む ○大葉刈、記に大量とあり ○神戸劍、記に神度劍とあり出雲國に神門郡あり此地名によりて名つたるか又式に越中國新川郡神度神社あり此國古より刀劍の良工を出す亦故あるか考ふべし ○祈、丹本玉本を臥に作る ○雲山、大矢田神蹟考(三浦千春)に美濃國武儀郡大矢田村にありと云り ○是後、丹本本紀略の字なし ○此神、向本なし ○五十田狹之小汀、記に伊那佐之小濱とあり今の杵築町の海濱の舊名なり ○踞其鋒端、記に踏坐其劍前とありウチアグミと訓めるは記の文に據れり足を組むを云私記にシリウタグとあるは踏打上げにて腰を懸くるを云 ○當須避不、島本察本不否に作る ○三穗之碯、風土記に島根郡美保郷あり其地なり今美保郷と云 ○或云以下六字、水本云疑當小書分注 ○鳥遊、鳥を射る事を云 ○熊野諸手船、史傳云出雲國熊野にて作れる船なるべし諸手船と云は幾多の水手の諸手にて漕ぐ如く行くこと速なる船を云 ○八重葦柴籬、幾重にも圍みたる柴垣を云葦は柴の色も行くこと速なるを云 ○高皇產靈尊、尊は玉本に據て補ふ ○借問、問ひ試むるを云 ○健葉槌命、式に大和國葛下郡葛木倭文坐天羽雷命の青きを云 ○踏船柁而避之、記に踏傾其船而避也とあり船端を踏傾けて若柴垣の内を隠れ給ひしを云 ○百不足之八十隈、百不足は八十の枕詞八十隈は多くの隈を経て行く遠き處を云但し其實は天日隅宮に鎮まらせ給ふを云 ○注、星神香々背男、第二の一書に見ゆ参考すべし ○倭文神、倭文は文布とも書けり布に青筋あるを云此神倭文を作ることを掌られし故に倭文神と云 ○健葉槌命、式に大和國葛下郡葛木倭文坐天羽雷命神社(大月次新嘗)あり此神を祭る ○真珠追衾、衾は床に臥す時に覆ふものなり故に真珠覆ふ衾と云追は借字なり ○離天磐座、磐座は天上の玉座なり磐は堅固にして動かざるを云 ○日向襲之高千穗峯、今の大隅國鴨鳴郡霧島山なり襲之高千穗峯の霧島山なる事は高千穗越祖考矢野玄道翁高千穗峯考(六人部是香)等に詳なり ○穗日二上、高千穗峯は第二の一書に日向襲日高千穗峯第四の一書には高千穗穗日二上峯とあり第二の一書には高千穗穗日二上峯とあり何れも同じことにてクシヒは奇びなり此山は靈山にて奇なる事多き事多しと云り二上は東家西家相並ぶと云 ○可愛之山陵、立於浮渚在平處、浮渚は本注にウキシマリと訓り記には假字にて宇岐山摩理と書り渚は字書に小洲也とあり浮渚は浮洲にて浮島を云るか平處は平坦なる地にて浮島の如くなる平なる處に立してなるべし ○籥尖之空國、口訣に荒地籥尖に籥脊也脊上無肉故稱空國曰籥肉也空國則不毛之地とあり ○頓丘、山脈の續きてひたすらに岡なるを云 ○吾田長屋管狹之碯、吾田は薩摩國阿多郡阿多郷是なり古は吾田國とも云て此邊の地を廣く指て云り今の所謂阿多半島の地域を云長屋は今の長永山のある邊を云ひ管狹は河邊郡加世田郷と云地是なりと云 ○事勝國勝長狹、第四の一書に亦名鹽土老翁とあり ○任意遊之、皇孫の御意のまゝ、に行幸まじませざりミタセは海宮の章に來をミタセ天武紀元年に進行をミタスルと訓みたれば

來又は行の字の古言なり ○天神娶大山祇神所生、丹本鴨本楓本大の字なし大山祇神にても山祇神にても天神娶の三字聞えず、平田翁所藏校本に此三字なしと雖諸本何れも同じげば姑く舊に依る、大山祇神の當昔の所在に就き通釋に式にいはいゆる伊豫國越智郡大山積神社(名神大)是其御座所なりと云るべしと云りともあるべし ○無戸室、文字の如く出入する戸口なき室を云ウツは虚空の義なり ○火闌降命、ホスソリノミコトと訓べし ○始祖、丹本には始の字なし ○崩、カムアガリは神上りなり御靈の天上に還らせ給ふを云崩は禮記曲禮に天子死曰崩とあり ○可愛之山陵、諸陵式に埃山陵とあり其御所在は神代三陵志(後醍醐院御柱)に今薩摩國高城郡水引郷宮内村なりと云ひ此地に確定せらる山陵の文字は文選西征賦注に三秦記曰天子冢曰長山漢曰陵故通名山陵と見え喪葬令義解に帝王墳墓如山如陵故謂之山陵とありミサ、キのキは城にて屍を葬る城の意御小城の義なりと云 ○葬、ヲサマツルと訓み又ハフリマツルとも訓りヲサマは藏めてハフリは葬りなり藏めは土中に藏むるを主とす葬りは葬送の事を營むと土中に藏むるを相互りて云るなり

第一

【第一書】王、丹本私記主に作る ○殘賊強暴、チハヤフルは殘賊強暴なりフルは其狀を云善惡に拘らず威徳の奇しく猛きを云るなり ○殘賊は殘は賊也又惡也とあり賊は劫人也又傷害也とありて惡にして人を害するを云 ○天真鹿兒矢、鹿を射るに用る矢なり、上に羽々矢とあるに同じ ○候、ミシムは令見なり ○故、丹本なし ○昔、イムサキは往イニし前(イ)なり ○我、丹本になし

一書曰天照大神勅天稚彦曰豐葦原中國是吾兒可王之地也然慮有殘賊強暴橫惡之神者故汝先往平之乃賜天鹿兒弓及天真鹿兒矢遣之天稚彦受勅來降則多娶國神女子經八年無以報命故天照大神乃召思兼神問其不來之狀時思兼神思而告曰宜且遣雉問之於是從彼神謀乃使雉往候之其雉飛下居于天稚彦門前湯津杜樹之杪而鳴之曰天稚彦何故八年之間未有復命時有國神號天探女見其雉曰鳴聲惡鳥在此樹上可射之天稚彦乃取天神所賜天鹿兒弓天真鹿兒矢便射之則矢達雉胸遂至天神所處時天神見其矢曰此昔我賜天稚彦之矢也今何故



○咒、重胤云、ホキテは  
ホサキテの略なり善惡に  
通じて云何れも祈る意あ  
りネキテも有る理有に似  
たり通釋は記傳に據てト  
コヒミ訓り  
○當遭害、藻鹽草に當遭  
害ハ厭シナヒ殺サレム  
ト云ヘル義也也あり  
○柩、カバネミ訓るは禮  
記曲禮に在牀曰尸在棺  
曰柩とあるに由るな  
るべし  
○大臨、左傳宣十二年注  
に臨哭也、文選の注に臨  
謂俯屍哭也也あり親し  
く見て哭するを云ミナキ  
は見泣なりミネも同じ  
○恰、原本拾に作る察本  
島本峯本及類史に據て改  
む通釋云ヒトシクニタリ  
にては同言重れリアタカ  
モミ訓べしノレリはニレ  
リも云も同じ似るをナス  
ともニスノスも云ひ又  
ノルもレリも活けるな  
るなり  
○吾君猶在、アガシナキ  
ハさあるは解し難し楓本  
には君の傍にシナキとの  
みあり按にシナアの誤に  
てアガキミハシナアホ  
マシクケリの誤なるべ  
し丹本在の上存字あり

來、乃取矢而咒之曰、若以惡心射者、則天稚彥必當遭害、若以平  
心射者、則當無恙、因還投之、即其矢落下、中于天稚彥之高胸、因以  
立死、此世人所謂返矢可畏之緣也、時天稚彥之妻子從天降  
來、將柩上去而於天作喪屋、殯哭之、先是天稚彥與味耜高彥根  
神友善、故味耜高彥根神登天弔喪、大臨焉、時此神形貌自與天  
稚彥恰然相似、故天稚彥妻子等見而喜之、曰、吾君猶在、則攀持  
衣帶、不可排離、時味耜高彥根神忿、曰、朋友喪亡、故吾即來弔、如何  
誤死人於我耶、乃拔干握劍、斫倒喪屋、其屋墮而成山、此則美濃  
國喪山是也、世人惡以死者誤己、此其緣也、時味耜高彥根神  
光儀華艷、映于二丘二谷之間、故喪會者歌之、曰、或云、味耜高彥根神  
人知映丘谷者、是味耜阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多廼、汗奈餓勢屢、多磨廼  
高彥根神、故歌之、曰、阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多廼、汗奈餓勢屢、多磨廼  
彌素磨屢廼、阿奈陀磨波夜彌多爾輔陀和拖羅須、阿泥素企多伽避  
顧彌、又歌之、曰、阿磨佐箇屢避奈菟謎廼、以和多羅素西渡、以嗣箇播

○忿曰、向本島本玉本此  
二字の下に聞の字あり  
○華、原本花に作る丹本  
察本楓本等に據て改む  
○妹、通釋云本にはイロ  
ト訓めれど記傳の説に  
よいてイロネと訓べし  
○媛、丹本楓本に作る  
阿妹奈屢也云々、天  
統の玉の光澤あるが如く  
二つの谷に光がやく味  
耜高彥根神ぞ其容儀の  
華艷なることを稱讚した  
る歌なり記には多磨廼彌  
素磨屢廼の屢廼の間に美  
須麻流の四字加はり終句  
多伽避顧彌の次に迦微會  
也の四字加はれり  
○阿磨佐箇屢云々、天離  
は夷の枕詞なり夷の女の  
渡る瀨門の石川の片淵に  
網を張りたるに其網の目  
の良き爲に魚の良く寄來  
るやうに云て思ふ人の  
片よりに吾方へ來れかし  
と云るにて、には關係  
なき歌なり夷曲と稱して  
前の歌と共に樂府にて諸  
ひしよりこゝに出せるも  
のを見えたり記には此歌  
を載せず  
○夷曲、歌の曲名なり歌  
詞に夷女の云々あるに

簡拖輔智、簡拖輔智、爾彌播利和拖嗣、妹慮豫嗣、爾豫利據彌、  
以嗣箇播、簡拖輔智、此兩首歌辭、今號夷曲、既而天照大神以思兼神、  
妹萬幡豐秋津姬命、配正哉吾勝々速日天忍穗耳尊爲妃、令降之  
於葦原中國、是時勝速日天忍穗耳尊、立于天浮橋而臨眺之、曰、彼  
地未平矣、不須也、頗傾也、凶目杵之國、歟、乃更還登具、陳不降  
之狀、故天照大神復遣武甕槌神及經津主神先行、驅除時、二神  
降到出雲、便問大己貴神曰、汝將此國奉天神耶、以不、對曰、吾兒  
事代主射鳥遨遊、在三津之碕、今當問以報之、乃遣使人訪焉、對  
曰、天神所求、何不奉歟、故大己貴神以其子之辭、報乎、二神、二  
神乃昇天、復命而告之曰、葦原中國皆已平竟、時天照大神勅曰、若  
然者、方當降吾兒矣、且將降間、皇孫已生、號號天津彥々  
火瓊々杵尊、時有奏曰、欲以此皇孫代降、故天照大神乃賜天  
津彥々火瓊々杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡、草薙劍、三種寶物、又以中



依て名をす  
 ○臨眺、上より見下すを云直指に強ちに見るを云云あり藻鹽草に欲道（ホリセリ）の義をす平田翁の説もあれど確ならず  
 ○不須也頗傾也、此國の傾ける状態を御覽じ御頭を傾けて否と所思せるを云傾の下也の字楓本島本峯本に據て補ふ  
 ○凶目杵之國、醜めく汚はしき國を云通釋に杵は汚の誤か云り  
 ○及、丹本になし  
 ○射鳥遊遊、本書に遊鳥とあるに同じ字書に遊は遊也とあり  
 ○三津之碕、出雲風土記に島根郡御津濱とある地なり  
 ○八坂瓊曲玉及八咫鏡、此二種は大神の石窟に籠坐し時に五百箇瓊坂樹に取著し玉鏡なり古事記に其遠岐斯八尺勾瓊鏡とあるにて明かなり  
 ○上祖、遠祖と云に同じ  
 ○媛女、原本猿女に作る丹本察本昌本及類史に據て改む、下同じ  
 ○玉屋命、記に玉祖命とあり其意なり  
 ○五部神、記には五伴緒

臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、媛女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神使配侍焉。因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆。當與天壤無窮者矣。已而且降之間、先駟者還。白、有一神居天八達之衢、其鼻長七咫、背長七尺餘、當言七尋、且口尻明耀、眼如八咫鏡而赭然、似赤酸醬也。即遣從神往問、時有八十萬神、皆不得自勝相問、故特勅天鈿女曰、汝是目勝於人者、宜往問之。天鈿女乃露其胸乳、押裳帶於臍下而笑、嚙向立、是時衢神問曰、天鈿女汝爲之何故耶。對曰、天照大神之子所幸道路、有如此居之者、誰也。敢問之。衢神對曰、聞天照大神之子今當降行、故奉迎相待。吾名是猿田彥大神。時天鈿女復問曰、汝將先我行乎。將抑我先汝。行乎。對曰、吾先啓行。天鈿女復問曰、汝何處到。耶、皇孫何處到。耶。對曰、天神之子則當到。筑紫日向高千

さあり、トモノヲは一の部屬又は團體を云多くの玉を緒に貫きて御統の玉となせるが如く多くの人を統率して一の團體としたるを云、以上の五柱の神は五部の統領の神なり  
 ○配侍、其職に依て分配して奉仕せしむるを云  
 ○葦原云々、玉本葦の上  
 ○可王之地、丹本玉本及紀略王を主に作る  
 ○行矣、纂疏に送行之詞とあり天降り給ふにつきて恙なくさきくいませと言壽き給へるなり依てサキクと訓めり  
 ○寶祚、アマツヒツギと訓り、天津日嗣は記傳に「サシ」を受傳へ坐て其大御業を嗣々に所看（シ）す由の御稱（ミナ）なりとあり天皇の御位を申奉るなり書紀に天業、基業、天基、大業、大運、天緒等の文字いづれもアマツヒツギと訓み又即位、踐祚等の文字をアマツヒツギシロシメスと訓たり、寶祚の字は文選に出で注に寶祚猶寶命也又謂國命也とあり  
 ○與天壤無窮者、天壤は天地なり窮は窮極なり天地と共に極まりなきを云丹本に無窮をヒトシカラムと訓るもよじ文字の出典天壤は文選に名與天壤俱、又史記にも見ゆ無窮は尙書に與國成休永世無窮と見えたり萬葉二に天孫降臨の事を葦原の水穂の國を天地の依相の極みしるしめず神の命と云々之詠めるは此の神勅の意に同じ天地の依相の極みなりとありけむ天壤無窮の文字を充奉りしなるべし  
 ○先驅、丹本先驅に作る驅同じ  
 ○天八達之衢、道路の幾筋にも分れたる所を云十字街なり  
 ○七咫、咫の事八咫鏡の條に云りタは手にて片手を横へたる廣さを云七は正數にあらで大數なるべし  
 ○背長七尺、鼻の長に比べて背の長七尺は短き故に當に七尋と言ふべしと注したるなるべし丹本には此四字なし  
 ○七尋、尋は兩手を伸べひちになりて正面に向ひ見る事能はざるを云  
 ○押裳帶於臍下、裳帶は裳を結びたる紐なり抑はオシタレと訓り其意なり通釋には元々集所引に據て垂の字を補ひたれど本のまゝにて聞ゆ臍は丹本察本等齊に作る齊臍に通ず  
 ○咲、原本咲を笑に作る丹本楓本察本等に據て改む咲は謂唇舌之中大笑則見とあり又咲聲ともあり  
 ○猿田彥大神、原本猿を猿に作る丹本察本等齊に據て改む下同じ釋紀に王舞之面者象此神面云々とあり  
 ○將抑察本鴨本楓本等將の字なく丹本私記抑の字なし  
 ○啓行、記に仕奉御前とあり  
 ○脫離、私記にはオシハナレと訓り次の排分に對すればオシハナ

穂穗觸之峯、吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上、因曰、發顯我者汝也。故汝可以送我而致之矣。天鈿女還詣報狀、皇孫於是脫離天磐座、排分天八重雲、稜威道別道別而天降之也。果如先期、皇孫即到。筑紫日向高千穗穗觸之峯、其猿田彥神者即到伊勢之狹長田五十鈴川上、即天鈿女命隨。猿田彥神所乞、遂以侍送焉。時皇孫勅、天鈿女命、汝宜以所顯神名爲姓氏焉。因賜媛女君之號。故媛女君等男女皆呼爲君。此其緣也。高胸、此云多歌武娜婆歌、頗傾也。此云歌矛志。



【第二一書】天津瓊星、星神なり星神の名の古典に見えたるは此他に聞えず。○齋主神、經津主神なり上古は出陣の時に將軍自ら神祇を齋ひ祭りて將來の平安を祈れり齋主の名之に因りて起れり。○號曰、原本曰の字なし丹本紀略に據て補ふ。○東國織取、古は上野國碓氷嶺より以東の諸國を總べて東國と云り其起源は景行紀四十年に詳なり織取は下總國香取郡香取郷是なり。○小汀、楓本島本峯本小を少に作る。○條々、下に言ふ所の條件なり。○顯露之事、次の神事に對して天下の萬般の政事を云。○神事、下に幽事とあるに同じ舊事紀天神本紀には汝則可以知幽神之事。

第二

一書曰、天神遣經津主神武甕槌神使平定葦原中國、時二神曰、天有惡神、名曰天津瓊星、亦名天香々背男、請先誅此神、然後下撥葦原中國、是時齋主神號曰齋之大人、此神今在乎東國織取之地也、既而二神降、到出雲五十田狹之小汀、而問大己貴神曰、汝將以此國奉天神耶、以不對曰、疑汝二神非是吾處來者、故不須許也、於是經津主神則還昇報、告時高皇產靈尊乃還遣二神勅大己貴神曰、今者聞汝所言深有其理、故更條條而勅之、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事、又汝應住天日隅宮者、今當供造、即以千尋栲繩結爲百八十紉、其造宮之制者、柱則高太、板則廣厚、又將田供佃、又爲汝往來遊海之具、高橋浮橋及天鳥船亦

將供造、又於天安河、亦造打橋、又供造百八十縫之白楯、又當主汝祭祀者、天穗日命是也、於是大己貴神報曰、天神勅慰懃如此、敢不從命、乎、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事、乃薦岐神於二神曰、是當代我而奉從也、吾將自此避去、即躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣、故經津主神以岐神爲鄉導、周流削平、有逆命者、即加斬戮、歸順者、仍加褒美、是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合八千萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至、時高皇產靈尊勅大物主神、汝若以國神爲妻、吾猶謂汝有疏心、故今以吾女三穗津姬配汝、爲妻宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、乃使還降之、即以紀伊國忌部遠祖手置帆負神一定、爲作笠者、彥狹知神爲作盾者、天目一箇神爲作金者、天日鷲神爲作木綿者、櫛明玉神爲作玉者、乃使太玉命以弱肩被太手繩、而代御手以祭此神者、始起於此矣、且天兒屋命主神事之宗源者也、故俾以太占之卜事

とありさて其神事又は幽事とは何事ぞと云に纂疏に神事則冥府之事非祭祀牲幣之禮と云ひ口訣には仰徳可奉祭祀也と云り纂疏の説は史傳及紀傳に之を基礎とし更に研究して世の治亂興廢は更にも云はず人身の吉凶禍福も亦此大神の掌り給ふ所なりさて其由を細説せり。○吾孫、纂疏吾を皇に作る。○天日隅宮、出雲風土記には日栖宮とあり日隅とは古事記に唯僕住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀琉天之御巢而云々治賜者云々とある如く此宮は天皇の大宮の制の如く構作れるに由れる名にて風土記に日栖とあるが正字なるべし或は御巢にてはミの轉語なりとの説もあれど文字のまゝにてよく聞ゆるなり。○以千尋栲繩云々、上古の家作は長き繩を以て堅く結び固むるが常なりそれな詞を美しく飾りて千尋栲繩を以て百八十結び



結び固めむと云ひしなり  
 梶繩は栲の木皮を以て絡  
 へる繩なり  
 ○其造宮之制、山蔭に此  
 は今當供造の下にあるべ  
 き文なり千尋云々も造宮  
 の制なればなり云云り  
 ○高太、原本太を大に作  
 る丹本島本及類史に據て  
 改む  
 ○將田供佃、神の御食の  
 料なり佃は字書に治田  
 也とあり  
 ○高橋浮橋、高橋は高く  
 架け渡したる橋、浮橋は  
 船を並べて橋としたるも  
 のなり  
 ○打橋、萬葉又源氏に見  
 ゆ、假初に打架けたる橋  
 を云  
 ○百八十縫之白橋、百八  
 十は橋の数の多きを云縫  
 さは橋は縫て作るもの故  
 に云白橋は木地のままに  
 て飾りなきを云一説に白  
 く塗りたる橋なりとも云  
 ○當主汝祭祀者云々、こ  
 れ殊に大己貴神を崇め奉  
 らせ給ふなり  
 ○岐神、纂疏云岐神主  
 道路之神薦奉之而爲  
 二神先導也  
 ○躬披瑞之八坂瓊、島本  
 見林本及類史舊紀披を被

而奉仕焉、高皇產靈尊因勅、曰、吾則起樹、天津神籬及天津磐境、  
 當爲吾孫奉齋矣、汝天兒屋命太玉命宜持、天津神籬降於葦原中  
 國、亦爲吾孫奉齋焉、乃使二神陪從天、忍穗耳尊以降之、是時天照  
 大神手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡、當猶視  
 吾、可與同床、共殿、以爲齋鏡、復勅、天兒屋命太玉命、惟  
 爾二神亦同侍殿、內善爲防護、又勅、曰、以吾高天原所御  
 齋庭之穗、亦當御於吾兒、則以高皇產靈尊之女、號萬幡姬、配天  
 忍穗耳尊、爲妃、降之、故時居於虛天而生兒、號天津彥火瓊々  
 杵尊、因欲以此皇孫代親、而降、故以天兒屋命太玉命及諸  
 部神等悉皆相授、且服御之物、一依前授、然後天忍穗耳尊復還於  
 天、故天津彥火瓊々杵尊降、於日向穗日高千穗之峯、而膺穴胸  
 副國自頓丘、覓國行去、立於浮渚、在平地、乃召國主事勝國勝長狹  
 而訪之、對曰、是有國也、取捨隨勅、時皇孫因立宮殿、是焉遊息、後

に作る、披は原本にオヒ  
 テと訓り、纂疏に披者負之  
 意とあり、御躬に八坂瓊を  
 負持て隠り坐せりとなり  
 内山眞龍の説には披はト  
 キテと訓み、御躬につけら  
 れし瓊を解きて隠り坐し  
 し也と云ひ、史傳には此説  
 に據て大國主神が此玉を  
 解て天神の御許に奉られ  
 しが、後に大倭神社の御靈  
 代とされり、説かれ重胤  
 も披をオキテと訓み、大體  
 史傳の説に據て説きたれ  
 る、大倭神社の御靈代とな  
 り、長く隠り坐させられ、  
 其隠り坐しは杵築大社な  
 ればやがて大社の御神靈  
 となり、別なるべし、此事  
 は子が別に細説したるも  
 のあり、  
 ○郷導、原本にクノノミ  
 チビキと訓めるは非なり、  
 郷は郷にて郷國の郷に非  
 ず、故に平田翁はミチビキ  
 テと訓べしと云り、今はそ  
 れに據れり、  
 ○周流削平、周く巡回し  
 且つ平らぐるなり、  
 ○大物主神、記傳云初は  
 大己貴神とのみ有し、此  
 に至て大物主神と改めたる  
 は高皇產靈神の賜へる

遊幸海濱、見一美人、皇孫問曰、汝是誰之子耶、對曰、妾是大山祇  
 神之子、名神吾田鹿葦津姬、亦名木花開耶姬、因白亦吾姊、磐長姬  
 在、皇孫曰、吾欲以汝爲妻、如之何、對曰、妾父大山祇神在、請以垂  
 問、皇孫因謂大山祇神曰、吾見汝之女子、欲以爲妻、於是大山  
 祇神乃使二女、持百机、飲食奉進、時皇孫謂姊爲醜、不御而罷、  
 妹有國色、引而幸之、則一夜有身、故磐長姬大慙、而詛之曰、假使天  
 孫不斥妾、而御者、生兒、永壽有如磐石之常存、今既不然而  
 唯弟、獨見御、故其生兒、必如木花之移落、一云、磐長姬耻恨、而  
 唾泣之曰、顯見蒼生者、如木花之俄遷、轉當衰去矣、此世人短折之  
 緣也、此後神吾田鹿葦津姬見皇孫曰、妾孕天孫之子、不可私  
 以生也、皇孫曰、雖復天神之子、如何、一夜使人娠乎、抑非吾之兒歟、  
 木花開耶姬甚以慙恨、乃作無戶室、而誓之曰、吾所娠是若他神之  
 子者、必不幸矣、是實天孫之子者、必當全生、則入其室中、以火



焚室于時焰初起時共生兒號火酢芹命次火盛時生兒號火明命次生兒號彥火火出見尊亦號火折尊齋主此云伊幡毗顯露此云阿羅幡貳齋庭此云踰貳波

にて物主は八十萬神の首として皇孫を護奉らるるを云神之大人と云むが如し ○疏心、疏は疎に同じ睦親しむ心の薄きを云 ○三穗津姫、式に大和國城下郡村屋坐彌富都比賣神社(大月次相嘗新嘗)あり大神神社に近き所也 ○紀伊國、向本察本峯本等伊の字なし ○手置帆負神、式に紀伊國名草郡鳴神社(名神大月次相嘗新嘗)あり手置帆負彦狹知の二神を祭ると云 ○天目一箇神、録山城神別山背忌寸の條に天都比古禰命子天麻比都禰命とあり ○作金者、カナタクミは鍛冶なり ○乃、丹本仍に作る ○以弱肩、丹本以の字なし原本にヨワカイナニと訓るは非なり私記に據て改む ○代御手、鴨本及私記御手代に作る記傳云御孫命に代り奉りて御幣を取持を云なり ○神事之宗源、神事は神祇の祭祀なり集解に按兒屋命專掌神事而爲宗源蓋猶後世神祇伯とあり丹本楓本峰本等に源を原に作る ○以大占之卜事而奉仕、兒屋命をして奉仕せしむるなり而して其子孫相繼て奉仕す神祇官の卜部二十人あり伊豆壹岐各五人對馬十人なり之を四國の卜部と云 ○天津天籟、神祇官八神殿の起源なり天津は天より降り降し給ふものなる由、ヒモロギは日室城にて神の御室とするより起れる名なり纂疏に神籟謂叢祠也とあり或は神なりとも云ひ語釋に就ても種々の説あり之に神籟の文字を充てたるは神祠の周圍に神を立はせしめて齋したるよりの事なるべし ○天津磐境、原本にイハサカと訓り記傳にはイハキと訓べしといひ通釋にはイハクラと訓べしとあれど舊訓のまゝにてよじ磐境は神籟の在る所を磐石を以て堅固に築きたるを云 ○吾兒視此寶鏡云々、寶鏡は八咫鏡なり當猶視吾は記に此之鏡者專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉とある此意なり共殿は同じ御殿の内にも同じます云云同床は同じ御殿の内にも一つの御床同じ御座に御側を離れずおはします云後世までも劍璽の間に劍璽を奉安せらるは此意なり又毎日鏡の御拜と云ふことありしもの意なるべし ○齋鏡、天照大神の御靈として齋き祭る鏡と云意なり ○齋庭之穂、齋庭は大嘗開食庭なり特更に齋に淨めたる故に齋の字を用ひたり是大嘗祭の本にて中臣壽詞に天津御饌遠長御膳乃遠御鏡止千秋乃五百秋仁瑞穂遠平介久安介久由庭仁所知食止事依奉氏云々とあるは此意を精しく述べられしものなり ○居於虛天、天降まさむとして既に御出發の後と云意なり ○天津彦火、峯本彦を彦々に作る下同じ ○諸部神、上に見えたる五部神其他の各部の神を云 ○服御之物、皇孫命の御身に副はるべき總ての御物を申奉る ○胸副國、前に空國とあるに同じかるべし一説に鹿兒島神社近傍に字ムナソヒと稱する處多あり其地方を廣く胸副國と云ふことなるべし ○如之何、丹本之何倒置 ○持百机飲食奉進、聖取の禮物なり通釋玉本に據て進の下の字を補ふ ○有國色、國色の文字は公羊傳傳十年に出づ女の容色を蓋へりとの意 ○詛、トコヒと訓りしを云字書に請神加殃謂之詛とありカラマシとありしを察本楓本島本及類史に據て改む ○有如磐石之常存、此傍訓楓本並に昌本に據るにもトキハカキハノアマヒナラマシとありしを少しく訓み改めたるものなるべけれど如の字をアマヒと訓む事安當ならず丹本の訓はよく整ひたり ○如木花之移落、記に木花之阿摩比能坐とあり之に據てコノハナノアマヒニと訓たるものなるべけれど如にアマヒの意ありと見えすアマヒは甘く堅固ならずしてもろき意か或は雨にあひて其色の忽にあする意なるべし ○火酢芹命、原本酢を酸に作る諸本に據て改む下同じ ○火明命、本書には第二の御子とす ○火折尊、第五の一書には火炎衰時云云出兒云々火折尊とあり火折は火の勢の衰へたる時に生給ひしによりて名づけ奉れり ○齋主、山蔭云主字は後人の加へたるなるべし ○踰、丹本踰に作る

【第三一書】一書曰、丹

本日云に作る ○火燄、ホノホは火之穂なり ○火炎、ホムラは火蓋にて火の叢り上るを云なるべし ○竹刀、抄に日本紀私記云竹刀阿乎比衣とありアヲは青ヒエは刀を云 ○竹屋、薩摩國阿多郡(今川邊郡に屬す)鷹屋郷あり是なり ○卜定田、太古を以て卜定したる田を云大嘗祭に國郡を卜定するはこれに同じ ○狹名田、眞長田の意田を稱へて云るなり ○甜酒、釋紀に美酒也とあり多米都物の多米に同じ ○淳浪田、口訣云熟田之稱 ○爲飯、カシテはカシギテのキの假名を略せるなり ○嘗之、宣賢抄云嘗ハ神ヲ祭り宴ヲ設ケテ兒ヲ賀スルナリ通釋にも尋常の大嘗新嘗の事には非ずして産養の爲に新嘗の御事を御子等の御爲に行はせ御坐せるなるべしと云り

第三

一書曰、初火燄明時生兒火明命、次火炎盛時生兒火進命、又曰火酢芹命、次避火炎時生兒火折彥火火出見尊、凡此三子火不能害及母亦無所少損、時以竹刀截其兒、臍其所棄竹刀、終成竹林、故號彼地曰竹屋、時神吾田鹿葦津姫以下定田、號曰狹名田、以其田稻釀天甜酒嘗之、又用淳浪田稻爲飯嘗之、

第四

一書曰、高皇產靈尊以眞床覆衾、褻天津彥國光彥火瓊々杵尊、則引開天磐戶、排分天八重雲以奉降之、于時大伴連遠祖天忍日命、帥來目部遠祖天穗津大來目、背負天磐靱、臂著稜威高鞞、手捉天梔弓、天羽々矢、及副持八目鳴鏑、又帶頭槌劍、而立天孫之前、遊行降來、到於日向襲之高千穗穗、日二上峯、天浮橋而立於浮渚、在之平地、脊穴空國自頓丘、覓國行去、到於吾田長屋笠狹之御碕、時彼處有一神、名曰事勝國勝長狹、故天孫問其神曰、國在耶、對曰、在也、因曰、隨勅奉矣、故天孫留住於彼處、其事勝國勝神者是伊弉諾尊



【第四一書】一書曰、丹本曰云に作る

○天津彦國光彦、是は天饒石國饒石なご、同じ稱

○天磐戸、天津宮の御門の戸なり

○大伴連、大伴は武力を以て朝廷を守護し奉る部

屬にて其數甚多し故に大伴云連は群主にて其統

領なり大伴は神代には職名なりしが後に氏の名

なれり録左京神別は大伴宿禰高皇產靈尊五世孫天

押日命之後也さありて高皇產靈命の裔なり

○來目部、録左京神別に久米直高御魂命八世孫味

耳命之後也さあり

○天磐靱、靱は矢筈にて矢筈なり靱は其堅固なるをほめて云

○捉天梳弓、梳弓は梳の木にて作れる弓なり梳は今ハジミ云て其實は蠟燭につくる木なるが性脆くして弓を作るに堪ず弓に作るは山ハセさて別種なり云捉は楓本昌本提に作る梳は中本玉本及類史梳に作り田中賴庸本は梳に作る

○八目鳴鏑、字鏡に鳴鏑

をナリカブラミ訓り之を射れば音をたて、空中を走り行く故に鳴と云鏑は鏑大にして燕に似たるを以てカブラヤミ云八目は鏑に穴の幾個もあるによりて名づけたり

○頭槌劍、纂疏に劍首如槌也今隼人所帶之劍有

此形也さあり

○留住於彼處、於は丹本鴨本楓本に據て補ふ

○鹽土老翁、事勝國勝長狹神の一名なること自明なるが記傳に此は一柱の神名には非ずして凡ての事をよく識れる人を云ふなり云ひ重胤は住吉の三神を一柱としたる神名なり云りよく考ふべし

○梳、以下二十三字は第五一書の下に在りしを此に移す

○葦、原本葦に作る葦本楓本鴨本に據て改む

【第五一書】開喜而生之歟、口訣に嘲弄之辭也さあり

○疑之、原本之疑に作る鴨本及紀略に據て改む

○妾所生、通釋云本に生を娠さあり纂疏に據て改む今亦之に據る

○何處坐耶、集解後文に

之子也、亦名鹽土老翁梳此云波葺音之移反、頭槌此云箇步豆智、老翁此云鳥賦、

第五

一書曰、天孫幸大山祇神之女子、吾田鹿葦津姬、則一夜有身、遂生四子、故吾田鹿葦津姬抱子而來、進曰、天神之子寧可以私養乎、故告狀、知聞是時、天孫見其子等、嘲之曰、妍哉吾皇子者、聞喜而生之歟、故吾田鹿葦津姬乃慍之曰、何爲嘲、妾乎、天孫曰、心疑之矣、故嘲之、何則、雖復天神之子、豈能一夜之間、使人有身者哉、固非我子矣、是以吾田鹿葦津姬益恨、作無戶室、入居其內、誓之曰、妾所生若非天神之胤者、必亡、是若天神之胤者、無所害、則放火焚室、其火初明時、躡誥出兒、自言、吾是天神之子、名火明命、吾父何處坐耶、次火盛時、躡誥出兒、亦言、吾是天神之子、名火進命、吾父及兄何處在耶、次火炎衰時、躡誥出兒、亦言、吾是天神之子、名火折尊、吾父及兄等何處在耶、次避火熱時、躡誥出兒、亦言、吾是天神之子、名彥火、火出

見尊、吾父及兄等何處在耶、然後母吾田鹿葦津姬、自火燼中出來、就而稱之曰、妾所生兒及妾身自當火難、無所少損、天孫豈見之乎、對曰、我知、本是吾兒、但一夜而有身、慮有疑者、欲使衆人皆知、是吾兒、并亦天神能令一夜有娠、亦欲明汝有靈異之威、子等復有超倫之氣、故有前日之嘲辭也、

第六

一書曰、天忍穗根尊娶高皇產靈尊女子栲幡千千姬、萬幡姬命、亦云高皇產靈尊兒火之戶幡姬兒、千千姬命、而生兒天火明命、次生天津彥根火瓊瓊杵根尊、其天火明命兒天香山、是尾張連等遠祖也、及至奉降、皇孫火瓊瓊杵尊於葦原中國也、高皇產靈尊勅、八十諸神、曰、葦原中國者、磐根木、株草葉、猶能言語、夜者若燦火而喧響之、畫者如五月蠅而沸騰之云々、時高皇產靈尊勅曰、昔遣天稚彥於葦原中國、至今所以久不來者、蓋是國神有強禦之者、乃遣無名雄雉往候之、此雉降來、因見粟田豆田、則留而不返、此世所謂雉頓使之



據て坐を在に改む  
 ○躡、踏なり  
 ○火熱、察本峰本及私記  
 熱を勢に作る  
 ○火熱、抄に燼火餘木也  
 和名毛江久比さあり燃燼  
 の意か  
 ○對曰、原本對を報に作  
 る鴨本楓本島本に據て改  
 む  
 【第六一書】栲幡千千姫  
 萬幡姫命、通釋云、姫萬の  
 間に兒の字を脱せしもの  
 なるべし丹本萬幡以下十  
 七字なし  
 ○火之巨幡姫兒千千姫  
 命、丹本命の字なし  
 ○瓊瓊杵根尊、向本鴨本  
 根の字なし  
 ○天香山、熱本山の下に  
 命の字あり  
 ○及至、丹本及を乃に作  
 る  
 ○木株、原本コノモトさ  
 訓み私記にコノタチさよ  
 みたるを本居翁はキネタ  
 チと訓べし云り木株は  
 木の切株なり  
 ○草葉、原本カヤノカキ  
 ハと訓るを私記に據て改  
 むカキハは片葉なり  
 ○若燦火、原本にホヘノ  
 モコロニと訓み私記には  
 ホノホノモコロニシテと

縁也、故復遺無名雌雉、此鳥下來爲天稚彥所射、中其矢而上報云  
 云、是時高皇產靈尊乃用眞床覆衾、皇孫天津彥根火瓊々杵根  
 尊、而排披天八重雲以奉降之、故稱此神曰天國饒石彥火瓊々杵  
 尊、于時降到之處者、呼曰日向襲之高千穗添山峯矣、及其遊行之  
 時也云々、到于吾田笠狹之御崎、遂登長屋之竹嶋、乃巡覽其地  
 者、彼有人焉名曰事勝國勝長狹、天孫因問之曰、此誰國歟、對曰、是  
 長狹所住之國也、然今乃奉上天孫矣、天孫又問曰、其於秀起浪穗  
 之上起八尋殿、而手玉玲瓏織經之少女者、是誰之子女耶、答曰、大山  
 祇神之女等、大號磐長姫、少號木花開耶姫、亦號豐吾田津姫云々、  
 皇孫因幸豐吾田津姫、則一夜而有身、皇孫疑之云々、遂生火酢芹  
 命、次生火折尊、亦號彥火火出見尊、母誓已驗、方知實是皇孫之  
 胤、然豐吾田津姫恨皇孫不與共言、皇孫憂之、乃爲歌之曰、憶企都  
 茂幡、陛爾幡譽、辰耐母、佐禰耐據、茂阿黨播怒、介茂譽、播磨都智耐理

訓り(呂を止さずるは誤  
 なり)燦は字書に火飛也  
 さありモコロは如しと云  
 意の古言なり萬葉に其例  
 見ゆ  
 ○昔、丹本に無し  
 ○強禦、イムカフは射向ふなり  
 の生ずる地を云 ○此世所謂云々、  
 頓使に就ては種々の説あれど往き  
 還らざる使を頓使と云ひ其使の還ら  
 ざることを忌嫌ふなり ○上報、通釋云  
 上字は不字の寫誤にて不報とありし  
 ならむか然する時は此後にもよく叶  
 へり ○奉降之、原本之の字なし丹本  
 楓本中本等に據て補ふ ○天國饒石  
 云、天饒國饒と云を約めて申せるなり  
 ○添山、ソホリはソハルなり峰の二つ  
 並びたるなり一つある上に亦一つ加  
 はりたる心なり二上の峯は雌山雄  
 山と副へるを以て云るなるべし ○秀  
 起浪穗、浪穗さは浪の白く高く立  
 てる先の所を云神武紀には踏浪秀と  
 あり秀起てること即ち波の穗なり  
 ○手玉玲瓏、手玉は手に纏きて飾さ  
 する玉、モユラは玉と玉と相觸れて  
 發する音を云 ○織經、諸本紅を經に  
 作るは非なり鴨本及私記原本に同じ  
 紅は字書に機織也また織とあり或は  
 經に作り又集に作る ○憶企都茂幡  
 云々、守部の説に此一書の傳は非なり  
 此は彥火火出見尊の豐玉姫命に與へ  
 給ひし御歌にして海宮の段の一書の  
 文に深く懸恨み海を涉て徑去るこ  
 ある條に出べきを其處に出たる飲  
 企都郡利の歌と此の憶企都茂幡の  
 歌と初句似たるより紛ひたるなり  
 云りさもあるべし歌の意は奥津海  
 藻は海邊には寄れども吾妹子は却  
 て濱より沖に遠く離れ行きて寢床  
 を共にすること能はず  
 濱千鳥はさ云るにて御親らな濱  
 千鳥に譬へて詠ませ給ひしなり丹  
 本は怒介を奴介に磨を麻に理を里  
 に作る ○淤等娜比、丹本淤を於  
 に娜を那に作る

響、燦火此云褒倍、喧響此云淤等、娜比、五月蠅此云左魔陪、添山此云  
 曾褒里能耶麻、秀起此云左岐陀豆屢

【第七一書】萬幡姫、原  
 本幡を播に作る丹本察本  
 島本等に據て改む  
 ○天之杵火火置瀬尊、即  
 ち瓊々杵尊なり  
 ○勝速日命兒天大耳尊、  
 口訣に勝速日命以下を一  
 柱の御名なりといへば兒  
 天の二字は衍なるべし、  
 丹本大を火に作る  
 ○神皇產靈神、原本神の  
 下高の字あり丹本察本楓  
 本等に據て削る  
 ○天杵瀬命、瓊々杵尊な  
 りキセはオキセの略

第七  
 一書曰、高皇產靈尊之女、天萬栲幡千幡姫、  
 一云、高皇產靈尊兒、萬幡姫兒玉依姫命、此神爲天忍骨命妃、生  
 兒天之杵火火置瀬尊、  
 一云、勝速日命兒天大耳尊、此神娶丹鳥姫、生兒火瓊々杵尊、  
 一云、神皇產靈尊之女、栲幡千幡姫、生兒火瓊々杵尊、  
 一云、天杵瀬命娶吾田津姫、生兒火明命、次火夜織命、次彥火火出



【第八一書】天鏡石國鏡石、通釋には舊訓よじこいへご葦牙の訓に従ふべきか

【海宮遊幸章】海幸、幸さは海山にて魚貝鳥獸を獲る事を云即ち漁獵を云之に幸又は利の字を當てたるは海にて魚貝を獲山にて鳥獸を獲るは幸なればなり獵師を佐都雄佐豆人云ひ獵に用る弓矢を得物争ひ矢佐都由美云は海幸山幸のサチに同じ○欲易幸、此幸は漁獵に用る弓箭釣釣を云其漁獵の具を易て相試みむと欲せらるゝなり

私記にも釣釣さあり弓箭と相對して云るなれば釣は必行なりとも言ひ難し故に舊に從て改めず

見尊

第八 一書曰、正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、娶高皇產靈尊之女、天萬栲幡千幡姫爲妃而生兒、號天照國照彥火明命、是尾張連等遠祖也、次天鏡石國鏡石天津彥火瓊々杵尊、此神娶大山祇神女子木花開耶姫命爲妃而生兒、號火酢芹命、次彥火火出見尊、

行、忽至海神之宮、其宮也雉堞整頓、臺宇玲瓏、門前有一井、井上有一湯津杜樹、枝葉扶疏、時彥火火出見尊、就其樹下、徙倚彷彿、良久有一美人、排闥而出、遂以玉鏡來當汲水、因舉目視之、乃驚而還入、自其父母曰、有一希客者、在門前樹下、海神於是鋪設八重席、薦以延內之、坐定、因問其來、意時彥火火出見尊、對以情之委曲、海神乃集大小之魚、遍問之、僉曰、不識、唯赤女魚名也、比有口疾、而不來、固召之、探其口者、果得失、鉤已而彥火火出見尊、因娶海神女豐玉姬、仍留住海宮、已經三年、彼處雖復安樂、猶有憶鄉之情、故時復太息、豐玉姬聞之、謂其父曰、天孫懷然、數歎蓋懷土之憂乎、海神乃延彥火火出見尊、從容語曰、天孫若欲還鄉者、吾當奉送、便授所得釣鉤、因誨之曰、以此釣與汝、兄時、則陰呼此釣曰、貧釣、然後與之、復授潮滿瓊及潮涸瓊、而誨之曰、漬潮滿瓊者、則潮忽滿、以此沒溺、汝兄若兄悔而祈者、還漬潮涸瓊、則潮自涸、以此救之、如



和多都美神社以上四座あり壹岐島にも石田郡海神社(大)見え對馬は海神の緣故極めて深し數田氏の標注には沖繩なりと云

此逼惱則汝兄自伏及將歸去豐玉姬謂天孫曰妾已娠矣當產不久妾必以風濤急峻之日出到海濱請爲我作產室相待矣彦火々出見尊已還宮一遵海神之教時兄火闌降命既被厄困乃自伏罪曰從今以後吾將爲汝俳優之民請施恩活於是隨其所乞遂赦之其火闌降命即吾田君小橋等之本祖也後豐玉姬果如前期將其女弟玉依姬直冒風波來到海邊速臨產時請曰妾產時幸勿以看之天孫猶不能忍竊往覘之豐玉姬方產化爲龍而甚慙之曰如汝不辱我者則使海陸相通永無隔絕今既辱之將何以結親昵之情乎乃以草裹兒棄之海邊閑海途而徑去矣故因以名兒曰彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊後久之彦火火出見尊崩葬日向高屋山上陵

徒倚彷徨、徒は原本徒に作る類史に據て改むヨロホヒは力なくよろしく歩むを云々タズムは立休むにていかすべきか立休みて前に進まざるを云徒倚は文選の注に時行也彷徨は字書に猶徘徊也とあり

葦牙にハタノヒロモノハタノサモノと訓るが穩なるべし ○赤女、本注に赤女鯛魚名也とあり原本に赤女は鯛と訓めるは非なり私記に安加目太比と訓みて一つの魚の名なり第一の書には赤女或云赤鯛とあり第三の書にも赤女即赤鯛也とあり赤鯛とあるより黒鯛に對して普通の鯛を云るなりと思ふ人もあるべけれ若し鯛ならむには赤女なご書くべきにあらず赤女は本名にて鯛に似たることあるより赤女鯛とも赤鯛とも云るなり

【第一書】幸弓、獵に用る弓を云 ○寛獸、獸はシ、と訓リシ、は肉を云獸を獵るは其肉を獲むが爲なり依て一轉して獸をシ、と呼ぶに至れリマキは求むるなり

第一 一書曰兄火酢芹命能得海幸弟彦火火出見尊能得山幸時兄弟欲互易其幸故兄持弟之幸弓入山覓獸終不見獸之乾迹弟持兄之幸鈎入海釣魚殊無所獲遂失其鈎是時兄還弟弓矢而責己鈎弟患之乃以所帶橫刀作鈎盛一箕與兄兄不受曰猶欲得吾之幸鈎於是彦火火出見尊不知所求但有憂吟乃行至海邊彷徨嗟嘆時有一長老忽然而至自稱鹽土老翁乃問之曰君是誰者何故患於此處乎彦火火出見尊具言其事老翁即取囊



めば鹿は誤なるべし  
 ○浮木、抄舟車部舟類に  
 查唐韵云楫(宇岐々)水中  
 浮木也とありされど、水  
 に浮木とあるは査と同じ  
 物か否かは詳ならず鹽土  
 傳には舟を謂ふとあり  
 ○城闕、カキヤは城屋な  
 り闕は觀謂之闕とあり  
 物見なり或は宮門なりと  
 もいふ  
 ○樓臺、タカドノは高殿  
 なりウテナは詳ならず  
 ○侍者、記に從婢とあり  
 マカタチは記傳に前子等  
 等(マコラタチ)の意なるべ  
 じとあり  
 ○以玉壺汲水、玉壺は原  
 本にタマツボと訓たれど  
 玉鏡と同じくタマモヒと  
 訓べし又原本水の上に玉  
 の字ありしが丹本鴨本寮  
 本等に據て削る  
 ○貴客、マラウトは稀人  
 なり稀に來る人を云  
 ○骨法、人相なり  
 ○天垢、垢は原本カホと  
 訓み私記にカタチと訓り  
 いづれにても通ず鹽土傳  
 に垢猶言氣象也とあり  
 纂疏に瑜伽論を引きて天  
 垢地垢と云ふことは同書に  
 出たりとあれどいかなら  
 るべきか

中立櫛、投地則化成五百箇竹林、因取其竹作大目龜籠、内火火  
 出見、尊於籠中投之于海、  
 一云、以無目堅間爲浮木、以細繩繫著火火出見、尊而沉之、所謂堅  
 間是今之竹籠也、于時海底自有可伶小汀、乃尋汀而進、忽到  
 海、神豐玉彥之宮、其宮也城闕崇華、樓臺壯麗、門外有井、井傍  
 有杜樹、乃就樹下立之、良久有一美人、容貌絕世、侍者群從、自內  
 而出、將以玉壺汲水、仰見火火出見、尊、便以驚還、而白其父神曰、門前  
 井邊、樹下有一貴客、骨法非常、若從天降者、當有天垢、從地來者、當  
 有地垢、實是妙美之虛空彥者歟、  
 一云、豐玉姬之侍者以玉瓶汲水、終不能滿、俯視井中則倒映人  
 笑之、顏、因以仰觀、有一麗神、倚於杜樹、故還入白其王、於是豐玉  
 彥遣人問曰、客是誰者、何以至此、火火出見、尊對曰、吾是天神之  
 孫也、乃遂言來意、時海神迎拜、延入、慇懃奉慰、因以女豐玉姬

○虛空彥、天より降れる  
 にもあらず地より來れる  
 にもあらず天と地との中  
 間なる虛空彥なりと云  
 なり通證に今按天津日高  
 者天子之稱虛津日高者太  
 子之稱とあり  
 ○映、テレリと諸本によ  
 みたれどウツレリと訓べ  
 し  
 ○人笑之顔、昌本人之咲  
 顔に作り丹本笑之の二字  
 なし  
 ○其王、丹本玉本王を主  
 に作る  
 ○天神之孫、原本に孫を  
 ミマと訓たれどミコと訓  
 べし昌本にミマと訓り  
 ○來意、ミタセルミコ、  
 口と訓るは、いかなる意か  
 昌本纂疏にはキタレルミ  
 コ、口とあり  
 ○上國、海國に對して此  
 國を上國と云  
 ○可詛言、トコヒイハマ  
 クは詛ひ言はむはなりマ  
 クはムを延べて言へるな  
 り  
 ○貧窮之本云々、これ詛  
 言なり貧窮をマヂと訓る  
 はマツシの約言なり  
 ○令其、鴨本其の字なし  
 ○透地、原本透を透に作  
 る楓本鴨本及類史紀略に

妻之、故留住海宮、已經三載、是後火火出見、尊數有歎息、豐玉  
 姬問曰、天孫豈欲還、故鄉歟、對曰、然、豐玉姬即白父神曰、在此  
 貴客、意望欲還、上國、海神於是摠集海魚、覓問其鈎、有一魚對曰、  
 赤女久有口疾、或云赤鯛、疑是之吞乎、故即召赤女、見其口者、鈎猶  
 在口、便得之、乃以授彥、火火出見、尊、因教之曰、以鈎與汝、兄  
 時、則可詛言、貧窮之本、飢饉之始、困苦之根、而後與之、又汝、兄涉  
 海時、吾必起迅風、洪濤、令其沒溺、辛苦矣、於是乘火火出見、尊於大  
 鰐、以送致本鄉、先是且別時、豐玉姬從容語曰、妾已有身矣、當以風  
 濤壯日出到、海邊、請爲我造產屋、以待之、是後豐玉姬果如其言、來  
 至、謂火火出見、尊曰、妾今夜當產、請勿臨之、火火出見、尊不聽、猶以  
 櫛燃火、視之、時豐玉姬化爲八尋大熊鰐、匍匐透地、遂以見、辱爲  
 恨、則徑歸海、鄉、留其女弟玉依姬、持養兒焉、所以兒名稱彥波瀲  
 武鸕鷀草葺不合尊者、以彼海濱產屋、全用鸕鷀羽爲草葺之、而葺未



據て改む文選の注に透蛇は屈曲貌また邪行也さおりにて屈曲して横に行く貌なりモコヨフ云る例空樓上源氏葵卷等に見えたり匍匐透蛇は出産の時の苦しみ懐み給ふ状を形容したる語なり

○用鷓鴣羽爲草、纂疏に以此鳥落羽爲草、室易産之義あり草はカヤと訓み總ての葺き草を云纂疏に鷓鴣の羽を以て産屋を葺くは産じ易きを祝するなり云り

【第二書】好井、私記にシミツと訓リシミツは澄水なり清らかなる水を云

○百枝杜樹、枝の茂れる杜樹なり湯津杜樹に同じ

○鱧廣鱧狭、大小の魚を云

○口女、次の一書に口女即鱧魚也とあり口女と稱するは釣を吞て口を噛みしより起れる名なるべし

○所失之針鈎、丹本玉本針の字なく鈎を鈎に作る

○制曰、原本及鴨本に制をセメと訓み丹本楓本昌本にイサメテと訓りヤはセの誤なりセメテにても

合時兒即生焉故因以名焉上國此云羽播豆矩爾

第二

一書曰門前有一好井井上有百枝杜樹故彥火々出見尊跳昇其樹而立之于時海神之女豐玉姬手持玉鏡來將汲水正見人影在於井中乃仰視之驚而墜鏡鏡既破碎不顧而還入謂父母曰妾見一人在於井邊樹上顏色甚美容貌且閑殆非常之人者也時父神聞而奇之乃設八重席迎入坐定因問來意對以情之委曲時海神便起憐心盡召鱧廣鱧狭而問之皆曰不知但赤女有口疾不來亦云口女有口疾即急召至探其口者所失之針鈎立得於是海神制曰爾口女從今以往不得吞餌又不得預天孫之饌即以口女魚所以不進御者此其緣也及至彥火火出見尊將歸之時海神自言今者天之神之孫辱臨吾處中心欣慶何日忘之乃以思則潮溢之瓊思則潮涸之瓊副其鈎而奉進之曰皇孫雖隔八重之隈冀時復相憶而勿棄置也因教之曰以此鈎

通すれど、は禁止の意なれば私記の訓妥當なるべし

○爾、オレはオノレなり汝と云に同じく人を罵りて云る稱なり

○不進御者、通釋には玉本に御供とあるを供御と改めて引きたれど原文のまゝにて通す

○欣慶、原本慶を處に作る諸本に據て改む

○八重之隈、私記にヤソクマと訓るは古意に叶へり八潮路遠く隔つるを云

○後手投棄與之、是咒詛の術なり

○子孫八十連屬、子々孫孫に至るまで絶えざるを云

○俳人、上に俳優の民とあるに同じ

○狗人、犬に代りて吠ゆるより云

○哀之、カナシミ玉へとあれど私記にユルシタマへとあるがよし

○神德、靈德なり

○不離天皇宮牆之傍、記には晝夜守護人とあり其意同じ

○代吠狗而奉事、隼人の元日即位式等に吠聲を發する事隼人司式に見えた

與汝 汝 兄時則稱貧鈎滅鈎落薄鈎言訖以後手投棄與之勿以向授若兄起忿怒有賊害之心者則出潮溢瓊以漂溺之若已至厄苦求愍者則出潮涸瓊以救之如此逼惱自當臣伏時彥火火出見尊受彼瓊歸來本宮一依海神之教先以其鈎與兄兄怒不受故弟出潮溢瓊則潮大溢而兄自沒溺因請之曰吾當事汝 爲奴僕願垂救活弟出潮涸瓊則潮自涸而兄還平復已而兄改前言曰吾是汝兄如何爲人兄而事弟耶弟時出潮溢瓊兄見之走登高山則潮亦沒山兄緣高樹則潮亦沒樹兄既窮途無所逃去乃伏罪曰吾已過矣從今以往吾子孫八十連屬恒當爲汝 俳人一云狗人請哀之弟還出潮瓊則潮自息於是兄知弟有神德遂以伏事其弟是以火酢芹命苗裔諸隼人等至今不離天皇宮牆之傍代吠狗而奉事者也世人不債失針此其緣也



りそれを云り  
 【第三書】不忒、變動なきを云原本忒を惑に作り丹本減に作る察本峯本に據て改む  
 ○兄釣鈎、丹本鴨本島本釣の字なし  
 ○空手、鴨本楓本にムナテと訓るぞよき  
 ○低徊、ウナタレは頸垂なり憂ふる貌タチモトホリは立廻りにて心に憂ていかすべきかさ彼處此處を廻り歩くを云  
 ○川鴈、前に出つ  
 ○箱、鳥を捕る器なり字鏡に骨、擊也挂也和奈さありワナは輪繩の意なるべし  
 ○無目堅間小船、記にも無間勝間之小船さあり  
 ○海驢、海獸なり形狀驢に似たる故に海驢云小なる者長五尺許大なる者は丈餘あり茶褐色前肢は兩脇にありてや、長く後肢は短し形驢の如く海中に群遊す抄毛群部に葦鹿さある是なり北海道にてはトマコ云  
 ○饌百机、モ、トリノツクエモノは百人にて取持つ程の食物なり品多く分量亦多きを云

第三  
 一書曰兄 火酢芹命能得海幸故號海幸彦弟彦火々出見尊能得山幸故號山幸彦兄則每有風雨輒失其利弟則雖逢風雨其幸不忒時兄謂弟曰吾試欲與汝換幸弟許諾因易之時兄取弟弓矢入山獵獸弟取兄釣鈎入海釣魚俱不得利空手來歸兄即還弟弓矢而責己釣鈎時弟已失鈎於海中無因訪獲故別作新鈎數千與之兄怒不受急責故鈎云云是時弟往海濱低徊愁吟時有川鴈嬰羈困厄即起憐心解而放去須臾有鹽土老翁來乃作無目堅間小船載火々出見尊推放海中則自然沈去忽有可伶御路故尋路而往自至海神之宮是時海神自迎延入乃鋪設海驢皮八重使坐其上兼設饌百机以盡主人之禮因從容問曰天神之孫何以辱臨乎  
 一云頃吾兒來語曰天孫憂居海濱未審虛實蓋有之乎彦火々出見尊具申事之本末因留息焉海神則以其子豐玉姬妻之

○盡主人之禮、客を饗應するをアルジマウケス云即其意なり  
 ○饌綿、親昵離れざるの意、ムツマカニは睦まかになり  
 ○鯛女、赤女を鯛女さも云るなり  
 ○大鈎、大は借字にておほしき意辭々たる意なり此鈎を持する人は自ら心憂鬱なるに至る  
 ○跟踉鈎、ス、は進にて人のそはそはして落付かぬを云サム、ス、ロクのス、に同じ跟踉は字書に跟高踏也踉急行也さあり足を高く擧て急行く貌にて此鈎を持つ人は心の落付かぬを云  
 ○癡駭鈎、ウルケは痴鈍なるを云字書に癡は不慧也駭は癡に同じさあり二字共に愚なる意原本駭を駭に作る鴨本峯本及類史に據て改む  
 ○投賜、原本投を授にて作る丹本察本楓本等に據て改む  
 ○將以奉致、原本將の下作の字あり諸本に據て削る  
 ○滄田、低くして水の多き田を云

遂纏綿篤愛已經三年及至將歸海神乃召鯛女探其口者即得鈎焉於是進此鈎于彦火々出見尊因奉教之曰以此與汝兄時乃可稱曰大鈎踉踉鈎貧鈎癡駭鈎言訖則可以後手投賜已而召集鰐魚問之曰天神之孫今當還去爾等幾日之內將以奉致時諸鰐魚各隨其長短定其日數中有一尋鰐自言一日之內則當致焉故即遣一尋鰐魚以奉送焉復進潮滿瓊潮涸瓊二種寶物仍教用瓊之法又教曰兄作高田者汝可作滄田兄作田者汝可作高田海神盡誠奉助如此矣時彦火々出見尊既歸來一遵神教依而行之弟時出潮滿瓊即兄舉手溺困還出潮涸瓊則休而平復其後火酢芹命日以檻樓而憂之曰吾已貧矣乃歸伏於弟先是豐玉姬謂天孫曰妾已有娠也天孫之胤豈可產於海中乎故當產時必就君處如爲我造產屋於海邊以相待者是所望也故彥火火出見尊已還鄉即以鷓鴣之羽葺爲產屋屋囊未



○一遵神教、峯本玉本神の上、海に字あり  
 ○弟時、此下二十二字原本及諸本歸伏於弟の下に在り集解に據古本纂疏及講述抄說改之とあり古本は何れも原本に同じけれ今纂疏に據て改む○襦袢、敝衣なり衣の破れて藍々然たるを云通證にヤツレは敝綴也といひ零落せるを云  
 ○屋敷、丹本寮本楓本等敷を蓋に作り口訣纂疏原本に同じ  
 ○徑入居、丹本入屋に作る  
 ○視之、丹本視を視に作る  
 ○視其私屏、カキマミは垣間見にて竊に見るを云  
 ○徑去、丹本楓本峯本徑を徑に作る  
 ○飲企都鄧利云々、飲企都鄧利は奥津島にて鴨の枕詞軻茂豆久志磨は鴨着島にて海神の宮を云和我謂彌志は我戀寢にて我は火出見尊を申し奉る伊茂播和素遲珥は妹者不志にて妹は豐玉姫を指して詔ふなり譽能據鄧取鄧母は世之盡々にて命の

及合、豐玉姬自馭大龜、將女弟玉依姬光海來到、時孕月已滿、產期方急、由此不待葺合、徑入居焉、已而從容謂天孫曰、妾方產、請勿臨之、天孫心恠、其言竊覘之、則化爲八尋大鰐、而知天孫視其私屏、深懷慙、恨既兒生之後、天孫就而問曰、兒名何稱者、當可乎、對曰、宜號彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、言訖乃涉海、徑去、于時彥火々出見尊乃歌之曰、飲企都鄧利、軻茂豆句志磨爾、和我謂彌志、伊茂播和素遲珥、譽能據鄧馭鄧母、亦云、彥火々出見尊取婦人爲乳母、湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、于時權用他婦以乳養皇子焉、此世取乳母養兒之緣也、是後豐玉姬聞其兒端正、心甚憐重、欲復歸養、於義不可、故遣女弟玉依姬以來養者也、于時豐玉姬命寄玉依姬而奉報歌曰、阿軻娜磨迺、比訶利播阿利登、比鄧播伊珮耐、企珥我譽贈比志、多輔妬句阿利計利、凡此贈答二首號曰舉歌、海驢此云美知、踉蹌鈎此云須須能美臑癡蹠鈎此

あらむ限を云ふ  
 ○取婦人、纂疏婦の上に他の字あり  
 ○乳母、チオモは記傳にオモは兒を養育する婦人の稱なりとあり兒に乳を吞まじむるを乳母、湯を吞まじむるを湯母と云チオモは後にメノトと稱ふるに至れり  
 ○飯嚼、飯を和けて兒に食はしむる婦を云  
 ○湯坐、兒に沐浴せしむる婦を云、記には大湯坐若湯坐と云ふ稱見たり  
 ○用他婦、原本他の下に姫の字あり寮本楓本峯本に據て削る  
 ○此世、丹本世の下に人の字あり  
 ○端正、キラ／＼シは通釋に清ら／＼しなるべしと云り  
 ○寄、託してなり向本鴨本寄を依に作る  
 ○阿軻娜磨迺云々、赤玉の光は有りさ人は言へども君が光儀し貴く有りけりなり君は夫君火々出見尊を申し奉る光儀しは助辭なり貴しは美しく好きを云海を隔て、遠く離るれども常に夫君の御事を忘れ給はぬ眞情を詠み坐せる御歌なり  
 ○舉歌、音律の高下に依りて名づけたるにて調子を上げて歌ふを舉歌と云舉歌の中にも諸舉モロガ、後舉シラガ片下等の別あり  
 ○踉蹌之鈎、原本蹠の下之の字あるは衍なり諸本に據て削る  
 ○須々能美臑、能は衍なるべし

云于樓該賦

第四  
 一書曰、兄火酢芹命得山幸利、弟父折尊得海幸利云々、弟愁吟在海濱時、遇鹽筒老翁、老翁問曰、何故愁若此乎、火折尊對曰云々、老翁曰、勿復憂、吾將計之、計曰、海神所乘駿馬者、八尋鰐也、此豎其鱗背而在橋之小戸、吾當與彼者共策、乃將火折尊共往而見之、是時鰐魚策之曰、吾者八日以後方致、天孫於海宮唯我王駿馬一尋鰐魚、是當一日之内必奉致焉、故令我歸而使彼出來、宜乘彼入海、入海之時、海中自有可憐小汀、隨其汀而進者、必至我王之宮、宮門井上、當有湯津杜樹、宜就其樹上而居之、

【第四一書】山幸利、口訣に云るが如く山幸利海幸利は山海の字を互に換て見ざれば意通せずこは古くより誤り傳へじものなるべし  
 ○橋之小戸、上卷四神出生の章に出づ

日本書紀卷第二 神代下 海宮遊幸  
 七五



○入海去矣、丹本去を中  
に作る

○寛坐、丹本寛の下に居  
の字あり向本楓本床の字  
あれど原本のまゝにてよ  
しウチアクミは打足組な  
り打寛きて居ますを云  
○鯨魚、本草和名に和名  
奈與之とあり抄亦同じ俗  
にボラと云名吉と云は天  
孫の御饌に預るを得ざる  
を思ひ名惡と云べきを言  
思ひして名吉と云り云  
○生子八十連屬之裔、子  
々孫々に至るまでを云、  
裔原本に裏に作る丹本島  
本等に據て改む  
○狭々貧釣、狭々は小な  
るを云小にして貧なるべ  
き釣の意なるべし  
○三睡下、これも咒詛の  
術なり  
○入海釣、原本釣を釣に

言 訖即入海去矣、故天孫隨鰐所言、留居相待已八日矣、久之方  
有一尋鰐來、因乘而入海、每遵前鰐之教、時有豐玉姬侍者、持  
玉鏡當汲井水、見人影在水底、酌取之不得、因以仰見天孫、即入告  
其王曰、吾謂我王獨能絕麗、今有一客、彌復遠勝、海神聞之  
曰、試以察之、乃設三床請入、於是天孫於邊床則拭其兩足、  
於中床則據其兩手、於內床則寬坐於眞床覆衾之上、海神見之、乃  
知是天神之孫、益加崇敬云々、海神召赤女口女問之、時口女自口  
出、以奉焉、赤女即赤鯛也、口女即鯨魚也、時海神授鈎、彥火々出  
見、尊因教之曰、還兄鈎時、天孫則當言汝生子八十連屬之裔、  
貧鈎狹々貧鈎言、訖三下睡、與之、又兄入海釣時、天孫宜在海濱  
以作風招、風招即嘯也、如此則吾起瀛風邊風、以奔波瀾、惱火折  
尊歸來、具遵神教、至乃兄鈎之日、弟居濱而嘯之時、迅風  
忽起、兄則溺苦、無由可生、便遙請弟曰、汝久居海原、必有善術、

作る鴨本寮本及類史に據  
て改む

○風招、風を招く術なり  
○嘯、字書に嘯口而出  
聲也とあり

○瀛風邊風、海の奥又は  
邊より吹來る風なり

○奔波、ハヤチとあるは  
非也アラナミと訓べきか  
と思へど暫く昌本に據る  
○風亦隨息、原本隨を還  
に作る丹本及紀略に據て  
改む

○欲自伏事、丹本に欲を  
願に作る事は原本率に作  
る丹本率本玉本等に據て  
改む

○著幘鼻、幘鼻は史記の  
注に三尺布作之形如牛  
鼻者也とあり倭訓彙に  
股塞マタラサギの義なり今  
も上總に此語遺れり云  
り俗に云ふフンドシなり  
幘鼻を著くさは裸體にな  
りて幘鼻のみ著くるを  
云

○籍、赤土なり

○足占、古は足にて卜占  
なす事あり之を足占と  
云り萬葉十二に門に立  
足占してとあり同四にも  
見えたり其狀に似たる故  
に足占を爲しと云り

○捫腰、私記にコシヲモ

願以救之若活我者吾生兒八十連屬不離汝之垣邊當爲  
俳優之民也於是弟嘯已停而風亦隨息故兄知弟德欲自伏  
事而弟有愠色不與共言於是兄著幘鼻以赭塗掌塗面告  
其弟曰吾汚身如此永爲汝俳優者乃舉足踏行學其溺苦之  
狀初潮漬足時則爲足占至膝時則舉足至股時則走廻至腰時則  
抱腰至腋時則置手於胸至頸時則舉手飄掌自爾及今曾無廢  
絶先是豐玉姬出來當產時請皇孫曰云々皇孫不從豐玉姬  
大恨之曰不用吾言令我屈辱故自今以往妾奴婢至君處者勿  
復放還君奴婢至妾處者亦勿復還遂以眞床覆衾及草裏其兒  
置之波瀾則入海去矣此海陸不相通之緣也一云置兒於波瀾者  
非也豐玉姬命自抱而去久之曰天孫之胤不宜置此海中乃  
使玉依姬抱之送出焉初豐玉姬別去時恨言既切故火折尊知其  
不可復會乃有贈歌已見上八十連屬此云野素豆々企飄掌此云



チフと訓り諸本同じ捫は  
捻るを云字書に捫は持也  
さあり丹本には捫を抱に  
作る  
○至腋時、原本時の字な  
し丹本峯本に據て補ふ  
○飄掌、掌をひるがへす  
なり煩悶の状を云  
○抱之、原本抱を持に作  
る玉本に據て改む  
○恨言既切、ヒタフルは  
ヒタスラに同じ一途に恨  
み給ふなり  
○陀毗盧箇須、原本須の  
下に也の字あり諸本に據  
て削る  
【神皇承運意】姨、新撰  
字鏡に姨をヲバと訓り小  
母の義なり  
○西洲之宮、高千穂宮な  
るべし、記に日子穗々手  
見命は高千穂宮に坐す事  
伍佰捌拾歳と見え、又神  
武天皇の卷にも高千穂宮  
に坐して其兄五瀬命と議  
り給ふ由見えなれば彦火  
々出見尊以來高千穂宮に  
まじりて此に西洲  
の宮とあるも高千穂の宮  
なるべし  
○吾平山上陵、聖蹟圖志  
に大隅國肝屬郡吾平郷上  
名分ミヤツ村に在り云  
此地に確定す

陀毗盧箇須

彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、以其姨玉依姬爲妃、生彦五瀬命、次稻飯命、次三毛入野命、次神日本磐余彦尊、凡生四男、久之彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊崩、於西洲之宮因葬、日向吾平山上陵。

第一

一書曰、先生彦五瀬命、次稻飯命、次三毛入野命、次狹野尊、亦號神日本磐余彦尊、所稱狹野者、是年少時之號也、後撥平天下奄有八洲、故復加號曰神日本磐余彦尊。

第二

一書曰、先生彦五瀬命、次三毛野命、次稻飯命、次磐余彦尊、亦號神日本磐余彦火火出見尊。

第三

一書曰、先生彦五瀬命、次稻飯命、次神日本磐余彦火々出見尊、次稚三毛野尊。

第四

一書曰、先生彦五瀬命、次磐余彦火々出見尊、次彦稻飯命、次三毛入

野命

【第一書】狹野尊、狹野は地名なり務島山の麓にあり

【第二書】彦五瀬、彦原本なし向本に據て補ふ

○火々出見、此四字丹本になし

【第三書】火々出見、丹本鴨本此四字なし島本彦の字もなし

【第四書】

日本書紀卷第二



日本書紀卷第三

神日本磐余彥天皇 神武天皇

神日本磐余彥天皇諱彥火々出見彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊 第四子也 母曰玉依姬海童之小女也 天皇生而明達意確如也 年十 五 立爲太子長 而娶日向國吾田邑吾平津媛爲妃 生手研耳命及年四十五歲 謂諸兄及子等曰 昔我天神高皇產靈尊 大日靈尊 舉此豐葦原瑞穗國 而授我天祖彥火瓊杵尊 於是彥火瓊杵尊 關天關 披雲路 驅仙蹕 以戻止 是時運屬鴻荒 時鍾草昧 故蒙以養正治 此西偏皇祖皇考 乃神乃聖 積慶重暉 多歷年所 自天祖降跡 以逮于今 一百七十九萬二千四百七十餘歲 而遼邈之地 猶未霑於王澤 遂使邑有君 村有長 各自分疆 用相凌躐 抑又聞

【即位前紀甲寅年】神日本磐余彥天皇 神武天皇 神曰日本 大日本 豐秋津洲 全國云云 磐余 是大和地名 依りし御名なり スメラは統るなり 天下を統御し給ふを云 本書に神代御三代をば 天皇と申奉らす 此御世より 天皇と負せ奉りしは 此御時始めて 都を中州に定め 天津日嗣の大業を恢弘し 王澤を天下に及ぼし給ひしに由れり ○神武天皇 以下御歴代支那風の御諡號を注せり 神武天皇以下の御諡號は 淡海御船奉勅撰ぶ所なり 云云 へば 後人の加筆なること論なし 御船は延暦四年七月に幸し 書紀勅撰より 遙に以後の人なり ○諱彥火々出見 通釋云 後人の攙入なり 削去べし ○小女 應本島本紀略少女に作る ○確如 通證云 字書確堅也 剛也 西域記 確字皆作

於鹽土老翁曰 東有美地 青山四周 其中亦有 乘天磐船 而飛降者 余謂 彼地必當足 以恢弘 天業 光宅天下 蓋六合之中心 乎 厥飛降者 謂是 饒速日 歟 何不 就而 都之 乎 諸皇子對曰 理實灼然 我亦恒以爲念 宜早 行之 是年也 太歲甲寅 其年冬十月丁巳朔辛酉 天皇親帥 諸皇子 舟師 東 征 至 速吸之門 時有一漁人 乘艇而至 天皇招之 因問曰 汝 誰也 對曰 臣是國神 名曰 珍彥 釣魚於 曲浦 聞天子來 故即奉迎 又問之曰 汝能爲我導 耶 對曰 導之矣 天皇 勅授 漁人 椎橋末 令執而牽 納於 皇舟 以爲 海導者 乃特賜名 爲 椎根津彥 推此云 此即倭直部始祖也 行至 筑紫國 菟狹 菟狹者地名 時有 菟狹國造 祖號曰 菟狹津彥 菟狹津媛 乃於 菟狹川上 造一柱 騰宮 而奉饗焉 毗昔徒 鞅餓離能宮 是時 勅以 菟狹津媛 賜妻之 於 侍臣 天種子 命 天種子 命 是中臣氏之遠祖也 十有一月丙戌朔甲午 天皇至 筑紫國 岡水門 十有二月丙辰朔壬午 至 安藝國 居于 埃宮

○太子 信友 校本に異本 太上皇字あり云云 ○日向國 吾田邑 後の薩摩國 阿多郡 阿多郷なり ○手研耳命 熱本舊紀此 下研耳命の三字あり ○雲 原本靈に作る 中本 應本 岑本等に據て改む ○天祖 拾遺に 天照大神 吾勝尊 彥火尊 彥尊 天祖と稱す ○於是 彥火瓊々杵尊 彥は原本なし 熱本に據て補ふ ○天關 原本に 天開とあり 應本島本 岑本に據て改む 私記に之を アモノイハトと訓り 天津宮の御門を云 アモノイハクラと訓るは當らず ○驅仙蹕 原本に 仙は山とあり 諸本に據て改む 卓氏 藻林に 仙蹕 天子行導也とあり ミサキハラヒオヒは 行幸の御前を拂ひ追ふを云 ○戻止 日向の高千穂の峯に 天降り給ふを云 ○運屬 鴻荒云々 漢文の潤色なれど 當時未開蒙昧なりしを 其狀況に隨て 徳化を施し給ひしを 云西偏は 日向國を指せり



○皇祖皇考、私記に此四字を美乎也と訓み傍に四字惣御祖也と注す。○乃神乃聖云々、御歷代の聖徳の勝れ給ふを云。○自天祖降跡、以下廿三字信友は後人の攪入なれば創正すべしと云り。○遼遠之地、遠く遙なる地を云。○玉澤、原本に玉澤あり應本島本峯本に據て改む。○村有長、アレは鈴木氏の説に在處の意なりとあれと疑しヒトコノカミは人子の上にて人の長たる意。○俊彥、シノギキルは侮犯し競争ふを云舊紀に俊彥あり、名義抄に俊彥二字音歴字鏡集にも俊彥同また字書に鄭氏云與轡同ありて相通して用ひたるなり。○鹽土翁、神代卷下に出づ。○而、原本無し諸本に據て補ふ。○天業、諸本に大業あり舊紀亦同アマツヒツギの解釋は神代卷下に出づ。○光宅天下、文選注に光大也宅居也に系統の不明なる神なりとて精しく考證せり。○太歳、星の名木星を云漢書律歴志に分二十八宿爲二十二次歳星十二歳而周。天是年行一次也とあり一年に行くと云。○一次十二歳にて天を一周す故に古人其天を廻り行く順序を以て之を十干十二支に配當して年を數へたり我國にては古く之を用ひたる事なけれど漢土の風に倣て歴史を編纂せられし故に御代の改まる毎に即位元年の太歳の次々たる干支を書きたり但此には特に重大事たる東征の歲次を書きたり。○推橋、椎木にて作れる舟楫なり抄に橋楫竿也和名佐乎とあり。○倭直、録大和神別記に大和宿禰出自神知津彦命一名推橋津彦也とあり天武天皇十二年連の姓を同十四年忌寸を勝寶中宿禰の姓を賜はれり。○菟狹、豐前國宇佐郡。○菟狹川、今の驛館川也と云。○一柱騰宮、記に足一騰宮あり岸によりて造れるに依て名づく。○(注)宮、集解古本に據れりて瀨瀨川に作す。○崗水門、筑前國遠賀郡、應本門の下に行宮の二字あり。○埃宮、記に多那理宮あり通證に安藝郡府中總社傳言は埃宮之舊址也と云ふ藝藩通志卷二には今其地を知らずと云ひ一説として或はいふ安藝國故國府の地なり上古の地實に水陸要衝に當りて後國府をも居られし所なればその江邊に行宮を設け給ひ江宮と稱せられたるさもあるべきか多那理宮も同じ行宮にて竹の宮もまた江の宮も稱し奉り二書しるす所名を異にせしなるべきかと云り。

【乙卯年】高島宮、備中  
國小田郡神島の南に高島あり此地なりと云  
○倭、原本備に作る諸本に據て改む  
○兵食、カテは抄に糧糧和名加天とあり

【戊午年】二月、難波、  
今の大坂より尼崎邊までの海畔を云  
○華、諸本花に作る  
○也、原本なし熱本島本峰本に據て補ふ  
○三月、遼流、淀川を遼和川の方折て河内に至れるなり  
○草香邑、河内國河内郡

乙卯年春三月甲寅朔己未、徙入吉備國起行宮以居之。是日高嶋宮積三年間、脩舟楫、蓄兵食、將欲以一舉而平天下也。  
戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂東、舳艫相接、方到難波之碕、會有奔潮太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今謂難波。訛也。許奈磨磨。三月丁卯朔丙子、遼流而上、徑至河内國草香邑青雲白肩之津。夏四月丙申朔甲辰、皇師勒兵步趣龍田、而其路狹嶮、人不得並行、乃還更欲東躰、膽駒山而入中洲、時長髓彥聞之、曰：夫天神子等所以來者、必

○青雲、白肩の枕詞  
○(四月)龍田、大和國生駒(平群)郡龍田町及三郷村  
○膽駒山、同郡此に越ゆるを略越(クラカリ)と云  
○中洲、大和國を云ウチは大内のウチに同じ歷代都し給ふによりて云  
○孔舍衛坂、私記にクサ二、クサカミ兩訓あり古より兩説ありしなるべし島本衛を衛に作り峰本衛に作る集解に衛は衛の誤なりとあれと尙考べし  
○流矢、イタヤクシは記に痛矢串とあるに據る  
○沖矜、沖は深也衿は襟に同じ震襟と云が如し  
○向日征虜云々、皇軍河内にあれば日は膽駒山の東に昇る故に云  
○禮祭神祇、神祇はアマツヤシロクニツヤシロクニツヤシロクニ祭して神助を祈給ふなり  
○隨影壓躡、日の御蔭に隨て敵軍を壓倒するを云  
○令、ノリコチは宣告するを云  
○草香津、諸本香の下に之の字あり原本本に同じ  
○(注)多鷄麁、原本麁を

將奪我國、則盡起屬兵、徼之於孔舍衛坂、與之會戰、有流矢中五瀨命、肱脛、皇師不能進戰、天皇憂之、乃運神策於沖矜、曰：今我是日、神子孫而向日征虜、此逆天道也、不若退還示弱、禮祭神祇、背負日神之威、隨影壓躡、如此則曾不血及、虜必自敗矣。僉曰：然。於是令軍中曰：且停勿復進、乃引軍還虜、亦不敢逼。却至草香津、植盾而爲雄誥焉。雄誥、此云鳥多鷄麁。因改號其津曰盾津。今云蓼津、訛也。初孔舍衛之戰、有人隱於大樹而得免、難、仍指其樹曰：恩如母、時人因號其地曰母木邑。今云飲悶、迺奇訛也。五月丙寅朔癸酉、軍至茅渟山城水門。井水門、茅渟、此云五瀨命矢瘡痛、甚乃撫劍而雄誥之曰：多伽彌、爾能慨哉。大丈夫、黎多棄伽夜、被傷於虜、手將不報而死。耶、時人因號其處曰雄水門。進到于紀伊國竈山、而五瀨命薨于軍。因葬竈山。六月乙未朔丁巳、軍至名草邑、則誅名草戶畔者。戶畔、此云妬鷺。遂越狹野、而到熊野神邑。且登天磐盾、仍引軍漸進、海中卒遇暴風、皇舟漂蕩、時



慮に作る熱本應本島本に據て改む  
 ○母木邑、河内國中河内郡豐浦村、今云以下八字恐らくは誤あらむ  
 ○(五月)茅渚、和泉國の地名古は和泉日根大鳥三郡に亘て茅渚云  
 ○山城水門、日根郡雄水門を云  
 ○龜山、神名式云名草郡龜山神社諸陵式云龜山墓彦五瀨命在紀伊國名草郡  
 ○(六月)名草邑、紀伊國名草郡  
 ○狹野、同國東牟婁郡三輪崎村大字佐野  
 ○而、原本な北本應本峯本に據て補ふ  
 ○熊野神邑、東牟婁郡にあり通證云俗名神藏處疑是也  
 ○天磐盾、神藏山なるべし  
 ○暴風、アカラシマカセは速力の早き風を云皇極紀に急なアカラサマと訓める其意なり  
 ○劍持神、劍の古名をサヒ云特殊なる劍を持ち給ひしにや記には穂々出見尊を送奉りし一尋鱈の名を云  
 ○常世郷、外國を云記に

稻飯命乃歎曰嗟乎吾祖則天神母則海神如何厄我於陸復厄我於海乎言訖乃拔劍入海化為劍持神三毛入野命亦恨之曰我母及姨並是海神何為起波瀾以灌溺乎則蹈浪秀而往乎常世鄉矣天皇獨與皇子手研耳命帥軍而進至熊野荒坂津亦名丹敷戶畔者時神吐毒氣人物咸瘞由是皇軍不能復振時彼處有人號曰熊野高倉下忽夜夢天照大神謂武甕雷神曰夫葦原中國猶聞喧擾之響焉聞擾之響焉此云宜汝更往而征之武甕雷神對曰雖予不行而下予平國之劍則國將自平矣天照大神曰諾每那利時武甕雷神登謂高倉下曰予劍號曰部靈層能瀾吟磨今當置汝庫裏宜取而獻之天孫高倉下曰唯唯而寤之明旦依夢中教開庫視之果有落劍倒立於庫底板即取以進之于時天皇適寐忽然而寤之曰予何長眠若此乎尋而中毒士卒悉復醒起既而皇師欲趣中洲而山中嶮絕無復可行之路乃接違不知其所跋涉時夜夢天照大神訓于天皇曰朕今遣頭八咫鳥

は本書と同じく御毛沼命者渡坐于常世國とあるを録には飯水命を以て新羅國王の祖とす  
 ○手研耳、應本島本に手の字なし  
 ○荒坂津、亦名丹敷浦、三輪崎狹野の邊の海灣  
 ○瘞、玉篇に病也とあり言海にフユは衰へ弱るなり云  
 ○熊野高倉下、舊紀に天香語山命の一名とすされご記紀には見えず  
 ○(注)每、島本應本等女に作る  
 ○高倉下、諸本下の字なし舊紀に據て補ふ下同  
 ○部靈、記云此乃名云佐士布都神亦名布都御魂坐石上神宮也(節略)  
 ○捷遠、垂仁紀五年に進退をシ、マヒと訓めり進退惟谷まりて徘徊趨避する状を云通釋にシ、マヒは感シ、マヒなるべし云  
 ○頭八咫鳥、頭の大さ八咫ある大鳥録山城神別鴨縣主の條に神魂命之孫鴨建津之身命化如大鳥翔飛奉導とあり鴨建津之身命は賀茂別雷神命の母玉依日賣の父  
 ○鄉導者、郷は郷と同し郷に作るは非諸本に據て改むクニノミチビキと訓るも非なり  
 ○日臣命、録右京高志連の條に高魂命九世孫とあり押日命の支孫なり  
 ○督將元戎、文選閑居賦の注に元戎大兵也とあり之に據てオホツハモノと訓り  
 ○日臣命、録右京大和國宇陀郡なり縣を縣に作るは俗字  
 ○穿邑、今字賀志村と云  
 ○有能導之功、原本有能倒置熱本應本島本等に據て改む

宜以為郷導者果有頭八咫鳥自空翔降天皇曰此鳥之來自叶祥夢大哉赫矣我皇祖天照大神欲以助成基業乎是時大伴氏之遠祖日臣命帥大來目督將元戎踏山啓行乃尋鳥所向仰視而追之遂達于菟田下縣因號其所至之處曰菟田穿邑穿邑此云于時勅響日臣命曰汝忠而且勇加能有導之功是以改汝名為道臣

秋八月甲午朔乙未天皇使徵兄猾及弟猾者猾此云是兩人菟田縣之魁帥者也登誤迺伽彌時兄猾不來弟猾即詣至因拜軍門而告之曰臣兄兄猾之為逆狀也聞天孫且到即起兵將襲望見皇師之威懼不敢敵乃潛伏其兵權作新宮而殿內施機欲因請饗以作難願知此詐善為之備天皇即遣道臣命察其逆狀時道臣命審知



據て改む  
 ○催、島本玉本推に作る  
 ○獲罪於天、原本罪の下  
 兄の字あり北本楓本峯本  
 に據て削る此四字論語八  
 份に出づ天は君に喩へた  
 ○蹠、倭名抄に豆不奈岐  
 あり通證云今俗云豆久  
 不之  
 ○菟田血原、志云在上  
 田口村  
 ○牛酒、後漢書光武紀に  
 出づ漢文の潤色なり我國  
 の饗宴に牛肉を主とする  
 ことなし  
 ○于儻能多伽機耳云々、  
 一首の大意は兄猾が機を  
 張りたる小智を鳴網に譬  
 へて詠ませ給ひしにて宇  
 陀の高城に鳴網を張りて  
 待ちしに鳴はか、らす鯨  
 獲れり妻子等が魚を乞は  
 ば前妻之を乞はば其肉の  
 少き處をへぎ取て與へ後  
 妻之を乞はば肉の多き處  
 をいか程にても與ふるな  
 らむ然らずや否と戯れさ  
 せ給ふなり(橘守部の説)  
 ○伊殊區波辭は磯魚細(イッ  
 ナハシ)にて鯨の枕詞固奈  
 滿は抄に前妻和名毛止豆  
 女一名古奈美あり多智  
 曾摩は立爪棧なり爪棧は

有賊害之心而大怒 詰 噴之曰 虜爾所造屋 爾自居之 飲例 因 案  
 劍 彎 弓 逼令催入 兄猾獲罪於天 事無所辭 乃自蹈機而壓 死 時  
 陳 其屍而斬之 流血沒蹠 故號其地曰菟田血原 已而弟猾大設牛酒  
 以勞饗皇師焉 天皇以其酒突 班賜軍卒 乃爲御謠之曰 多預瀾 于儻能  
 多伽機耳 辭藝和奈破蘆和 餓末菟夜 辭藝破佐夜羅孺 伊殊區波辭 區  
 旋羅佐夜離 固奈瀾 餓那居波佐磨 多智曾摩 能未迺 那鷄句鳩 居氣辭  
 被惠禰 宇破奈利 餓那居波佐磨 伊智佐介 幾未迺 於朋鷄句鳩 居氣儻  
 被惠禰 是謂來目歌 今樂府 奏 此歌者 猶有手量 大小及音聲 巨  
 細 此古之遺式也 是後天皇欲省 吉野之地 乃從菟田穿邑 親率輕  
 兵巡 幸焉 至吉野時 有人出自井中 光而有尾 天皇問之曰 汝何人 對  
 曰 臣 是國神 名爲井光 此則吉野首部始祖也 更少進 亦有尾而披  
 磐石而出者 天皇問之曰 汝何人 對曰 臣是磐排別之子 飢時和句 此則吉  
 野國樞部始祖也 及緣水西行 亦有作梁取魚者 椰奈 天皇問之 對曰

臣是苞苴擔之子 苞苴擔 此云 阿太養鷗部始祖也

抄に和名管波乃木あり  
 俗に錦木と云細小なる赤  
 き實成る立爪棧の如く實  
 の少きをの意にて枕詞とす  
 奈利とあり伊智佐介幾未は  
 なり居氣儻は幾許なり數の  
 樂察也トヨノアカリと訓る  
 精銳なる兵を云 ○吉野首、  
 水光神是也とあり ○國樞、  
 に毛詩註梁魚梁也唐韻云籍  
 取魚箔也和名夜奈とあり ○  
 阿太養鷗部、阿太は宇陀郡  
 にあり養鷗部は鷗を養て魚  
 を捕るを職掌とする部民

(九月)高倉山、志云  
 有守道村西  
 ○城、原本城に作る熱本  
 楓本に據て改む  
 ○國見岳、通證云在伊  
 賀見村上方路勢伊二州  
 島本峯本岳を丘に作る  
 ○女坂、志云在宇陀郡  
 宮奥村西界十市郡  
 ○男坂、志云在宇陀郡  
 半坂村西界城上郡  
 ○墨坂、志云在宇陀郡萩  
 原村西  
 ○磐余邑、十市郡  
 ○要害、ヌミの義未詳  
 ○香山社、式云大和國十  
 市郡天香山坐櫛真命神社  
 是なり  
 ○平盆、抄云益唐韻云益  
 瓦器也爾雅云益謂之缶  
 兼名苑云益一名孟辨色立  
 成云益比良加俗保止伎平  
 は平らかなる意力は土器

九月甲子朔戊辰 天皇陟 彼菟田 高倉山之巔 瞻望 域中 時國見岳上  
 則有八十梟帥 梟帥 此云 又於女坂置女軍 男坂置男軍 墨坂置赫炭 其女  
 坂男坂墨坂之號 由此而起也 復有兄磯城軍 布滿於磐余邑 磯城 賊虜  
 所據 皆是要害之地 故道路絕塞 無處可通 天皇惡之 是夜自祈而寢  
 夢 有天神訓之曰 宜取天香山社中土 介遇夜緊 以造天平盆 八十枚 盆  
 此云 毗 并造嚴瓮 嚴瓮 此云 而敬祭天神地祇 亦爲嚴咒 詛 途能伽辭 離 如此  
 則虜自平伏 天皇祇 承 夢訓 依以將行 時弟猾又奏曰 倭國磯城邑  
 有磯城八十梟帥 又高尾張邑 或本云 葛 有赤銅八十梟帥 此類皆欲與天  
 皇距戰 臣竊爲天皇憂之 宜今當取天香山埴 以造天平盆 而祭天社



○總名、原本瓮を瓮に作る崇神紀十年に據て改む下同じ倭名抄に磯島真反字亦作、瓮あり瓊に同じ○咒詛、神に祈て人を詛ふを云  
 ○磯城邑、磯城郡  
 ○高尾張邑、葛城の舊名  
 ○赤銅、銅は北本應本島本銅に作る  
 ○宜、集解云、行  
 ○使、原本無し熱本應本中本に據て補ふ  
 ○老父、倭名抄に翁老人也於岐奈あり父は原本人に作る島本應本本に據て改む  
 ○老嫗、倭名抄に嫗於無奈ありはミの音便なり  
 ○基業、此には此文字を用ふ、北本應本等敷に作る焉、  
 ○手抉、通證云以手指別抉也今所謂手壺小壺之類  
 ○丹生川上、通釋に宇陀郡迫間村にある式社阿紀神社所在の地なるべしと云り  
 ○菟田川、集解に大和志を引きて一名萩原川下井

國社之神、然後擊虜則易除也、天皇既以夢辭爲吉兆、及聞弟猾之言、益喜於懷、乃使椎根津彥着弊衣服及蓑笠爲老父貌、又使弟猾被箕爲老嫗貌、而勅之曰、宜汝二人到天香山潛取其巔土而可來旋矣、基業成否當以汝爲占、努力慎焉、是時虜兵滿路、難以往還、時椎根津彥乃祈之曰、我皇當能定此國者、行路自通、如不能者、賊必防禦、言訖徑去、時羣虜見二人、大咲之曰、大醜乎、奈滿爾勾、老父老嫗、則相與闢道、使行、二人得至其山、取土來歸、於是天皇甚悅、乃以此壚造作八十平瓮、天手抉八十枚、多衝解離嚴瓮而陟于丹生川上、用祭天神地祇、則於彼菟田川之朝原、譬如水沫而有所咒著也、天皇又因祈之曰、吾今當以八十平瓮無水造飴、飴成則吾必不假鋒刃之威、坐平天下、乃造飴、飴即自成、又祈之曰、吾今當以嚴瓮沉于丹生之川、如魚無大小悉醉而流、譬猶被葉之浮流者、被此云、吾必能定此國、如其不爾、終無所成、乃沉瓮於川、其口向下、頃之魚皆浮出、隨水唼嚼、時椎根津彥見而奏

足にて東西二水會し宇陀川と云と云り  
 ○飴、抄に飴阿米とあり、こゝにタカネと訓るは束の意にて飴の形の長きを束れたるより出たる名なるべし  
 ○頃之、原本之の字無し北本應本等本に據て補ふ  
 ○唼嚼、文選吳都賦注に唼嚼魚在水中群出口貌とあり  
 ○顯齋、諸説あり通釋に天皇親ら高皇產靈神となり道臣命を以て祭らしめ給ひしなりとあれど鈴木氏の説の如く天神の御靈を眼前に令坐奉りて齋かせ給ふ義なるべしとす方穩なるべし  
 ○齋主、祭主に同じ  
 ○嚴媛、古の制主として女を以て神を祭らしむ故に嚴媛と云  
 ○野椎、諸本並釋紀亦同じ通釋野雷とす  
 ○十月、伽牟伽能、伊勢の枕詞  
 ○異波臂茂等倍屢、異は發語にて延廻るなり  
 ○之多儂瀾、細螺なり抄に漢語抄云細螺之太々志とあり曾繁昆虫致に榮螺

之、天皇帝大喜、乃拔取丹生川上之五百箇眞坂樹以祭、諸神自此始有嚴瓮之置也、時勅道臣命、今以高皇產靈尊、朕親作顯齋、圖詩怡破毗用汝爲齋主、授以嚴媛之號、而名其所置壚爲嚴瓮、又火名爲嚴香來雷、水名爲嚴岡象女、岡象女、此云、菟田川、名爲嚴稻魂女、稻魂女、此云、薪名爲嚴山雷、草名爲嚴野椎、冬十月癸巳朔、天皇嘗其嚴瓮之糧、勒兵而出、先擊八十梟帥於國見、丘破斬之、是役也、天皇志存必克、乃爲御謠、之曰、伽牟伽能、伊齊能于瀾能、於費異之珥夜、異波臂茂等倍屢之多儂瀾能、之多儂瀾能、阿誤豫、阿誤豫之多太瀾能、異波比茂等倍離、于智豆之夜、荈務、于智豆之夜、荈務、謠意、以大石喻其國見丘也、既而餘黨猶繁、其情難測、乃顧勅道臣命、汝宜帥大來目部、作大室於忍坂邑、盛設宴饗、誘虜而取之道、臣命於是奉密旨、掘窖於忍坂、而選我猛卒、與虜雜居、陰期之曰、酒酣之後、吾則起歌、汝等聞吾歌聲、則一時刺虜、已而坐定、酒行、虜不知我之有陰謀、任情徑醉、時道



に似て細小なり玉蓋の間より舌を横に出すを以て舌曲云云あり

○忍坂邑、大和國磯城郡

○宴饗、朝廷の饗宴を云

アカリは記傳に御酒をめて大御顔の赤らみすより云る名なり云

○誘、ヲコツリは通釋云ヲコめきて人を欺き誘ふを云

○嘗、説文に地室也さあり地を掘て人の住むべく作れるを云

○酢、飲洽也さあり酒宴の最中を云

○比苔、原本苔を苔に作る北本應本に據て改む下同じ

○瀨都瀨都志、來目の枕詞、稜威言別云稜威稜威しき來目の子等にて才德勇威あるを云志は助辭なり

○吳志都都伊、石槌にて上代の劍名

○頭椎劍、神代紀下に見ゆ時至りぬア、悦ばしや吾子よ年來の鬱憤はれし今日は共に樂しみ遊べ汝等も大に晒へや云なり阿々時夜鳩の阿々は笑聲シヤは嘆く辭ヲはヨに同じ

○今來目部云々、此は後の久米舞の時の状態を云

○愛瀨詩鳥云々、一首の意は蝦夷は一人能く百人に當るの力ありと雖も抵抗もせずして討たれたるなりエミシは土蜘蛛を云土蜘蛛をエミシ云は常に穴に棲みて自然に身毛生ひ鬚の長くのびて蝦に似たるにより陸奥の蝦夷をいふも其意は同じ

○自專、專を古くよりタクメと訓たるは非なり記傳に專をタウメと訓むは誤なり然るに和名抄に專日本紀云專領二字讀太宇女乎佐女今按專訓毛波良專一之義也太宇女者毛波良之古語也これタウメは老女の事にて專一をタウメといふべき由なり書紀の謬訓に依て誤れる説なり云

○何例、通釋云私記に以比乎曾利つ、さあり乎はコなり漢書に天下何々注に喧擾之意さあれば言コソリにて擧りて喧擾く義なるべし

○從、原本徒に作る楓本吉本中本に據て改む

○十數群、トタムラと訓るは十黨(トタムラ)なるべし推古紀に人皆有黨(タムラ)さありタムラは屯も同言なり

臣命乃起而歌之曰於佐箇迺於朋務露夜珥比苔嗟破而異離烏利苔

毛比苔嗟破而棋伊離烏利苔毛瀨都瀨都志俱能固邏餓勾鶯都

伊異志都伊毛智于智豆之夜莽務時我卒聞歌俱拔其頭椎劍一時

殺虜虜無復噍類者皇軍大悅仰天而咲因歌之曰伊莽波豫伊莽波豫

阿阿時夜鳩伊莽儂而毛阿誤豫伊莽儂而毛阿誤豫今來目部歌而後

大晒是其緣也又歌之曰愛瀨詩鳥毗儂利毛毛那比苔比苔破易陪迺

毛多牟伽毗毛勢儒此皆承密旨而歌之非敢自專者也時天皇曰

戰勝而無驕者良將之行也今魁賊已滅而同惡者匈匈十數羣

其情不可知如何久居一處無以制變乃徙營於別處

○應類、遺類云云に同じ史記高祖紀の注に無復有活而噉食者也見ゆ

○伊莽波豫云々、一首の意はいつしかと思ひし

○今來目部云々、此は後の久米舞の時の状態を云

○愛瀨詩鳥云々、一首の意は蝦夷は一人能く百人に當るの力ありと雖も抵抗もせずして討たれたるなりエミシは土蜘蛛を云土蜘蛛をエミシ云は常に穴に棲みて自然に身毛生ひ鬚の長くのびて蝦に似たるにより陸奥の蝦夷をいふも其意は同じ

○自專、專を古くよりタクメと訓たるは非なり記傳に專をタウメと訓むは誤なり然るに和名抄に專日本紀云專領二字讀太宇女乎佐女今按專訓毛波良專一之義也太宇女者毛波良之古語也これタウメは老女の事にて專一をタウメといふべき由なり書紀の謬訓に依て誤れる説なり云

○何例、通釋云私記に以比乎曾利つ、さあり乎はコなり漢書に天下何々注に喧擾之意さあれば言コソリにて擧りて喧擾く義なるべし

○從、原本徒に作る楓本吉本中本に據て改む

○十數群、トタムラと訓るは十黨(トタムラ)なるべし推古紀に人皆有黨(タムラ)さありタムラは屯も同言なり

十有一月癸亥朔己巳皇師大舉將攻磯城彦先遣使者徵兄磯城兄

磯城不承命更遣頭八咫鳥召之時鳥到其營而鳴之曰天神子召

汝怡笑過怡笑過後音兄磯城忿之曰聞天壓神至而吾爲憤時奈

何鳥鳥若此惡鳴耶厭此云乃彎弓射之鳥即避去次到弟磯城宅而

鳴之曰天神子召汝怡笑過怡笑過時弟磯城慄然改容曰臣聞天壓

神至且夕畏懼善乎鳥汝鳴之若此者歟即作葉盤八枚盛食饗

之毗羅耐因以隨鳥詣到而告之曰吾兄兄磯城聞天神子來則聚

八十梟帥具兵甲將與決戰可早圖之天皇乃會諸將問之曰

今兄磯城果有逆賊之意召亦不來爲之奈何諸將曰兄磯城黠賊也

宜先遣弟磯城曉諭之并說兄倉下弟倉下如遂不歸順然後舉兵

臨之亦未晚也衛羅餌乃使弟磯城開示利害而兄磯城等猶守愚謀

不肯承伏時椎根津彥計之曰今者宜先遣我女軍出自忍坂道虜見之

必盡銳而起吾則駟馳勁卒直指墨坂取菟田川水以灌其炭火儼

(十一月)怡笑過、誘引の聲集解過を過に作り過音倭の三字私記の攙入す

○天壓神、記傳云天神の御子の御軍の向ふ處敵なく物を壓ひしごとが如き御勢なりし故の名なるべし

○鳥鳥、應本鳥を鳴に作り吉一本鳥字無し

○(注)此、原本者に作る前後の例に據て改む

○僕、僕の訛なるべし字書に僕懼貌あり

○葉盤、窪手に對して淺く平なる意大嘗新嘗に用ふるは柏葉を竹の針にて刺して小皿の形に作れるもの記傳に作をナシテさよめるナはサの畫の消たるものなり云

○爲之奈何、應本島本峯本之字なし

○起、原本赴に作る北本應本中本に據て改む

○勁卒、説文云勁強也強き兵卒を云

○儼忽之間、私記にニハカニ又タチマチニ訓り儼は正字通に倏本作儼倏倏字あり倏忽に同じ思も及ばざる程急速なるを云

○介冑、介は甲也甲冑に

十有一月癸亥朔己巳皇師大舉將攻磯城彦先遣使者徵兄磯城兄

磯城不承命更遣頭八咫鳥召之時鳥到其營而鳴之曰天神子召

汝怡笑過怡笑過後音兄磯城忿之曰聞天壓神至而吾爲憤時奈

何鳥鳥若此惡鳴耶厭此云乃彎弓射之鳥即避去次到弟磯城宅而

鳴之曰天神子召汝怡笑過怡笑過時弟磯城慄然改容曰臣聞天壓

神至且夕畏懼善乎鳥汝鳴之若此者歟即作葉盤八枚盛食饗

之毗羅耐因以隨鳥詣到而告之曰吾兄兄磯城聞天神子來則聚

八十梟帥具兵甲將與決戰可早圖之天皇乃會諸將問之曰

今兄磯城果有逆賊之意召亦不來爲之奈何諸將曰兄磯城黠賊也

宜先遣弟磯城曉諭之并說兄倉下弟倉下如遂不歸順然後舉兵

臨之亦未晚也衛羅餌乃使弟磯城開示利害而兄磯城等猶守愚謀

不肯承伏時椎根津彥計之曰今者宜先遣我女軍出自忍坂道虜見之

必盡銳而起吾則駟馳勁卒直指墨坂取菟田川水以灌其炭火儼



○哆々奈梅豆云々、一首  
 ○大意は皇軍は幸に連戦  
 連勝すれど各處にて奮闘  
 せし爲に疲勞し今伊那瑤  
 山にありて飢乏つゝあれ  
 ば鶴飼等は鮮魚を多く携  
 來て兵士を速に慰勞せよ  
 と宣給しなり哆々奈梅は  
 盾並にて伊那瑤の枕詞盾  
 を並て射ると云意にて次  
 句にかゝる  
 ○伊那瑤能椰摩、所在未  
 詳  
 ○易諭者摩毛羅毘、行候  
 なりいは發語ラヒはりの  
 延たるにてマモリなりマ  
 モリは斥候するを云斥候じつゝ交戦するを云  
 したるなり ○之摩途等利、島津島にて鶴の枕詞 ○宇介警餓等茂、鶴飼の徒なり古へは鶴飼多くありて魚を捕へたり阿多養鷗等を云 ○伊那輪開  
 珥虛禰、今助に來れなり今は今速にの意助には鮮魚なご食料を持來て飢を救ふな云コネは來れなり ○梟帥、梟は字書に健也帥は統也領也とあ  
 り其意を得て人子の上と訓みタケルとも云

(十二月)天陰、ヒシケ  
 テは日の時雨る、意  
 ○雨水、記傳云もさ水の  
 降るないひ轉じて雨の甚  
 しく降るを云  
 ○金色靈鷲、鷲は抄に鷲  
 本草云鷲一名鷲和名度  
 比さあり靈鷲は其靈異あ  
 るもの靈鷲の來るは猶八  
 咫鳥の瑞の如し  
 ○皇弓之珥、原本之字な  
 し北本島本峯本に據て補

忽之間出其不意、則破之必也、天皇善其策、乃出女軍以臨之、虜謂  
 大兵已至、畢力相待、先是、皇軍攻必取戰必勝、而介冑之士、不無疲弊、  
 故聊爲御謠以慰將卒之心焉、謠曰、哆々奈梅豆、伊那瑤能椰摩能、虛能  
 莽由毛、易諭者摩毛羅毘、多多介陪磨、和例破椰隈怒、之摩途等利、宇介  
 警餓等茂、伊那輪開珥虛禰、果以男軍越墨坂、從後夾擊破之、斬其梟帥  
 兄磯城等、

十有二月癸巳朔丙申、皇師遂擊長髓彥、連戰不能取勝、時忽然天陰  
 而雨水、乃有金色靈鷲、飛來止于皇弓之珥、其鷲光晔煜、狀如流電、由  
 是長髓彥軍卒皆迷眩、不復力戰、長髓是邑之本號焉、因亦以爲人名、  
 及皇軍之得鷲瑞也、時人仍號鷲邑、今云鳥見是訛也、昔孔舍衛之戰、五

○迷眩、通證云迷目醉也  
 眩目消也  
 ○鳥見、添下郡の地名  
 ○孔舍衛、峯本衛を衛に  
 作りカミ訓み島本衛に作  
 る  
 ○中矢、イエテはイラエ  
 テのラを省けるにて被射  
 而なり  
 ○憤懣、説文云懣怨也  
 ○窮誅、悉く誅するを云  
 ○彌都彌都志云々、一首  
 の意は久米部の粟生に生  
 する一本の葦は其莖根も  
 芽をも繋ぎて悉く滅さむ  
 と云て遺恨甚しき長髓彦  
 の一族は遺る所なく悉く  
 之を誅せむとなり  
 ○介者茂等珥、記及舊紀  
 に此句なし行なり  
 ○阿波赴、粟生にて粟の  
 生する島を云  
 ○介彌羅、香蕪なるべし  
 ○曾過餓毛苔、記には曾  
 泥賀母登さあり迺は根に  
 て其根之莖なりネをノさ  
 せるは樂府にて諺ひ改め  
 じなるべし  
 ○彌都彌都志云々、一首  
 の意は久米部の籬の下に  
 植し蕪を食へば口疼くが  
 如く五瀨命の御遭難當時  
 を思へば何時も忘るゝこ

瀨命中矢而薨、天皇衛之、常懷憤懣、至此役也、意欲窮誅、  
 乃爲御謠之曰、彌都彌都志、俱梅能故邏餓介者茂等珥、阿波赴珥破介  
 彌羅毗苔茂苔、曾迺餓毛苔、曾彌梅屠那藝豆、于答豆之夜莽務、又謠之  
 曰、彌都彌都志、俱梅能故邏餓介者茂等珥、宇惠志破餌介彌、勾致珥比  
 俱、和例破沅輸例儒、于智豆之夜莽務、因復縱兵急攻之、凡諸御謠、皆  
 謂來目歌、此的取歌者名之也、時長髓彥乃遣行人言於天皇曰、嘗  
 有天神之子、乘天磐船自天降、止號曰櫛玉饒速日命、饒速日、此云是娶  
 吾妹三炊屋媛、亦名長髓媛、亦遂有兒息名曰可美眞手命、可美眞手、此云  
 吾以饒速日命爲君而奉焉、夫天神之子豈有兩種乎、奈何更稱天神  
 子、以奪人地乎、吾心推之未必爲信、天皇曰、天神子亦多耳、汝所爲君  
 是實天神之子者、必有表物、可相示之、長髓彥即取饒速日命之天、羽  
 羽矢一隻及步鞞以奉示、天皇、天皇覽之曰、事不虛也、還以所御天羽  
 羽矢一隻及步鞞賜示於長髓彥、長髓彥見其天、表益懷踧躅、然而



○能はず故に賊虜は悉く誅せむことなり  
 ○急、原本忽に作る應本島本峯本に據て改む  
 ○來目歌、來目舞の時に詠ふ歌を云  
 ○的取歌者、歌へる人の名を取て名づけたりとの意  
 ○(注)饒速日云々、此注は上文初出の條にあるべし  
 ○可美眞手命、記には宇摩志麻遲命とあり  
 ○兩種、私記にフタハラとある方よし  
 ○天皇曰、以下十五字應本島本峯本等なし  
 ○天羽々矢、神代紀に見ゆ  
 ○賜示、奉示に對する語なれど聊か疑し  
 ○復恨、私記にイスカシマニモトルと訓む原本にクスカシとあるは非なり  
 ○字書に俱同復恨也不聽從也復恨は復也とあり  
 ○天人之際、君臣之道と云に同じ  
 ○物部、武を以て朝廷に仕奉る部屬を云後に氏の名となれり此氏族甚多し  
 ○己未年(二月)層富縣、添上添下郡是なり

凶器已搆其勢不得中 休而猶守迷 圖無復改 意饒速日命本知  
 天神慙 憇唯天孫是 與 且見夫長髓彥稟 性復 恨不可教  
 以 天人之際、乃殺之、帥其衆、而歸順焉、天皇素聞 饒速日命是自  
 天降者、而今果立忠 効則褒而寵之、此物部氏之遠祖也、  
 己未年春二月壬辰朔辛亥命 諸將 練 士卒、是時層富縣 波哆丘  
 岬有新城戶畔者、丘岬、此云 堀介佐裏 又和珥坂下有居勢祝者、瑤伽梅莖、臍見長柄  
 丘岬有猪祝者、此三處土蜘蛛並恃其勇力、不肯來庭、天皇乃分遣  
 偏師皆誅之、又高尾張邑有土蜘蛛、其爲人也身短而手足長、與侏儒  
 相類、皇軍結葛網、而掩襲殺之、因改號其邑曰葛城夫磐余之地、舊名片  
 居、伽多婆、亦曰片立、伽多婆、此云 速我皇師之破虜也、大軍集而滿於其地、  
 因改號爲磐余、或曰天皇往 嘗嚴瓮、糧出軍而征、是時磯城八十梟帥  
 於彼處屯聚居之、怡波瀾婆、果與天皇大戰、遂爲皇師所滅、故名之曰磐  
 余、邑、又皇師立詰之處、是謂猛田、作城處號曰城田、又賊衆戰死而僵

○波哆丘、添下郡五條の西に赤膚山あり是か  
 ○和珥坂、添上郡和珥村あり  
 ○居勢祝、葛上郡に巨勢山口神社あり又古瀬村あり此祝は神主祝部の祝にはあらざるべし  
 ○躰見長柄丘、式に葛上郡長柄神社あり其地なり云(重胤の説)長柄は兩訓あれど私記の説よし ○土蜘蛛、攝津風土記に土蜘蛛此人恒居穴中故  
 ○賤名曰土蜘蛛とあり景行紀常陸風土記等を併考ふるにいづれも穴居せりさればツチクモは土籠りにて土に籠り棲む意なるべし ○偏師、一部分の軍勢を云 ○侏儒、身の長の短き人なり ○結葛網云々、蜘蛛と云の縁語なるべし ○葛城、後の葛上下兩郡の地 ○(注)伽多婆、婆原本妻に作る熱本に據て改む ○或曰、以下曰磐余邑に至る恐くは分注ならむ ○出軍而征、而原本西に作る信友校本に據て改む ○猛田、十市郡竹田村あり ○城田、未詳録大和神別巨勢城田臣あり或は巨勢郷の内ならむか ○埴安、十市郡なり萬葉に埴安埴安御門原など見ゆ

屍枕 臂處呼爲頼枕田 天皇以前年秋九月潜取天香山之埴土以造  
 八十平瓮躬自齋戒祭 諸神遂得安定區宇故號取土之處曰  
 埴安

○(三月)自我東征於茲六年、甲寅年より今年己未に至る正しく六年なり  
 ○頼以皇天之威、皇祖天神の靈威に頼てなり  
 ○尙梗、字書に猛也如之、疆梗頭梗また荒也とあり故にコハシともアレタリとも訓む  
 ○中洲、應本島本峯本洲を州に作る  
 ○風塵、風起れば塵揚て天地昏濁なり因て世の騒擾に喩ふ  
 ○恢廓、漢書吾丘壽王傳に恢廓祖業と見ゆ恢は大也廣大貌廓は開也張也廓は有、所規做也とあり

三月辛酉朔丁卯下令 曰自我東 征於茲六年矣、頼以皇天之威、  
 凶徒就戮、雖邊土未清、餘妖尙梗、而中洲之地無復風塵、誠宜恢廓  
 廓皇都、規摹大壯、而今運屬此屯蒙、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟  
 常、夫大人立制、義必隨時、苟有利民、何妨聖造、且當披拂山林、經營  
 宮室、而恭臨寶位、以鎮元元、上則答乾靈、授國之德、下則弘皇  
 孫、養正之心、然後兼六合以開都、掩八紘而爲宇、不亦可乎、觀夫畝  
 傍山、畝傍山、此云 東南樞原地者、蓋國之塙區乎、可治之、是月、即命有司



經始帝宅

○大壯、易繫辭に上古穴居而野處後世聖人易之... 庚申年(八月)正妃、ムカヒメは向妻、正しく夫に對(むか)ふ意... 華胄、貴族なり華は字の如し胄は字書に裔也後也... 辛酉年(正月)即位、此即位の事拾遺に詳なり舊紀天皇本紀にも詳なれど拾遺其他の書を取集めて記せるものなり... 元年、天皇即位の首の年を云公羊傳に元年者何君之始年也とあり... 皇后、記に求爲(大)后之美人とあり大后は本

庚申年、秋八月癸丑朔戊辰、天皇當立正妃、改廣求、華胄時有人奏之曰、事代主神共三嶋溝、樞耳神之女玉櫛媛所生兒、號曰媛踏躡五十鈴媛、命是國色之秀者、天皇悅之、九月壬午朔乙巳、納媛踏躡五十鈴媛、命以爲正妃... 辛酉年春正月庚辰朔、天皇即位、於橿原宮、是歲爲天皇元年、尊正妃爲皇后、生皇子神八井耳命、神渟名川耳尊、故古語稱之曰於畝傍之橿原也、太立宮柱於底磐之根、峻峙搏風於高天之原、而始馭天下之天皇、號曰神日本磐余彥火火出見天皇焉、初天皇草創天基之日也、大伴氏之遠祖道臣命、帥大來目部奉承密策、能以諷歌倒語

掃蕩妖氣倒語之用、始起乎茲

二年春二月甲辰朔乙巳、天皇定功、行賞、賜道臣命宅地、居于築坂邑、以寵異之、亦使大來目居于畝傍山以西、川邊之地、今號來目邑、此其緣也、以珍彥爲倭國造、珍彥、此云又給弟狷猛田邑、因爲猛田縣、主是菟田、主水部遠祖也、弟磯城名黑速、爲磯城縣主、復以劍根者爲葛城國造、又頭八咫鳥亦入賞、例、其苗裔即葛野主殿縣主部是也、

四年春二月壬戌朔甲申、詔曰、我皇祖之靈也、自天降鑿、光助朕躬、今諸虜已平、海內無事、可以郊祀天神、用申大孝者也、乃立靈時於鳥見山中、其地號曰上小野、榛原、下小野、榛原、用祭皇祖天神焉、

書に皇后とあるに同じ古は天皇の御妻等を總てキサキと申し其中の最上なる御一方を殊に尊みてオホキサキと申せり即ち後の皇后なり漢土にて皇后の稱の始は初學記に秦稱皇帝正嫡曰皇后漢因之と見ゆ... 二年(築坂、高市郡、楓本に筑坂とあり) ○來目邑、高市郡にあり今も久米村と云 ○珍彥、類史に椎根津彥とあり ○倭國造、此倭國は城下郡大和郷を云次に葛城國造とあるにて後の大和國の全土にあらざることを明なり國造は伴造に對して地方にありて其國を治むる人を云 ○(注)珍彥云々、上文初出の條にあるべきなり ○磯城、後城上城下の兩郡に分る ○葛城國造、葛城も後葛上葛下の兩郡に分る ○葛野主殿縣主部、葛野は山城の地名抄に山城國葛野郡葛野郷とある是なり主殿は宮殿を守る職掌にて其部屬を主殿部と云縣主も主殿部も何れも後氏の名となる

【四年】降鑿、鑿は字書に鏡也照也とあり故にヒカリと訓り ○郊祀、應本峯本及紀略郊の下祭の字あり孝經に周公郊祀後稷以配天注に郊祀祭天也祭天於南



郊故曰郊さあり郊祀は南郊に於て祖先を天に配して祭るなり、こゝは皇祖天神を祭らせ給ふにて我國にては漢土の如く無形の天を祭ることなし鳥見の山中にて祀らせ給ふこと郊外にて祀るを聊相似たるに依て郊祀の字を借用せるのみ ○申大孝、百行孝より大なるはなし故に孝を大孝と云申は字書に致也舒也さあり ○靈時、字書に天地五帝所基址祭地也また時止也言神靈之所依止也さあり祭の庭を云神代紀に所謂齋庭なり ○鳥見、宇陀郡秋原に天の森と稱する所あり是の遺跡なりと云

〔卅一年〕卅有一年、應本島本冊に作るは非なり ○腋上、葛上郡 ○嗛間丘、通説云又名國見山、在本間村南 ○妍哉乎、乎は衍なるべし ○國之獲、私記にクニミテツとあり ○内木綿、真進國の枕詞 ○真進國、記傳に眞に狭き國と云る意なりと云一説に眞幸國なりとあり ○蜻蛉、抄に蜻蛉和名カゲロフとあり雄略紀にはアキツと訓り ○腎帖、蜻蛉の雌雄互に尾を銜て輪になりて飛ぶ状を云 ○浦安國、心安き國なり ○細矛千足國、原本に細矛をホソホコと訓るは非なり、細矛は知の枕詞、千足は物の不足なく充實する意 ○磯輪上秀眞國、磯輪上は枕詞か、委眞は文字の如く秀でたる眞國の意、通釋云、磯輪はイソワと訓べし磯回の意大日本の土地は海中に高く磯を回らし萬國に秀出で外國の船のよりつき難き意 ○大神、中本大字なし ○玉牆内國、國號考云玉牆を廻らしたる如く山の周れる内にある國といふ意、通釋には玉牆は枕詞なり牆の内つ國と云義にて外國に對へて内つ國と親しみ愛して詔へるなりと云 ○虚空見日本國、虚空見は饒速日命の虚空より見られし國と云意

卅有一年夏四月乙酉朔、皇輿巡幸、因登腋上嗛間丘而廻望國、狀曰妍哉乎國之獲矣、妍哉此云、雖内木綿之眞進國猶如蜻蛉之腎帖焉、由是始有秋津洲之號也、昔伊弉諾尊目此國曰日本者、浦安國細戈千足國磯輪上秀眞國、袍圖莽勾爾復大己貴大神目之曰玉牆内國、及至饒速日命乘天磐船而翔行太虛也、睨是郷而降之、故因目之曰虚空見日本國矣、

〔四十二年〕

〔七十六年〕一百廿七歲、記に一百三十七歲と

卅有二年春正月壬子朔甲寅立、皇子神渟名川耳尊爲皇太子、七十有六年春三月甲午朔甲辰、天皇崩于橿原宮、時年一百廿七歲、明

あり ○畝傍山東北陵、記に畝傍山之北方白橋尾上とあり、東北は私記にウシトラノスミと訓り

年、秋九月乙卯朔丙寅葬、畝傍山東北陵、

日本書紀卷第三



日本書紀卷第四

即位前紀

神渟名川耳天皇

綏靖天皇

磯城津彥玉手看天皇

安寧天皇

大日本彥耜友天皇

懿德天皇

觀松彥香殖稻天皇

孝昭天皇

日本足彥押人天皇

孝安天皇

大日本根子彥太瓊天皇

孝靈天皇

大日本根子彥國牽天皇

孝元天皇

稚日本根子彥太日日天皇

開化天皇

神渟名川耳天皇

綏靖天皇

神渟名川耳天皇神日本磐余彥天皇第三子也母曰媛蹈鞬五十

〔即位前紀〕神渟名川耳、應本名在中に作る

神渟名川耳天皇神日本磐余彥天皇第三子也母曰媛蹈鞬五十

あり風采さ云に同じ姿は

あり風采さ云に同じ姿は

○岐疑、私記にイコウカ

○岐疑、私記にイコウカ

ニオサオサシとあり字義

ニオサオサシとあり字義

は文選吳都賦注に少而賢

は文選吳都賦注に少而賢

者見

者見

○魁偉、字鏡に愧を太々

○魁偉、字鏡に愧を太々

波志と訓み靈異記名義抄

波志と訓み靈異記名義抄

に偉を多々波シクと訓り

に偉を多々波シクと訓り

萬葉に五月(モチヅキ)

萬葉に五月(モチヅキ)

之多田波思家武登とあり

之多田波思家武登とあり

滿又は湛の字の意魁偉い

滿又は湛の字の意魁偉い

づれも字書に大也とあり

づれも字書に大也とあり

○沈毅、私記にシヅミ

○沈毅、私記にシヅミ

ツヨシ同二にオコシ

ツヨシ同二にオコシ

さありオコは嚴なる意か

さありオコは嚴なる意か

沈原本沈に作る北本應本

沈原本沈に作る北本應本

に據て改む

に據て改む

○喪、原本哀に作る北本

○喪、原本哀に作る北本



及紀略に據て改む  
 ○菴藏禍心、惡心を包み  
 ○弓部、玉本に弓削部とあり弓削部を略して弓部と云り弓を作る部屬なり  
 ○倭銀部、韓銀部に對して云るか或は大倭國に住る銀部なればじか云るか  
 いづれとも定め難し ○天津眞浦、記神代卷に銀人天津麻羅と見ゆ記傳に一神の名にはあらで銀人の通稱かき云 ○眞靈鏡、眞靈は神代紀に眞鹿兒矢と見ゆ鏡は抄調度部に箭其足曰鏡或謂之夜佐岐俗云夜之利とあり ○矢部、ヤハキと訓み矢を作る部屬を云 ○片丘、大和國葛下郡 ○箭、字書に地室也とあり ○神渟名川耳、神の字玉本及下文に據て補ふ ○預、アソフは相副也顯宗紀にソフと訓り ○一發、ヒトサは一刺なるべし弓に矢をつがへるを矢刺と云其サシのシを略けるならむ天武紀に一箭をヒトサと訓るも亦同通證にサは矢なりと云は信難し ○自服、私記の訓よし ○不能致果、標注にイハシキナカラズは及なからずなりと云致果は左傳宣公二年に殺敵爲果致果爲致とあり ○奉典神祇、天社國社の事をつかさどり奉らせ給ふを云記には僕者扶汝命爲思人而仕奉也とあり記傳に思人(イハヒヒト)は天皇の御親行ひ給ふ御神事を扶け奉り給ふ職を云なりさるは上代には御神事があるが中に最も重き御業として天皇大御親仕奉り給へる故に其御扶輔を爲給ふなればいさゝ重き職掌にぞ有ける上に扶汝命といひ書紀にも爲汝輔とあるに心を著くべきものぞあるが如く思人となりて天皇の行はせ給ふ御神事を輔佐し奉らせ給ひ天社國社の事をも掌らせ給ひ後の神祇伯の職に當らせ給ひしなり ○是即、北本に即是とあり ○多臣、多は大和國十市郡の地名なり此地に住みしより後に氏の名となり記には多臣以外に小子部連坂合部連火君大分君阿蘇臣筑紫三家連雀部臣小長谷造都祁直伊余國造科野國造道奧石城國造常道仲國造長狹國造伊勢船木直尾張丹羽臣嶋田臣等いづれも此命の子孫なりとあり其同族甚多し

於是神八井耳命懣然自服、讓於神渟名川耳尊曰、吾是乃兄而懦弱、不能致果、今汝特挺神武、自誅元惡、宜哉乎、汝之光臨、天位以承、皇祖之業、吾當爲汝輔之、奉典神祇者、是即多臣之始祖也、

○眞靈鏡、眞靈は神代紀に眞鹿兒矢と見ゆ鏡は抄調度部に箭其足曰鏡或謂之夜佐岐俗云夜之利とあり ○矢部、ヤハキと訓み矢を作る部屬を云 ○片丘、大和國葛下郡 ○箭、字書に地室也とあり ○神渟名川耳、神の字玉本及下文に據て補ふ ○預、アソフは相副也顯宗紀にソフと訓り ○一發、ヒトサは一刺なるべし弓に矢をつがへるを矢刺と云其サシのシを略けるならむ天武紀に一箭をヒトサと訓るも亦同通證にサは矢なりと云は信難し ○自服、私記の訓よし ○不能致果、標注にイハシキナカラズは及なからずなりと云致果は左傳宣公二年に殺敵爲果致果爲致とあり ○奉典神祇、天社國社の事をつかさどり奉らせ給ふを云記には僕者扶汝命爲思人而仕奉也とあり記傳に思人(イハヒヒト)は天皇の御親行ひ給ふ御神事を扶け奉り給ふ職を云なりさるは上代には御神事があるが中に最も重き御業として天皇大御親仕奉り給へる故に其御扶輔を爲給ふなればいさゝ重き職掌にぞ有ける上に扶汝命といひ書紀にも爲汝輔とあるに心を著くべきものぞあるが如く思人となりて天皇の行はせ給ふ御神事を輔佐し奉らせ給ひ天社國社の事をも掌らせ給ひ後の神祇伯の職に當らせ給ひしなり ○是即、北本に即是とあり ○多臣、多は大和國十市郡の地名なり此地に住みしより後に氏の名となり記には多臣以外に小子部連坂合部連火君大分君阿蘇臣筑紫三家連雀部臣小長谷造都祁直伊余國造科野國造道奧石城國造常道仲國造長狹國造伊勢船木直尾張丹羽臣嶋田臣等いづれも此命の子孫なりとあり其同族甚多し

【元年】高丘宮、志云葛上郡高丘宮古蹟森脇村今南葛城郡吐田郷村大字森脇  
 ○皇太后、太を原本大に作る諸本に據て改む  
 【二年】五十鈴依媛、水本媛の下命の字を補ふ  
 ○(注)也、北本なし  
 【四年】畝傍山北、志云高市郡神八井耳墓在山本村稱御陵山一

元年春正月壬申朔己卯、神渟名川耳尊即天皇位、都葛城、是謂高丘宮、尊皇后曰皇太后、是年也太歲庚辰、  
 二年春正月、立五十鈴依媛爲皇后、一書云、磯城縣主女川浜媛、一書云、依媛、爲皇后、云春日縣主大日諸女絲織媛也、即天皇之姨也、后生磯城津彥玉手看天皇、  
 四年夏四月、神八井耳命薨、即葬于畝傍山北、

【廿五年】午、原本子に作る北本紀略に據て改む  
 【卅三年】八十四、楓本引一本及紀略八十三と記には四十五歳とす

廿五年春正月壬午朔戊子、立皇子磯城津彥玉手看尊爲皇太子、卅三年夏五月、天皇不豫、癸酉崩、時年八十四、

【即位前紀】年廿一、集解に原作二十一、按下文曰崩年五十七、編年記即位年廿據此推考則二字衍と云て十一に改む  
 ○秋、水本に據て補ふ  
 ○太子、通證、集解、通釋並に前後の例に據て皇字を上に補ふ

磯城津彥玉手看天皇 安寧天皇  
 磯城津彥玉手看天皇、神渟名川耳、天皇太子也、母曰五十鈴依媛、命事代主神之少女也、天皇以神渟名川耳、天皇廿五年、立爲皇太子、年廿一、卅三年夏五月、神渟名川耳、天皇崩、其年秋七月癸亥朔乙丑、太子即天皇位、

【元年】桃花鳥田丘上陵、高市郡白檀村大字四條志云在慈明寺村東南丘俗呼主膳家  
 【二年】片鹽、葛下郡浮孔宮、志云在葛下郡三倉堂村一説には河内國と云  
 【三年】(注)川津媛、記に河俣比賣とあり

元年冬十月丙戌朔丙申、葬神渟名川耳、天皇於倭桃花鳥田丘上陵、尊皇后曰皇太后、是年也太歲癸丑、  
 二年、遷都於片鹽、是謂浮孔宮、  
 三年春正月戊寅朔壬午、立渟名底仲媛命爲皇后、一書云、磯城縣主葉大間宿禰、先是后生二皇子、第一曰息石耳命、第二曰大日本彥耜友天皇、一云、生三皇子、第一曰常津彥某、第二曰大日本彥耜友天皇、第三曰磯城津彥命、



【十一年】皇太子也、也  
は行なりて集解に削る  
○猪使連、録右京皇別  
猪使宿禰見ゆ天武紀十  
三年十二月宿禰なる  
【卅八年】五十七、記に  
四十九歳あり紀略大日  
本史本書に同じ

【即位前紀】鴨玉、玉は  
原本王に作る北本玉本及  
紀略に據て改む式内常陸  
國新治郡鴨大神御子神主  
神社の主を三條西本に玉  
に作る亦證さすべし  
○壬戌、集解前後の例に  
據て之を削る

【元年】畝傍山南御陰井  
上陵、南は諸陵式に西南  
とす高市郡白檀村大字吉  
田にあり志に在吉田村  
御陰井西北五二云

○己丑、原本乙丑に作る  
丙子朔此月乙丑なと通證  
に據て改む  
【二年】輕、高市郡白檀  
村の東部大字大輕の地  
○曲峽宮、記に輕之境岡  
宮あり通證に寺島氏曰  
舊趾在輕町坤方今名田  
有末波利乎佐云

【廿二年】戊午、原本戊  
子に作る北本應本玉本及  
紀略に據て改む

【卅四年】天皇崩、記に  
御年四十五歳あり紀略  
には七十七とす大日本史  
亦同じ

【即位前紀】母皇后、集  
解此下に曰の字を補ふ

○朔戊午、諸本なし舊紀  
に據て補ふ  
○戊午、原本戊子に作る  
北本玉本及紀略に據て補  
ふ

○織沙谿上陵、高市郡白  
檀村大字池尻、志云在畦  
樋村西織沙谿

【元年】甲午、原本甲子  
に作る北本紀略及舊紀に  
據て改む

○秋、原本なし北本應本  
玉本及紀略に據て補ふ

○七月、大倭注進狀七月  
の下に甲寅朔の三字あり  
紀に無きは脱たるか

○掖上、葛上(南葛城)郡  
にあり  
○池心宮、志云在池内御  
所二村間

【廿九年】(注)狹太雄、  
原本雄を媛に作る集解に  
據て改む

【六十八年】和珥臣、和  
珥は大和國添上郡今櫻本

十一年春正月壬戌朔立大日本彦耜友尊爲皇太子也、弟磯城津彦命、  
是猪使連之始祖也、  
卅八年冬十二月庚戌朔乙卯、天皇崩、時年五十七、

大日本彦耜友天皇 懿德天皇

大日本彦耜友天皇、磯城津彦玉手看、天皇第二子也、母曰淳名底仲媛、  
命、事代主神孫、鴨玉女也、磯城津彦玉手看、天皇十一年春正月壬戌、  
立爲皇太子、年十六、卅八年冬十二月、磯城津彦玉手看、天皇崩、

元年春二月己酉朔壬子、皇太子即天皇位、秋八月丙午朔、葬磯城津彦  
玉手看、天皇於畝傍山南御陰井上陵、九月丙子朔己丑、尊皇后曰皇太  
后、是年也太歲辛卯、

二年春正月甲戌朔戊寅、遷都於輕地、是謂曲峽宮、二月癸卯朔癸丑、立  
天豐津媛命爲皇后、一云磯城縣主葉江男弟猪手女泉媛、后生觀松彦香殖稻天  
皇、一云、天皇母弟武  
皇、石彦奇友背命、

廿二年春二月丁未朔戊午、立觀松彦香殖稻尊爲皇太子、年十八、  
卅四年秋九月甲子朔辛未、天皇崩、

觀松彦香殖稻天皇 孝昭天皇

觀松彦香殖稻天皇、大日本彦耜友天皇太子也、母皇后天豐津媛命、息  
石耳命之女也、天皇以大日本彦耜友天皇、廿二年二月丁未朔戊午、立  
爲皇太子、卅四年秋九月、大日本彦耜友天皇崩、明年冬十月戊午朔庚  
午、葬大日本彦耜友天皇於畝傍山南織沙谿上陵、

元年春正月丙戌朔甲午、皇太子即天皇位、夏四月乙卯朔己未、尊皇后  
曰皇太后、秋七月遷都於掖上、是謂池心宮、是年也太歲丙寅、

廿九年春正月甲辰朔丙午、立世襲足媛爲皇后、一云磯城縣主葉江女淳名城  
大井后生、天足彦國押人命、日本足彦國押人天皇、

六十八年春正月丁亥朔庚子、立日本足彦國押人尊爲皇太子、年廿、天  
足彦國押人命、此和珥臣等始祖也、



八十三年秋八月丁巳朔辛酉天皇崩

日本足彥國押人天皇 孝安天皇

日本足彥國押人天皇、觀松彥香殖稻天皇第二子也、母曰世襲足媛尾張連、遠祖瀛津世襲之妹也、天皇以觀松彥香殖稻天皇六十八年春正月、立爲皇太子、八十三年秋八月、觀松彥香殖稻天皇崩、

元年春正月乙酉朔辛卯、皇太子即天皇位、秋八月辛巳朔、尊皇后曰皇太后、是年也太歲己丑、

二年冬十月、遷都於室地、是謂秋津嶋宮、

廿六年春二月己丑朔壬寅、立姪押媛爲皇后、一云磯城縣主葉江女長媛、一云、十

后生大日本根子彥太瓊天皇、

卅八年秋八月丙子朔己丑、葬觀松彥香殖稻天皇于掖上博多山上陵、

七十六年春正月己巳朔癸酉、立大日本根子彥太瓊尊爲皇太子、年廿

六、

村の地名にて和珥臣は録に大春日朝臣同祖とあり春日和珥臣とも見え同族頗多く記には大宅栗田小野等十數氏を擧ぐ

【八十二年】天皇崩、記に御年九十三歳とあり紀略には百十四とす大日本史亦同じ

【即位前紀】香殖稻、原本稻の字を脱す前後の例に據て補ふ

【元年】乙酉、北本玉本及紀略己酉に作る

○辛卯、北本玉本及紀略辛亥に作る

【二年】室、葛上郡牟婁郷あり今秋津村大字室の名存す是其地なり

○秋津島宮、編年記云大和國葛上郡今掖上池南西田中也

【廿六年】

【卅八年】葬觀松彥香殖稻天皇、此事舊紀には上文八十三年八月天皇崩の下に明年八月葬とあり紀略も亦本書に同じ

○博多山上陵、式に大和國葛上郡とあり南葛城郡三室村(御所町の西南)【七十六年】

【百二年】天皇崩、記に御年百二十三歳とあり紀略には百卅七とす大日本史亦同じ

【即位前紀】蓋、以下十一字集解に私記の據入として削る

○甲午、原本甲子に作る北本應本玉本及紀略に據て改む

○玉手丘上陵、南葛城郡掖上村大字玉手、前王廟陵記云玉手村是也、在室村西北河東

○黒田、抄に大和國城下郡黒田郷久留多とあり今都村大字黒田是なり

○廬戸宮、志云在宮古黒田二村間都社

【元年】太子、集解太の上の皇の字を補ふ

【二年】(注)十市縣主云々、誤あるべし記には十市縣主之祖大目之女細比賣命とあり

○某姉、イロは兄弟をイロセイロト母をイロハシイロイロにて人を親愛していふ言なり某の字をか

く訓るは記傳に人を親みて云るより轉て其名を云べき時に名に代て伊呂と云ここのありしにや某は名に代て云字なりとあり

百二年春正月戊戌朔丙午天皇崩

大日本根子彥太瓊天皇 孝靈天皇

大日本根子彥太瓊天皇、日本足彥國押人天皇太子也、母曰押媛、蓋天

足彥國押人命之女乎、天皇以日本足彥國押人天皇七十六年春正月、

立爲皇太子、百二年春正月、日本足彥國押人天皇崩、秋九月甲午朔丙

午、葬日本足彥國押人天皇于玉手丘上陵、冬十二月癸亥朔丙寅、皇太

子遷都於黒田、是謂廬戸宮、

元年春正月壬辰朔癸卯、太子即天皇位、尊皇后曰皇太后、是年也太歲

辛未、

二年春二月丙辰朔丙寅、立細媛命爲皇后、一云春日千乳早山香媛、一云、十

市縣主等祖女、眞舌媛也、后生

大日本根子彥國牽天皇、妃倭國香媛、亦名組生倭迹迹日百襲姫命、亦名彥

十狹芹彥命、亦名吉備倭迹迹稚屋姫命、亦名某弟、生彥狹嶋命、亦名稚武彥

命、弟稚武彥命、是吉備臣之始祖也、



【卅六年】

【七十六年】天皇崩、記に御年一百六歳とあり紀略は百十と大日本史は百廿八とす

【即位前紀】磯城縣主大目、記には十市縣主之祖大目とあり

【元年】太子、集解太の上皇の字を補ふ

【四年】三月、水訂本云推曆三月癸未朔十一日甲午正月甲申朔十一日甲午蓋正訛作三平

○境原宮、通説に寺島氏曰在高市郡輕村大道西里民云佐加伎婆羅とあり

【六年】片丘馬坂陵、北葛城郡王寺村大字王寺、志云在王寺村馬背坂東山中

卅六年春正月己亥朔立彦國牽尊爲皇太子、  
七十六年春二月丙午朔癸丑天皇崩、

大日本根子彦國牽天皇 孝元天皇

大日本根子彦國牽天皇、大日本根子彦太瓊天皇太子也、母曰細媛命、磯城縣主大目之女也、天皇以大日本根子彦太瓊天皇卅六年春正月立爲皇太子、年十九、七十六年春二月、大日本根子彦太瓊天皇崩、

元年春正月辛未朔甲申、太子即天皇位、尊皇后曰皇太后、是年也太歲丁亥、

四年春三月甲申朔甲午、遷都於輕地、是謂境原宮、

六年秋九月戊朔癸卯、葬大日本根子彦太瓊天皇于片丘馬坂陵、

七年春二月丙寅朔丁卯、立鬱色謎命爲皇后、后生二男一女、第一曰大彦命、第二曰稚日本根子彦大日日天皇、第三曰倭迹迹姬命、弟少彦男心也、妃伊香色謎命生彦太忍信命、次妃河内青玉繫女、埴安媛生武埴安

【七年】謎、原本遣に作る北本及紀略に據て改む下同

○大日日、原本フトヒ、と訓るは非なり記に大毘々命とありオホヒ、と訓べきなり

○膳臣、原本膳を膳に作る北本玉本及紀略に據て改む

○武内宿禰之祖父、記には父とす景行紀に據るに此彦太忍信命の子屋主忍男武雄心命の子武内宿禰なり兩説異れり

【廿二年】

【五十七年】大日本根子彦國牽、此八字恐らくは衍ならむ

○天皇崩、記に御年五十七歳とあり紀略は百十七と大日本史は百十六とす

【即位前紀】

○太子、集解太の上皇字を補ふ

日本書紀卷第四 開化天皇

即位前紀 元年一五年

一〇九

彦命、兄大彦命、是阿倍臣、膳臣、阿閉臣、狹狹城山君、筑紫國造、越國造、伊賀臣、凡七族之始祖也、彦太忍信命、是武内宿禰之祖父也、  
廿二年春正月己巳朔壬午、立稚日本根子彦大日日尊爲皇太子、年十六、  
五十七年秋九月壬申朔癸酉、大日本根子彦國牽天皇崩、

稚日本根子彦大日日天皇 開化天皇

稚日本根子彦大日日天皇、大日本根子彦國牽天皇第二子也、母曰鬱色謎命、穗積臣遠祖鬱色雄命之妹也、天皇以大日本根子彦國牽天皇廿二年春正月立爲皇太子、年十六、五十七年秋九月、大日本根子彦國牽天皇崩、冬十一月辛未朔壬午、太子即天皇位、

元年春正月庚午朔癸酉、尊皇后曰皇太后、冬十月丙申朔戊申、遷都于春日之地、箇酒鵝、是謂率川宮、伊社箇波、是年也太歲甲申、

五年春二月丁未朔壬子、葬大日本根子彦國牽天皇于劍池嶋上陵、



○云  
 【五年】劍池島上陵、高市郡白檀村大字石川、志云在石河村劍池南俗呼中山家  
 【六年】(注)是庶母也、集解云私記攙入  
 ○産隅、産原本彦に作る北本應本及紀略に據て改む垂仁紀には彦湯隅命あり  
 ○彦坐王命、原本命字なし北本に據て補ふ應本此下に次妃吉備彦之女色媛生武豐葉田鹿別命の十七字あり  
 【廿八年】御間城入彦尊、彦の下五十瓊殖の四字を脱せる歟  
 【六十年】率川坂本陵、奈良市油坂町字山の寺、廟陵記云或曰今在奈良林小路韓國社奥念佛寺境内  
 ○(注)年百十五、記に御年六十三歳あり紀略は百十三とし大日本史百十一とす

六年春正月辛丑朔甲寅、立伊香色謎命爲皇后、是庶母也、后生御間城入彦五十瓊殖天皇、先是天皇納丹波竹野媛爲妃、生彦湯産隅命、亦名彦次妃和珥、臣遠祖姥津命之妹、姥津媛生彦坐王命  
 廿八年春正月癸巳朔丁酉、立御間城入彦尊爲皇太子、年十九  
 六十年夏四月丙辰朔甲子、天皇崩、冬十月癸丑朔乙卯、葬于春日率川坂本陵、一云坂上陵、時年百十五

日本書紀卷第四

日本書紀卷第五

イハシラニアタルマキ北

御間城入彦五十瓊殖天皇 崇神天皇

御間城入彦五十瓊殖天皇、稚日本根子彦大日日天皇第二子也、母曰伊香色謎命、物部氏遠祖大綜麻杵之女也、天皇年十九歳、立爲皇太子、識性聰敏、幼好雄略、既壯、寬博謹慎、崇重神祇、恒有經綸天業之、心焉、六十年夏四月、稚日本根子彦大日日天皇崩

元年春正月壬午朔甲午、皇太子即天皇位、尊皇后曰皇太后、二月辛亥朔丙寅、立御間城姫爲皇后、先是后生活目入彦五十狹茅天皇、彦五十狹茅命、國方姫命、千千衝倭姫命、倭彦命、五十日鶴彦命、又妃紀伊國荒河戸畔女、遠津年魚眼、眼妙媛、生豐城入彦命、豐鍬入姫命、次妃尾張大海媛、一云大海宿禰女、生八坂入彦命、淳名城入姫命、十市瓊入姫命、是年也太歲甲申

【元年】御間城姫、大彦命の女  
 ○尾張大海媛、記に尾張連之祖意富阿麻比賣とあり  
 ○(注)一云以下十三字、原本眼妙媛の下に入り集解の説に據て此に收む某は原本其に作る北本類史に據て改む  
 ○淳名城、北本玉本及紀略名な中に作る



〔三年〕磯城、大和國舊城上城下兩郡是なり ○瑞籬宮、磯城郡三輪町大字金屋、志云在三輪村東南志紀御縣神社西

〔四年〕宸極、字書に謂北極也、見え文選解尙書表注に宸極帝位あり北極星を以て帝位に喩ふるなり ○司牧人神、司は主、牧は養なり人神の文字後漢書隗囂傳に出づ人神なるなり牧原本收に作る北本應本に據て改む

○支功、梁書敬帝紀に孔子を贊めて闡支功ありり深遠なる功業なり ○黎元、文選注に百姓也さあり人民を云 ○事違、字書に事訓述也述前所ニ以申遂さあり ○共、原本並に作る北本に據て改む

〔五年〕疾疫、抄に説文云疫（衣夜美一云度歧乃介）民皆病也さあり民皆病みて役に赴くが如くなる故かく云釋名にも疫役也言有鬼行役也さあり ○倭大國魂神、式に大和國山邊郡大和坐大國魂神社あり大國魂神は大己貴神の荒魂にましまして大倭註進狀に在大倭豐秋津國守國家因以號曰倭大國魂神亦曰大地主神以八尺瓊爲神體さあり倭原本和に作る北本應本及紀略に據て改む ○笠縫邑、志に在二十市郡十市新木二村間小祠尙存さあり奈良縣史蹟調査會報告書（大宮氏調査）に現今の磯城郡多村大字新木及奈の庄に亘れる地域にして當昔神籬の舊址は大字奈庄字みかまちにて元此地に大神宮の祠宇ありしを後に奈樂寺の境内に移し後更に春日神社の地内に移し今も笠縫大神宮と云る小祠を存せり云 ○磯堅城、通證に疑堅字是傍註謄挿入于本文者歟、磯城は神代紀に所謂警境に同じしは石キは城にて磐石を以て築固めたる一區域を云 ○神籬、神祠

三年秋九月遷都於磯城、是謂瑞籬宮、四年冬十月庚申朔壬午、詔曰、惟我皇祖、諸天皇等、光臨宸極者、豈爲一身乎、蓋所以司牧人神、經綸天下、故能世闡支功、時流至德、今朕奉承大運、愛育黎元、何當違皇祖之跡、永保無窮之祚、其羣卿百僚、竭爾忠貞、共安天下、不亦可乎、五年、國內多疾疫、民有死亡者、且大半矣、六年、百姓流離、或有背叛、其勢難以德治之、是以晨興夕惕、請罪神祇、先是天照大神、倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之內、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬、神籬、此云比養呂岐、亦以日本大國魂神、託淳名城入姬命、令祭、然淳名城入姬髮落體瘦而不能祭、

〔七年〕二月鴻基、帝位を云ふ ○王風、風は教化感化なり王化と云に同じ ○轉、原本博に作る北本に據て改む ○命神龜、龜トの文字此に初て見ゆ、命は周禮春官大卜の注に命龜、古龜以所卜之事さあり職員令神祇官ト兆の義解にト者灼龜也、凡灼龜占吉凶者、是卜部之執業と見えたり ○神淺茅原、通證に城上郡笠村上方爲笠山、其野曰淺茅原さあり ○然猶、原本猶字なし北本玉本に據て補ふ ○沐浴、ユカハアミは齋川浴なり水に浴して齋み清むるを云 ○裏、原本なし北本玉本に據て補ふ ○貴人、ウマヒトと訓むべし舊訓ムチとあるは非なり

七年春二月丁丑朔辛卯、詔曰、昔我皇祖大啓鴻基、其後聖業逾高、王風轉盛、不意今當朕世數有灾害、恐朝無善政、取咎於神祇耶、蓋命神龜以極致災之所由也、於是天皇乃幸于神淺茅原、而會八十萬神、以卜問、是時神明憑倭迹迹日百襲姬命曰、天皇何憂國之不治也、若能敬祭我者、必當自平矣、天皇問曰、教如此者、誰神也、答曰、我是倭國域內所居神、名爲大物主神、時得神語、隨教祭祀、然猶於事無驗、天皇乃沐浴齋戒、潔淨殿內、祈之曰、朕禮神尙未盡耶、何不享之甚也、冀亦夢裏教之、以畢神恩、是夜夢有一貴人對立殿戶、自稱大物主神曰、天皇勿復爲愁國之不治、是吾意也、若以吾兒大田田根子、令祭吾者、則立平矣、亦有海外之國、自當歸伏、秋八月癸卯朔己酉、倭迹速神淺茅原目妙姬、穗積臣遠祖大水口宿禰、伊勢麻績君三人共同夢而奏言、昨夜夢之有一貴人、誨曰、以大田田根子命爲祭、大物主大



別穂積臣の條に伊香賀色雄命の男あり  
 ○伊勢麻績君、拾遺に長白羽神伊勢國麻績祖あり此には名を逸す  
 ○昨夜、昨は名義抄にキノフと訓み萬葉にはキノと訓めり  
 ○市磯長尾市、市磯は十市郡の地名垂仁紀に倭直祖長尾市あり  
 ○大國魂、原本大字なし北本玉本に據て補ふ  
 ○陶邑、式に和泉國大島郡陶荒田神社ある陶の地にて今の泉北郡東西陶器村是なり  
 ○父曰大物主大神、記には大物主大神娶陶津耳命之女活玉依毘賣生子名櫛御方命之子飯肩巢見命之子建甕槌命之子僕意富多々泥古さあり錄攝津神別神人の條には大國主命五世孫大田根子命あり  
 ○亦云以下十五字、水訂本云按大田々根子自稱外家不可二辭蓋亦云以下十五字或附異說於下而誤爲本文乎集解には分注さす ○神班物者、釋紀に班幣帛之人也さあり班は分なり分ちて奉るを云舊紀天孫本紀に班神物さあり ○壬申朔己卯、原本丁卯さあり北本熱本應本及玉本丁卯朔己卯さあり干支を推すに丁卯は十月二十五日に於て十一月の朔にあらす故に丁卯を改て壬申さし己卯は諸本に據る ○物部八十手、物部さ武を以て仕奉る部屬を云此は職名にて氏にはあらす八十手は八十人さ云に同じ ○祭神之物、此下拜祭の二字なご脱たるか祭神の物は記に天之八十比羅詞を作るさあればそれ等の祭具を指せり ○以長尾市云々、此大神の御社は城上郡穴磯邑なり ○便別、大物主大神大國魂神の別にさ云意 ○定天社國社、八十萬群神を祭るに就きて其祭るべき天神地祇の社を定め給ひしなり原本天を大に作る諸本に據て改む ○神地神戶、神地は後の所謂神領、神戶は其神領に附る民戶なり ○饒之、玉本紀略饒足に作る

神之主、亦以市磯長尾市爲祭倭大國魂神主、必天下太平矣、天皇得夢辭、益歡於心、布告天下、求大田根子、即於茅渟縣陶邑、得大田根子而貢之、天皇即親臨于神淺茅原、會諸王卿及八十諸部、而問大田根子曰、汝其誰子、對曰、父曰大物主大神、母曰活玉依媛、陶津耳之女、亦云、奇日方天日方武茅渟祇之女也、天皇曰、朕當榮樂、乃卜使物部連祖伊香色雄爲神班物者、吉之、又卜便祭他神、不吉、十一月壬申朔己卯、命伊香色雄而以物部八十手所作祭神之物、即以大田根子爲祭大物主大神之主、又以長尾市爲祭倭大國魂神之主、然後卜祭他神、吉焉、便別祭八十萬羣神、仍定天社國社及神地神戶、於是疫病始息、國內漸謐、五穀既成、百姓饒之、

【八年】高橋邑、武烈紀の歌及萬葉十二に振の高橋と詠るを參考するに石上の地なるべし  
 ○掌酒、酒を醸す事を掌る人  
 ○神酒、ミキをミワとも云るは酒器より出たる名なるべし酒器をミワと云るは萬葉二に哭澤のみに三輪す祈れも同十三に五十串立神酒(ミワ)す奉るなと見えたり倭訓乘にみわはいはひべと云るも同物なるべしと云り  
 ○許能瀨積破云々、此歌は大物主神にて醸せる酒を天皇に奉らむとて言言壽きてよめるに、此神酒は我が造れる酒にはあらす大和國を作り成されし尊き大物主神の醸して奉らる、神酒なれば幾久しく開食せさなり ○宴、トヨノアカリは豊明にて宴會を云 ○宇磨佐開云々、ウマサケは美酒なりミワと續けたるは美酒の造らる、三輪さ云るに此地世々酒に名あるに因れりアサトは夕に閉ち朝に之を開くを云一首の意は今日の宴會の樂しければ長き冬夜の明るるまで飲み明し三輪の殿の門の戸の朝開きたる後に往むそれまでは飲續くべしと云佐階云々、諸大夫の徹夜飲明かして後に還らむと詠みしに對して然り徹夜飲明し三輪の殿門を翌朝押開きて還らむと詠み給ひしなり等能渡鳥の鳥は原本焉に作る北本應本に據て改む ○三輪君等、記に大田々根子の子孫として神君鴨君を擧げ姓氏録には賀茂朝臣神人神直を擧げたり

八年夏四月庚子朔乙卯、以高橋邑人活日爲大神之掌酒、佐介弭菟冬十二月丙申朔乙卯、天皇以大田田根子令祭大神、是日活日自舉神酒獻天皇、仍歌之曰、許能瀨積破、和餓瀨積那羅孺、椰磨等那殊、於朋望能農之能、介瀨之瀨積、伊句臂佐、伊句臂佐、如此歌之、宴于神宮、即宴竟之、諸大夫等歌之曰、宇磨佐開、瀨和能等能、阿佐妬珥毛、伊弟氏由介那、瀨和能等能、渡鳩於茲、天皇歌之曰、宇磨佐階、瀨和能等能、阿佐妬珥毛、於辭寐、羅箇瀨、瀨和能等能、渡鳥、即開神宮門而幸行之、所謂大田田根子、今三輪君等之始祖也、

九年春三月甲子朔戊寅、天皇夢有神人、誨之曰、以赤盾八枚、赤矛八竿、祠墨坂神、亦以黑盾八枚、黑矛八竿、祠大坂神、夏四月甲午朔己酉、依



下井足村にあり  
 ○黒盾黒矛、黒色の盾矛なり  
 ○大坂神、大坂は抄に葛上郡大坂郷あり式に葛下郡大坂山口神社とある是なるべし葛上葛下と郡の異なるは堺近き故なりと記傳に云り  
 ○夏、原本なし水訂本に據て補ふ  
 ○甲午、原本甲子に作る北本賀本に據て補ふ  
 【十年】(七月)教化、オモムクルは通證に趣面向也與背向二反對あり  
 ○遠荒、荒は字書に邊裔也とあり  
 ○不受正朔、正朔は曆なり漢土にて王者代を易ふれば正朔を改む之を奉ずるはその支配に従ふなり故に此意をさりて用ひしにて漢文の御のみノリは法なり命令を云  
 ○憲、釋紀及紀略に意に作るを勝れり  
 (九月)大彥命、孝元天皇第一皇子  
 ○北陸、クマガノミチは陸の道にて海道に對して云り記には高志道とあり  
 ○武渟川別、大彥命の御子

夢之教、祭墨坂神大坂神、  
 十年秋七月丙戌朔己酉詔群卿曰導民之本在於教化也今既禮神祇灾害皆耗然遠荒人等猶不受正朔是未習王化耳其選群卿遣于四方令知朕憲九月丙戌朔甲午以大彥命遣北陸武渟川別遣東海吉備津彥遣西道丹波道主命遣丹波因以詔之曰若不受教者乃舉兵伐之既而共授印綬爲將軍王子大彥命到於和珥坂上時有少女歌之曰一云大彥命到山背平坂彌磨紀異利寐胡播椰飢迺餓鳥塢志齊務苔農殊末句志羅珥比賣那素寐殊望一云於朋者妬庸利于介伽卑氏許呂須於是大彥命異之問童女曰汝言何辭對曰勿言也唯歌耳乃重詠先歌忽不見矣大彥乃還而具以狀奏於是天皇姑倭迹迹日百襲姬命聰明叡智能識未然乃知其歌惟言于天皇是武埴安彥將謀反之表者也吾聞武埴安彥之妻吾田媛密來之取倭香山土裹領巾頭而祈曰是倭國之物實則反之望能志呂是以知有事焉非早圖必後之於

○東海、ウメツミチと訓るは海道(ウミツミチ)の轉訛せるなり記に東方十二道とあり  
 ○吉備津彥、孝靈天皇天子彥五十狹芹彥命の亦の名なり  
 ○西道、主として吉備國を指せり  
 ○丹波道主命、開化天皇々子彥坐王の御子  
 ○丹波、こゝは三丹及因幡伯耆を總べて云るなり  
 ○印綬、漢文の潤色なり我國上古にはさるものなし劍又は矛なごを授け賜ひしなるべし  
 ○爲將軍、職原抄に將軍之號起于此とあれど書に始て見えたるまでにて之を以て將軍の始とすべからず  
 ○和珥坂、神武紀に出づり山城國相樂郡に屬す  
 ○彌磨紀異利寐胡云々、此歌は武埴安彥が天皇を弑し奉らむと計畫するを也知すして四道將軍の四方に出發せむとするは危險なりとて其意を諷したる歌なりミマキイリヒコは天皇の御名ハヤは歎きの聲オノカヲは己が夫に

是更留諸將軍而議之未幾時武埴安彥與妻吾田媛謀反逆興師忽至各分道而夫從山背婦從大坂共入欲襲帝京時天皇遣五十狹芹彥命擊吾田媛之師即遮於大坂皆大破之殺吾田媛悉斬其軍卒復遣大彥與和珥臣遠祖彥國葺向山背擊埴安彥爰以忌養鎮坐於和珥武鏢坂上則率精兵進登那羅山而軍之時官軍屯聚而躡草木因以號其山曰那羅山躡那羅須更避那羅山而進到輪韓河與埴安彥挾河屯之各相挑焉故時人改號其河曰挑河今謂泉河訛也埴安彥望之問彥國葺曰何由矣汝興師來耶對曰汝逆天無道欲傾王室故舉義兵欲討汝逆是天皇之命也於是各爭先射武埴安彥先射彥國葺不得中後彥國葺射埴安彥中臂而殺焉其軍衆脅退則追破於河北而斬首過半屍骨多溢故號其處曰羽振苑亦其卒怖走屎漏于禪乃脫甲而逃之知不免叩頭曰我君故時人號其脫甲處曰伽和羅禪屎處曰屎禪今謂樟葉訛也又號叩頭之處曰我君叩頭此



て已は四道將軍を指し夫は天皇を喻へて申せりシセムトは弒し奉らむとするを云ひヌスマクシラニは窃に其計畫をするをも知らずしてなりヒメは四道將軍を指しナソヒはノアソビにて姫が遊び樂しめりとなり

○(注)一云云々、通釋に吉川惟足自筆本に一云二字なく本文として前より續けて書き日本紀歌解にも引續て一首として解けりありオホキドは大城門にて皇宮の御門を云宮門より窺ひて殺さむとするをも知らず姫が遊びを爲せりとなり

○大彦、通釋、此下命の字を補ふ

○惟、原本シルマシとあるは非なりシルシと訓べし

○武埴安彦、孝元天皇太子

○謀反、名例律云八虐一日謀反註謂謀危國家

○香山、神武紀に見ゆ

○鑿領巾頭而、領巾は抄に婦人項上飾也とあり頭はハシなり原本而字なし北本に據て補ふ

○物質、モノザネと云に同じく物と成べき種子を云 ○則反之、標注に大和國を己が物と定めし故其物質は己が手に反るこの意と云則の字集解に乃

是後、倭迹迹日百襲姫命爲大物主神之妻然其神常晝不見而夜來矣、倭迹迹姬命語夫曰、君常晝不見者、分明不得視其尊顏、願暫留之、明旦仰欲觀美麗之威儀、大神對曰、言理灼然、吾明旦入汝櫛笥而居、願無驚、吾形、爰倭迹迹姬命心裏密異之、待明以見櫛笥、遂有美麗小蛇、其長大如衣紐、則驚之、叫啼、時大神有耻、忽化人形、謂其妻曰、汝不忍令羞、吾還令羞、汝仍踐大虛、登于御諸山、爰倭迹迹姬命仰見而悔之急、居、菟岐于、則箸撞陰而薨、乃葬於大市、故時人號其墓、謂箸墓也、是墓者日也、人作夜也、神作故、運大坂山石而造、則自山至于墓、人民相踵、以手遞傳而運焉、時人歌之曰、飢朋佐介、珥菟藝、廼煩例、屢伊辭、務羅塢、多誤辭、珥固佐摩、固辭介、氏務介、茂冬十月乙卯朔、詔群臣曰、今反者悉伏誅、畿內無事、唯海外荒俗、騷動未止、其四道將軍等今急發之、丙子、將軍等共發路、

に改作り通釋之に據る ○大坂、葛上郡の郷名 ○彦國葺、錄吉田連條に天帶彦國押人命四世孫とあり或は三世孫なりとも云 ○忌養、神武紀に嚴養とあるに同じく神祭に用る器 ○武鏡坂、記に丸瀨坂とあり ○鎮坐、記に居忌養とあり居忌養は土を掘て下方を稍埋置を云忌養をするは即ち祭祀を行ふなり ○那羅、大和國添上郡 ○踏躰、字書に踏住足也距行不進貌とあり足踏みをするなり ○輪韓河、志に相樂郡木津川本名輪韓川又挑川又泉川とあり ○與、北本及紀略に據て補ふ ○挾、原本狹に作る北本に據て改む ○逆天云々、漢文の潤色なり ○義兵、漢書注に救亂誅暴謂之義兵也とあり ○羽振苑、山城國相樂郡祝園郷是なり ○甲、倭名抄にもヨロヒとあり正訓なれど茲はカワラと云る地名の本なればカワラと訓べし ○釋、釋名に釋實也實兩脚上擊要中也とあり抄に方言注云袴而無踏謂之禪須萬之毛乃一云知比佐岐毛能とあり字鏡に志太乃波加萬と訓り ○叩頭、字書に首叩地也とありノミは祈る也祈請の義 ○屎、通釋は信友校本に據て屎の下に漏字水本に據て之字を補ふ ○樟葉、河内國交野郡 ○我君、山城國相樂郡和伎坐天乃夫支賣神社とある和伎即ち我君なりとあり ○來矣、私記にミタスと見れど恐くは誤なるべし ○櫛笥、櫛を納る、笥なり笥は飯笥麻笥の笥に同じ ○心裏、集解云裏傍訓攪入 ○衣紐、原本紐を細に作る北本應本及私記に據て改む ○御諸山、即ち三輪山なり北本及紀略御を三に作る ○急居、ツキウは突居るなり俗に所謂警もちを突くを云 ○箸墓、大和國城上郡大市郷箸中村(磯城郡織田村大字箸中)にあり ○大坂山、葛下郡 ○以手遞傳、タゴシは手越なり手渡にするを云 ○飢朋佐介珥菟、一首の意は大坂山に多くの人の登りて其山の石を採りて其山の手越にするはいかに多くの人にも容易ならぬこと哉と墓を築く現狀を見て詠るなりツキノボレルは踵登れるにて大坂山の石を採らむとて多くの人の山に登れるを云タゴシは上に云り例は原本側に作る北本及紀略に據て改む ○反、原本返に作る北本中本及紀略に據て改む ○畿内、令義解に畿内言王畿之内とあり ○海外、畿内に對して畿外を云り ○騷動、トヨクはトヨミサワグの中問を略したるなり北本にはトヨムと訓り ○急、原本忽に作る北本に據て改む

【十一年】異俗多歸、此事史書に見えたるは姓氏錄吉田連の條なり

【十二年】曰、原本なし集解に據て補ふ ○朕初承天位、以下百姓蒙災迄は漢書成帝紀鴻嘉元年二月の詔に朕承天地獲保宗廟明有所蔽德不能綏刑罰不中衆冤失職譴闕告誦者不絶是以陰陽錯謬寒暑失序日月不光百姓蒙辜云々とあるを參考して書けり ○宗廟、孝經孔安國注に宗者尊也廟者貌也父母既

十一年夏四月壬子朔己卯、四道將軍以平戎夷之狀奏焉、是歲異俗多歸、國內安寧、

十二年春三月丁丑朔丁亥、詔曰、朕初承天位、獲保宗廟、明有所蔽、德不能綏、是以陰陽謬錯、寒暑失序、疫病多起、百姓蒙災、然今解罪、改過、敦禮、神祇亦垂教而緩荒俗、舉兵以討不服、是以官無廢事、下無逸民、教化流行、衆庶樂業、異俗重譯、來海外既歸、化宜當此時、更校人民、令知長幼之次第、及課役之先後焉、秋九月甲辰朔己丑、始校人民、



更科調役、此謂男之弭調、女之手末調也。是以天神地祇共和享、而風雨順時、百穀用成、家給人足、天下大平矣。故稱謂御肇國天皇也。

没宅兆其靈而於之祭祀謂之尊貌也。此謂祖先之祭、所祭之靈、其靈也。此謂祖先之祭、所祭之靈、其靈也。此謂祖先之祭、所祭之靈、其靈也。

○逸民、同書師古注に逸は遁也。○重譯、譯は字書に傳他國之語言文字而達其意也。○校人民、校は字書に檢校也。○課役、課は字書に檢校也。○賦役、賦は字書に檢校也。○賦役、賦は字書に檢校也。○賦役、賦は字書に檢校也。

十七年秋七月丙午朔、詔曰、船者天下之要用也、今海邊之民、由無船以甚苦步運、其令諸國俾造船、冬十月始造船。

四十八年春正月己卯朔戊子、天皇勅豐城命、活目尊曰、汝等二子、慈愛共齊、不知曷爲嗣、各宜夢朕以夢占之、二皇子於是被命、淨沐而祈寐、各得夢也。會明、兄豐城命以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山向東、而八廻弄槍、八廻擊刀、弟活目尊以夢辭奏言、自登御諸山之嶺、繩經四方、逐食粟雀、則天皇相夢、謂二子曰、兄則一片向東、當治東國、弟是悉

【十七年】要用、私記にムネツモノとあり、主都物の義。○甚、ニヘサニは上に。○船、字書に云海中大船。○淨沐、沐は説文に濯髮也。○淨沐、沐は説文に濯髮也。○淨沐、沐は説文に濯髮也。

臨四方、宜繼朕位、夏四月戊申朔丙寅、立活目尊爲皇太子、以豐城命令治東國、是上毛野君、下毛野君之始祖也。

六十年秋七月丙申朔己酉、詔群臣曰、武日照命、又云、武夷鳥、從天將來、神寶藏于出雲、大神宮、是欲見焉、則遣矢田部造遠祖武諸隅、大母隅也、而使獻、當是時、出雲臣之遠祖出雲振根、主于神寶、是往筑紫國而不遇矣、其弟飯入根、則被皇命、以神寶付弟甘美韓、日狹與子鷗濡、淳而貢上、既而出雲振根、從筑紫還來、之聞神寶獻于朝廷、責其弟飯入根曰、數日當待、何恐之乎、輒許神寶、是以既經年月、猶懷恨忿、有殺弟之志、仍欺弟曰、頃者於止屋淵、多生菱、願共行欲見、則隨兄而往之、先是兄竊作木刀、形似眞刀、當時自佩之、弟佩眞刀、共到淵頭、兄謂弟曰、淵水清冷、願欲共游泳、弟從兄言、各解佩刀、置淵邊、沐於水中、乃兄先上陸、取弟眞刀、自佩、後弟驚而取兄木刀、共相擊矣、弟不得拔木刀、兄擊弟飯入根而殺之、故時人歌之曰、椰句毛多菟、伊頭毛多鷄、流餓波鷄、流多知菟。

は古言なり振る意なりと云。○繩、北本に綱とあり、楓本舊紀には紐とあり。○繩、北本に綱とあり、楓本舊紀には紐とあり。○繩、北本に綱とあり、楓本舊紀には紐とあり。

日本書紀卷第五 崇神天皇 六十年



はなり  
 ○恨忿、諸本同じ釋紀亦同  
 ○仍、北本應本及釋紀に據て補ふ  
 ○止屋淵、神門郡鹽治郷にあり  
 ○菱、字書に菱菱水草可食ありモは水草の總名なり  
 ○則隨兄、則の上に恐くは弟の字を脱す  
 ○椰旬毛多菟云々、一首の意は出雲梟帥が佩びく大刀は表面は黒葛を多く纏きて飾りたれど刀身なれば討たれたりあ、憐むべしとなり佐微は眞身(サミ)なり刀身なり此歌記には倭建命の御歌とすは沈きにて玉藻沈き嚴藻と云意につけたり眞種は詳ならず押羽振は鏡を押振り擧げて祭れといふこと底寶は此上もなき寶御寶主は寶の主人にて寶の長たる由何れも玉をほめて云り御魂は御玉にて山河の底なる水泳る御玉といふ意靜掛は鏡掛て祭れとの意なり總ての意は鏡と玉を以て出雲大神を祭るべしとの意なりと云り通釋に眞種は眞住の誤か眞澄鏡なりとあり

頭羅佐波磨枳佐微那辭珥阿波禮於是甘美韓日狹鷓鴣滯參向朝廷  
 曲奏其狀則遣吉備津彥與武渟河別以誅出雲振根故出雲臣等畏  
 是事不祭大神而有間時丹波冰上人名冰香戶邊啓于皇太子活目尊  
 曰己子有小兒而自然言之玉菱鎮石出雲人祭眞種之甘美鏡押羽  
 振甘美御神底寶御寶主山河之水泳御魂靜掛甘美御神底寶御寶主  
 也菱毛是非似小兒之言若有託言乎於是皇太子奏于天皇則勅之  
 使祭

〔六十二年〕農、ナリハヒと訓るは五穀の成就(ナル)べきやうに勞き作るに由り漢書文帝紀二年九月の詔に農天下之大本也民所恃以生也とあり

○特、原本特に作る北本楓本應本に據て改む  
 ○狹山、丹比郡狹山郷今

六十二年秋七月乙卯朔丙辰詔曰農天下之大本也民所恃以生也今  
 河内狹山埴田水少是以其國百姓怠於農事其多開池溝以寬民業  
 冬十月造依網池十一月作菟坂池反折池宮造是三池也  
 六十五年秋七月任邦國遺蘇那曷叱知令朝貢也任那者去筑紫國

丹南郡狹山村の中央に狹山池あり東西四町南北八町

二千餘里北阻海以在鷄林之西南

○池溝、ウナテは畝路(ウナチ)の義田間の用水の溝を云  
 ○依網池、池址は今攝津國住吉郡依羅村大字庭井に僅に存し仁右衛門池と云  
 ○菟坂池反折池、所在未詳記に輕之酒折池とありされば高市郡なるべし  
 ○桑間宮、所在未詳〔六十五年〕任那國、今の朝鮮慶尙南道の地にて新羅百濟の間に介在せる小國なり國名の義は垂仁紀に見ゆ  
 ○鷄林、東國通鑑に(新羅)王夜聞金城西始林間有鷄聲暹明遺孤公視之有金色小椹掛樹梢白鷄鳴於下聞之有小男兒以真出於金椹姓金氏有鷄怪改始林名鷄林因以爲國號(節略)とあり此の故事に因りて新羅を鷄林と云

天皇踐祚六十八年冬十二月戊申朔壬子崩時年百廿歲明年秋八月  
 甲辰朔甲寅葬于山邊道上陵

〔六十八年〕天皇踐祚、通證云据前後例天皇二字當移在崩字上踐祚二字疑衍  
 ○百廿歲、記に御年百六十八歲とあり紀略本書に同じ大日本史百十九とす  
 ○山邊道上陵、大和國磯城郡柳本村大字柳本、志云在瀧谷村南今稱向山陵

日本書紀卷第五



日本書紀卷第六

活目入彦五十狹茅天皇 垂仁天皇

活目入彦五十狹茅天皇御間城入彦五十瓊殖天皇第三子也、母皇  
后曰御間城姬大彥命之女也、天皇以御間城天皇廿九年歲次壬子春  
正月己亥朔生於瑞籬宮、生而有岐嶷之姿、及壯、倮儻大度、  
率性任真、無所矯飾、天皇愛之、引置左右、廿四歲因夢祥、以立爲皇  
太子、六十八年冬十二月、御間城入彦五十瓊殖天皇崩、  
元年春正月丁巳朔戊寅、皇太子即天皇位、冬十月癸卯朔癸丑葬、御  
間城天皇於山邊道上陵、十一月壬申朔癸酉、尊皇后曰皇太后、是年也  
太歲壬辰、  
二年春二月辛未朔己卯、立狹穗姬爲皇后、后生譽津別命、生而天皇愛  
之、常在左右、及壯而不言、冬十月更都於纏向、是謂珠城宮也、是歲、

【即位前紀】大彥命、孝元天皇皇子  
○歲次、ホシノヤドリニ訓べし、歳は歳星即ち木星なり、木星は一年に行くと一次にして四時功畢り十二年にして日を一週す、故に十二支を以て配當し、其經行の躔次を以て年を紀す、次は字書に止也、宿也、  
○岐嶷、綏靖紀(一〇一頁)に見ゆ  
○倮儻、字書に卓異也、あり  
○大度、度量大なるを云  
○左右、モトコは許處の義なるべし、或は許床の略なるべしとも云  
○天皇、御父御間城天皇を申す  
○廿四歲、集解云、按崇神紀四十八年條、當作廿歲(一一〇頁參照)

【元年】冬十月云々、前紀に秋八月甲辰朔甲寅あり

○二年、狹穗姬、彥坐命の御子、開化天皇の御孫、  
○不言、マコト、ハズは物言はず、瘖癡なるを云  
○珠城宮、帝王編年記云、卷向珠城宮大和國城上郡今纏向河北里西田中也  
○蓋先皇、以下十字集解云、非本文之體、後人所加  
○疋、マキは卷也、卷きたればなり、神功紀にはムラと訓む、字書に匹計、布帛之數、匹古以四丈爲一匹、俗作疋、あり疋は俗字  
○遮、タヘテはサヘテの誤か  
○二國之怨、任那と新羅との二國なり  
【注】越國、今の越前加賀能登越中越後を云  
○筒飯浦、越前國敦賀郡に都奴賀あり  
○意富加羅國、東國通鑑に大賀洛國とあり、古金官國とも云、今の朝鮮慶尙南道金海府なり  
○阿利叱智干岐、早岐は新羅の爵級にて我が正三位に當る

任那人蘇那曷叱智請之、欲歸于國、蓋先皇之世來朝未還、故敦賞蘇那曷叱智仍贖赤絹一百疋、賜任那王、然新羅人遮之於道而奪焉、其二國之怨始起於是時也、

一云、御間城天皇之世、額有角人、乘一船泊于越國筒飯浦、故號其處曰角鹿也、問之曰、何國人也、對曰、意富加羅國王之子、名都怒我、阿羅斯等亦名曰于斯岐、阿利叱智干岐、傳聞日本國有聖皇、以歸化之、到于穴門時、其國有人、名伊都都、比古謂臣曰、吾則是國王也、除吾復無二王、故勿往他處、然臣究見其爲人、必知非王也、即更還之、不知道路、留連嶋浦、自北海廻之、經出雲國、至於此間也、是時遇天皇崩、便留之、仕活目天皇、逮于三年、天皇問都怒我阿羅斯等曰、欲歸汝國耶、對答甚望也、天皇詔阿羅斯等曰、汝不迷道、速詣之、遇先皇而仕、歟、是以改汝本國名、追負御間城天皇御名、便爲汝國名、仍以赤織絹給阿羅斯等、返于本土、故號其國謂彌摩那國、其是之緣也、於是阿羅斯等以所給赤絹藏于己國郡府、新羅人聞之、起兵至之、皆奪其赤絹、是二國相怨之始也、一云、初都怒我阿羅斯等有國之時、黃牛負田



○穴門、長門國なり  
 ○天皇崩、原本崩を角に作る應本中本に據て改む  
 ○速、原本建に作る中本に據て改む  
 ○所給、原本所の字なし熱本に據て補ふ  
 ○郡府、郡の府庫  
 ○一云云々、此事記には天日槍の事とせり傳の異なるなり  
 ○有國、信友校本有在に改め作る  
 ○黃牛、抄に黃牛和名阿米字之蓋其色如飴とあり  
 ○田器、鑿鋤の類なるべし  
 ○田舎、抄人倫部に田舎兒俵那迦比斗とあり田圃の間に舎宅を構て居るより云  
 ○牛直、牛の價なり  
 ○授牛直、原本直を主に作る北本應本中本に據て改む  
 ○比賣語會社、式に攝津國東成郡比賣許會神社(名神大月次相嘗新嘗)とあり  
 ○豐國前郡、豐國は後の豐前豐後、國前郡は豐前に屬す豐國比賣語會社神は田川郡辛國息長大姫

器、將往田舎黃牛忽失則尋迹覓之跡留一郡家中時有一老夫曰汝所求牛者入此郡家中然郡公等曰由牛所負物而推之必設殺食若其主覓至則以物償耳即殺食也若問牛直欲得何物莫望財物便欲得郡内祭神云爾俄而郡公等到之曰牛直欲得何物對如老父之教其所祭神是白石也以白石授牛直因以將來置于寢中其神石化美麗童女於是阿羅斯等大歡之欲合然阿羅斯等去他處之間童女忽失也阿羅斯等大驚之問已婦曰童女何處去矣對曰向東方則尋追求遠浮海以入日本國所求童女者詣于難波爲比賣語會社神且至豐國國前郡復爲比賣語會社神並二處見祭焉

(甲午)三年春三月新羅王子天日槍來歸焉將來物羽太玉一箇足高玉一箇鵝鹿鹿赤石玉一箇出石小刀一口出石棒一枝日鏡一面熊神籬一具并七物則藏于但馬國常爲神物也

一云初天日槍乘艇泊于播磨國在於宍粟邑時天皇遣三輪君祖大友

大日命社是なり  
 【三年】天日槍、垂仁天皇九十年に當世國に遣されし田道間守は日槍の玄孫とあれば同御代の三年に歸化せり云事年代合はず播磨風土記には葦原志許乎命の時代なりとす  
 ○羽太玉足高玉、形狀によれる名なりと思へど意義未詳  
 ○鵝鹿鹿赤石玉、赤石は地名に因れるか  
 ○出石小刀出石棒、但馬國出石郡によれる名なるべし  
 ○日鏡、日に擬して賞めたるなるべし此日鏡と出石棒とは日槍に殊に由ありけに開ゆ  
 ○熊神籬、いかなるものか詳なられど文字に就きて考ふるに神籬は我國の神籬と相似る所あるに依て名付しなるべし  
 ○新羅國主、ニリシは韓語○葉細珠、羽太玉と相對する名○膽狹淺大刀、式に播磨國賀古郡日岡坐天伊佐々比古神社ありされば膽狹淺は地名なるべし原本膽を膽に作る北本應本中本に據て改む○播磨國出淺邑淡路國出淺邑とあるは非なり集解に改て置換たり今之に據る出淺は神祇志料に生石(イツシ)神今津名郡由良浦佐毘山の生石崎に在り生石明神とある是なりと云○菟道河、源を近江に發し山城攝津を経て海に入る故に播磨より攝津に出て河を遡て近江に入りしなり○沂之、原本之の字なし北本應本に據て補ふ○近江國吾名邑、坂田郡阿名なるべし  
 ○而、北本應本中本に據て補ふ○鏡谷陶人、鏡谷は蒲生郡、陶人は陶器を作る人なり中本には鏡村谷とあり○出島、出石なり○田道間守之、應本之の字なし

主與倭直祖長尾市於播磨而問天日槍曰汝也誰人且何國人也天日槍對曰僕新羅國主之子也然聞日本國有聖皇則以己國授弟知古而化歸之仍貢獻物葉細珠足高珠鵝鹿鹿赤石珠出石刀子出石槍日鏡熊神籬膽狹淺大刀并八物仍詔天日槍曰播磨國宍粟邑淡路島出淺邑是二邑汝任意居之時天日槍啓之曰臣將住處若垂天恩聽臣情願地者臣親歷視諸國則合于臣心欲被給乃聽之於是天日槍自菟道河沂之北入近江國吾名邑而暫住復更自近江經若狹國西到但馬國則定住處也是以近江國鏡谷陶人則天日槍之從人也故天日槍娶但馬出嶋人太耳女麻多鳥生但馬諸助也諸助生但馬日槍杵日槍杵生清彥清彥生田道間守之

(乙未)四年秋九月丙戌朔戊申皇后母兄狹穗彥王謀反欲危社稷



○社稷、支那にて土穀の神を云古へ國滅れば其社稷を遷置す故に國家を社稷と謂ふ  
○燕居、問居に同じ禮記玉藻の注に謂私燕所居也とあり  
○誂、字書に誘也也以二微言動之也とありアトラフは頼みてなごしむるなり  
○必與汝云々、原本與二字重複す應本玉本に據て一字を削る  
○弒、シセマツレは奉令レ死の意なり  
○匕首、字書に劍之最短者其首類レシ故名長一尺八寸とありヒモカタナは懷中に佩て下帯に挿す故の名なり  
○衾、字書に近身衣也とあり下着を云  
○遂有諫云々、通釋には衍文と集解は歟の字衍さいへごこのまゝ本文として聞ゆ  
【五年】來目、大和國高市郡  
○高宮、抄に葛上郡高宮とありされど久米村を去る遠し此地なるや否は決り難し  
○錦色小蛇、小蛇を原本

因<sup>テ</sup>伺<sup>テ</sup>皇后之<sup>ヲ</sup>燕<sup>ニ</sup>居<sup>リ</sup>而<sup>テ</sup>語<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>曰<sup>ク</sup>汝<sup>ハ</sup>孰<sup>キ</sup>愛<sup>ス</sup>兄<sup>ト</sup>與<sup>テ</sup>夫<sup>ヲ</sup>焉<sup>ト</sup>於是<sup>ニ</sup>皇后<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>知<sup>ス</sup>所<sup>ト</sup>問<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>意<sup>ヲ</sup>趣<sup>キ</sup>輒<sup>チ</sup>對<sup>シ</sup>曰<sup>ク</sup>愛<sup>ス</sup>兄<sup>ト</sup>也<sup>ト</sup>則<sup>チ</sup>詔<sup>シ</sup>皇后<sup>ヲ</sup>曰<sup>ク</sup>夫<sup>ハ</sup>以<sup>テ</sup>色<sup>ヲ</sup>事<sup>ス</sup>人<sup>ニ</sup>色<sup>ヲ</sup>衰<sup>シ</sup>寵<sup>ヲ</sup>緩<sup>ム</sup>今<sup>ニ</sup>天下<sup>ニ</sup>多<sup>ク</sup>佳<sup>人</sup>各<sup>々</sup>遞<sup>ニ</sup>進<sup>ム</sup>求<sup>ム</sup>寵<sup>ヲ</sup>豈<sup>ハ</sup>永<sup>ク</sup>得<sup>テ</sup>侍<sup>ル</sup>色<sup>乎</sup>是以<sup>テ</sup>冀<sup>ム</sup>吾<sup>ハ</sup>登<sup>ル</sup>鴻<sup>之</sup>祚<sup>ニ</sup>必<sup>ズ</sup>與<sup>テ</sup>汝<sup>ト</sup>照<sup>シ</sup>臨<sup>ス</sup>天下<sup>ニ</sup>則<sup>チ</sup>高<sup>ク</sup>枕<sup>ニ</sup>而<sup>テ</sup>永<sup>ク</sup>終<sup>ス</sup>百年<sup>亦</sup>不<sup>レ</sup>快<sup>ク</sup>乎<sup>ト</sup>願<sup>フ</sup>爲<sup>シ</sup>我<sup>ノ</sup>弒<sup>ス</sup>天皇<sup>仍</sup>取<sup>リ</sup>匕<sup>首</sup>授<sup>ク</sup>皇后<sup>曰</sup>是<sup>ハ</sup>匕<sup>首</sup>佩<sup>テ</sup>于<sup>衾</sup>中<sup>當</sup>天皇<sup>之</sup>寢<sup>廼</sup>刺<sup>テ</sup>頸<sup>而</sup>弒<sup>ス</sup>焉<sup>皇后</sup>於是<sup>ニ</sup>心<sup>裏</sup>戰<sup>戦</sup>不知<sup>ス</sup>所<sup>ト</sup>如<sup>シ</sup>然<sup>レ</sup>視<sup>テ</sup>兄<sup>王</sup>之<sup>志</sup>便<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>得<sup>テ</sup>諫<sup>ス</sup>故<sup>ニ</sup>受<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>匕<sup>首</sup>獨<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>所<sup>ト</sup>藏<sup>以</sup>著<sup>シ</sup>衣<sup>中</sup>遂<sup>ニ</sup>有<sup>テ</sup>諫<sup>兄</sup>之<sup>情</sup>歟<sup>五年</sup>冬<sup>十</sup>月<sup>己</sup>卯<sup>朔</sup>天皇<sup>幸</sup>來<sup>目</sup>居<sup>於</sup>高<sup>宮</sup>時<sup>天皇</sup>枕<sup>皇后</sup>膝<sup>而</sup>畫<sup>寢</sup>於是<sup>ニ</sup>皇后<sup>既</sup>無<sup>ク</sup>成<sup>事</sup>而<sup>空</sup>思<sup>之</sup>兄<sup>王</sup>所<sup>謀</sup>適<sup>是</sup>時<sup>也</sup>即<sup>眼</sup>淚<sup>流</sup>之<sup>落</sup>帝<sup>面</sup>天皇<sup>則</sup>寤<sup>之</sup>語<sup>皇后</sup>曰<sup>朕</sup>今<sup>日</sup>夢<sup>矣</sup>錦<sup>色</sup>小<sup>蛇</sup>繞<sup>于</sup>朕<sup>頸</sup>復<sup>大</sup>雨<sup>從</sup>狹<sup>穗</sup>發<sup>而</sup>來<sup>之</sup>濡<sup>面</sup>是<sup>何</sup>祥<sup>也</sup>皇后<sup>則</sup>知<sup>不</sup>得<sup>匿</sup>謀<sup>而</sup>悚<sup>恐</sup>伏<sup>地</sup>曲<sup>上</sup>兄<sup>王</sup>之<sup>反</sup>狀<sup>因</sup>以<sup>奏</sup>曰<sup>妾</sup>不<sup>能</sup>違<sup>兄</sup>王<sup>之</sup>志<sup>亦</sup>不<sup>得</sup>背<sup>天</sup>皇<sup>之</sup>恩<sup>告</sup>言<sup>則</sup>亡<sup>兄</sup>王<sup>不</sup>言<sup>則</sup>傾<sup>社</sup>稷<sup>是</sup>以<sup>一</sup>則<sup>以</sup>懼<sup>一</sup>則<sup>以</sup>悲<sup>俯</sup>

にスコシキヲロチと訓たれど穩ならず故に削る抄に蛸之岐倍美とあり恐く是なるべし  
○狹穗、添上郡にあり狹穗彦の本據  
○喉咽、抄疾病部に咽咽唐韻云哽噎(噎亦作咽无須)食塞也とあり集解喉を哽に改めたれど本のまゝにてあるべし  
○進退血泣、原本血の上に而の字あり應本玉本に據て削るシ、マヒは神武紀に棲遠とあり其處に云り血泣は字書に泣盡繼レ之に血とありイサツは神代紀哭泣の下に云り  
○一思矣、集解に一をヒトハシラと訓たれど私記にもヒトハシとありヒトヘニの誤か  
○勞、イタクと訓べしネギラフと訓む非なり  
○八綱田、録和泉皇別に登美首豐城入彦命男倭日向建日向八綱田之孫也とあり  
○稻城、通證云積稻作城此事可疑蓋古有別制今不可考也唐書日本傳曰國無城郭一木爲柵落此紀柵與城同訓古所謂城者亦可推知

仰<sup>テ</sup>喉<sup>咽</sup>進<sup>退</sup>血<sup>泣</sup>日<sup>夜</sup>懷<sup>悵</sup>無<sup>所</sup>訴<sup>言</sup>唯<sup>今</sup>日<sup>也</sup>天<sup>皇</sup>枕<sup>妾</sup>膝<sup>而</sup>寢<sup>之</sup>於是<sup>ニ</sup>妾<sup>一</sup>思<sup>矣</sup>若<sup>有</sup>狂<sup>婦</sup>成<sup>兄</sup>志<sup>者</sup>適<sup>遇</sup>是<sup>時</sup>不<sup>勞</sup>以<sup>成</sup>功<sup>乎</sup>茲<sup>意</sup>未<sup>竟</sup>眼<sup>涕</sup>自<sup>流</sup>則<sup>舉</sup>袖<sup>拭</sup>涕<sup>從</sup>袖<sup>溢</sup>之<sup>沾</sup>帝<sup>面</sup>故<sup>今</sup>日<sup>夢</sup>也<sup>必</sup>是<sup>事</sup>應<sup>焉</sup>錦<sup>色</sup>小<sup>蛇</sup>則<sup>授</sup>妾<sup>匕</sup>首<sup>也</sup>大<sup>雨</sup>忽<sup>發</sup>則<sup>妾</sup>眼<sup>淚</sup>也<sup>天</sup>皇<sup>謂</sup>皇<sup>后</sup>曰<sup>是</sup>非<sup>汝</sup>罪<sup>也</sup>即<sup>發</sup>近<sup>縣</sup>卒<sup>命</sup>上<sup>毛</sup>野<sup>君</sup>遠<sup>祖</sup>八<sup>綱</sup>田<sup>令</sup>擊<sup>狹</sup>穗<sup>彦</sup>時<sup>狹</sup>穗<sup>彦</sup>與<sup>師</sup>距<sup>之</sup>忽<sup>積</sup>稻<sup>作</sup>城<sup>其</sup>堅<sup>不</sup>可<sup>破</sup>此<sup>謂</sup>稻<sup>城</sup>也<sup>踰</sup>月<sup>不</sup>降<sup>於</sup>是<sup>皇</sup>后<sup>悲</sup>之<sup>曰</sup>吾<sup>雖</sup>皇<sup>后</sup>既<sup>亡</sup>兄<sup>王</sup>何<sup>以</sup>面<sup>目</sup>莅<sup>天</sup>下<sup>耶</sup>則<sup>抱</sup>王<sup>子</sup>譽<sup>津</sup>別<sup>命</sup>而<sup>入</sup>之<sup>於</sup>兄<sup>王</sup>稻<sup>城</sup>天<sup>皇</sup>更<sup>益</sup>軍<sup>衆</sup>悉<sup>圍</sup>其<sup>城</sup>即<sup>勅</sup>城<sup>中</sup>曰<sup>急</sup>出<sup>皇</sup>后<sup>與</sup>皇<sup>子</sup>然<sup>不</sup>出<sup>矣</sup>則<sup>將</sup>軍<sup>八</sup>綱<sup>田</sup>放<sup>火</sup>焚<sup>其</sup>城<sup>於</sup>焉<sup>皇</sup>后<sup>令</sup>懷<sup>抱</sup>皇<sup>子</sup>踰<sup>城</sup>上<sup>而</sup>出<sup>之</sup>因<sup>以</sup>奏<sup>請</sup>曰<sup>妾</sup>始<sup>所</sup>以<sup>逃</sup>入<sup>兄</sup>城<sup>若</sup>有<sup>因</sup>妾<sup>子</sup>免<sup>兄</sup>罪<sup>乎</sup>今<sup>不</sup>得<sup>免</sup>乃<sup>知</sup>妾<sup>有</sup>罪<sup>何</sup>得<sup>面</sup>縛<sup>自</sup>經<sup>而</sup>死<sup>耳</sup>唯<sup>妾</sup>雖<sup>死</sup>之<sup>敢</sup>勿<sup>忘</sup>天<sup>皇</sup>之<sup>恩</sup>願<sup>妾</sup>所<sup>掌</sup>後<sup>宮</sup>之<sup>事</sup>宜<sup>授</sup>好<sup>仇</sup>丹<sup>波</sup>國<sup>有</sup>五<sup>婦</sup>人<sup>志</sup>並<sup>貞</sup>潔<sup>是</sup>丹<sup>波</sup>道<sup>主</sup>王<sup>之</sup>女<sup>也</sup>道<sup>主</sup>王<sup>者</sup>稚<sup>日</sup>本<sup>根</sup>子<sup>大</sup>日<sup>天</sup>皇<sup>之</sup>當<sup>納</sup>掖<sup>庭</sup>以<sup>盈</sup>後<sup>宮</sup>之<sup>數</sup>天<sup>皇</sup>聽<sup>矣</sup>時<sup>火</sup>興<sup>城</sup>崩<sup>軍</sup>衆<sup>悉</sup>走<sup>狹</sup>穗



彦與妹共死于城中，天皇於是美將軍八綱田之功，號其名謂倭日向武日向彦八綱田也。

○奏請、原本奏を奉に作る北本應本玉本に據て改む。  
○面縛、自ら捕はるるを云左傳傳六年注に縛手縛の義明かなり。○自經、ワナキは網にかゝる意。○後宮、原本後を后に作る北本應本玉本に據て改む下同じ。○好仇、毛詩周南關雎に窈窕淑女君子好逑とありて注に逑は仇に同じ俗に云ふ連合(ツレアヒ)なり。○丹波國、熱本玉本丹上其の字あり。○(注)稚日本根子、原本稚を雖とす北本應本玉本に據て改む。○(注)之孫、原本之を子に作る信友の說に據て改む。○(注)彦湯隅王、原本湯を賜に作る諸本に據て改む開化紀には彦湯產隅命とあり。○掖庭、字書に宮中旁舍也後宮嬪妃所居之地別於正宮而言とありウチツミヤは内津宮にて中宮を云。○功、イサミは勇なりイサヲシも勇しく雄々しきないへば意は同じ。○倭日向、原本倭の字なり北本應本玉本に據て補ふ。

【七年】當麻邑、葛下郡。○毀角申鉤、力の強きを云角は獸角鉤は鉤の俗字にて字書に兵器也似劍而曲所以鉤殺人也とあり角を毀壞し鉤を引伸す力あるを云。○争力、原本力を刀に作る應本中本に據て改む。○野見宿禰、錄右京神別に土師宿禰天穗日命十二世孫可美乾飯根命之後也とありて出雲宿禰と同系なり野見は地名出雲風土記に飯石郡野見あり。○掬、角と通ず角力に同じ。○是以、廣前云以恐衍。○腰折田、葛下郡良福寺村にありと云。○留仕、原本任に作る諸本に據て改む。

七年秋七月己巳朔乙亥，左右奏言：當麻邑有勇悍士，曰當麻蹶速，其爲人也強力，以能毀角申鉤，恒語衆中曰：於四方求之，豈有比我力者乎？何遇強力者而不期死生，頓得爭力焉。天皇聞之，詔羣卿曰：朕聞當麻蹶速者天下之力士也，若有比此人耶，一臣進言，臣聞出雲國有勇士，曰野見宿禰，試召是人，欲當于蹶速，即日遣倭直祖長尾市，喚野見宿禰，於是野見宿禰自出雲至，則當麻蹶速與野見宿禰令掬力，二人相對立，各舉足相蹶，則蹶折當麻蹶速之脇骨，亦踏折其腰而殺之，故奪當麻蹶速之地，悉賜野見宿禰，是以其邑有腰折田之緣也。野見宿禰乃留仕焉。

【十五年】淳葉田瓊入媛，皇代記には淳の下名の字あり。○前瓊入媛、原本前を筋に作る熱本玉本及下文に據て改む記に阿耶美能伊理毗賣命とあり。○到葛野、到諸本なし類史に據て補ふ葛野は山城國葛野郡なり。○輿、爰に始めて見ゆ抄に四聲字苑云輿(字或作輿古之)車無輪者也とあり。○弟國、乙訓郡記傳に古へは葛野と云は大名にて乙訓郡のあたりまでかけて泛く葛野と云はなりとあり。○大足彦尊、下文彦の下忍代別の三字あり此は略せるか。○池速別命、記に伊許波夜和氣命とあり。○稚淺津姬命、記に阿耶美都比賣命とあり。【廿三年】令有司，令は諸本になし集解に據て補ふ。○鳴鶴、字鏡に鶴ク、ヒ又コヒ抄に野王按鶴大鳥也漢語抄云古布日本紀私記云久々比とあり箋注にコフはコヒの轉今俗に白

(丙午)十五年春二月乙卯朔甲子，喚丹波五女，納於掖庭。第一曰日葉酢媛，第二曰淳葉田瓊入媛，第三曰眞砥野媛，第四曰菡瓊入媛，第五曰竹野媛。秋八月壬午朔立日葉酢媛命爲皇后，以皇后弟之三女爲妃，唯竹野媛者，因形姿醜返，於本土則羞其見返，到葛野自墮輿而死之，故號其地謂墮國，今謂弟國，訛也。皇后日葉酢媛命生三男二女，第一曰五十瓊敷入彦命，第二曰大足彦尊，第三曰大中姬命，第四曰倭姬命，第五曰稚城瓊入彦命，妃淳葉田瓊入媛生鐸石別命與膽香足姬命，次妃菡瓊入媛，生池速別命，稚淺津姬命。  
(甲辰)廿三年秋九月丙寅朔丁卯，詔群卿曰：譽津別王是生年既卅，鬢鬚八掬，猶泣如兒，常不言，何由矣，因令有司而議之。冬十月乙丑朔壬申，天皇立於大殿前，譽津別皇子侍之，時有鳴鶴，度大虛，皇子仰觀，鶴曰：是何物耶，天皇則知皇子見鶴，得言而喜之，詔左右曰：誰能捕是鳥獻之，於是鳥取造祖天湯河板舉奏言：臣必捕而獻，即天皇勅湯河板舉，板舉此日，汝獻是鳥，必敦賞矣。時湯河板舉遠望，鶴飛之方，追尋詣出雲國而捕



鳥と呼ぶものはなり云  
 ○得言、アキトフは口を動かして物言はむとする形容を云  
 ○鳥取造、録右京神別鳥取部連角凝魂命三世孫天湯河板命之後也とあり  
 ○出雲國、國の字玉本に據て補ふ  
 ○或曰、以下七字は廣前云細書すべし  
 ○鳥養部、鳥を飼養する部屬を云  
 ○譽津部、譽津別皇子の御名を負ひて仕奉る部屬なり記に到坐す地毎に品運部を定むとあり出雲大神參拜に往き給ひ時處處にて之を定め給へり  
 (廿五年)二月、武津川別、崇神紀十年(一九)出づ  
 ○彦國尊、同上(一九頁)  
 ○大鹿島、尊卑分脈云天兒屋根命九世孫久志宇賀主命の子國摩大鹿島命  
 ○十千根、宇麻志麻治命六世孫伊香色雄命の子  
 ○武日、道臣命七世の孫  
 ○五大夫、原本五を吾に作る北本應本本中に據て改む  
 ○作聖、仙覺抄に此文を引きて作を惟とす  
 ○沖退、謙損と對句なり

獲或曰得于但馬國十一月甲午朔乙未湯河板舉獻鶴也譽津別命弄是鶴遂得言語由是敦賞湯河板舉則賜姓而曰鳥取造因亦定鳥取部鳥養部譽津部  
 (丙辰)廿五年春二月丁巳朔甲子詔阿倍臣遠祖武津川別和珥臣遠祖彦國尊中臣連遠祖大鹿嶋物部連遠祖十千根大伴連遠祖武日五大夫曰我先皇御間城入彥五十瓊殖天皇惟叡作聖欽明聰達深執謙損志懷沖退綱繆機衡禮祭神祇剋己勤躬日慎一日是以人民富足天下太平也今當朕世祭祀神祇豈得有怠乎三月丁亥朔丙申離天照大神於豐耜入姬命託于倭姬命爰倭姬命求鎮坐大神之處而詣菟田彼幡更還之入近江國東廻美濃到伊勢國時天照大神誨倭姬命曰是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也傍國可憐國也欲居是國故隨大神教其祠立於伊勢國因興齋宮于五十鈴川上是謂磯宮則天照大神始自天降之處也  
 一云天皇以倭姬命爲御杖貢奉於天照大神是以倭姬命以天照大神鎮

字書に沖は虛也和也退は遜讓也とあり謙遜に同じ  
 ○綱繆機衡、萬機の政を統治め給ふを云機衡の文字は後漢書郎顛傳に尙書職在機衡と見え注に北斗魁星第三爲機第五爲衡と天文爲喉舌云々とあり綱繆は同書張衡傳に察二紀五緯之綱繆適皇と見え注に相次之貌とあり順序を立つるなり依て萬機の政を統治め給ふ意に用ひたり  
 (三月)豐耜入媛命、入は玉本類史に據て補ふ  
 ○菟田彼幡、志に宇陀郡山邊村屬邑篠畑今猶存神祠とあり儀式解亦之に據る  
 ○入近江國云々、儀式帳に次淡海坂田宮坐只次美濃伊久良賀宮坐只次伊勢桑名野代宮坐只次あり

坐於磯城嚴樞之本而祠之然後隨神誨取丁巳年冬十月甲子遷于伊勢國渡遇宮是時倭大神著穗積臣遠祖大木口宿禰而誨之曰太初之時期曰天照大神悉治天原皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神我親治大地官者言已訖焉然先皇御間城天皇雖祭祀神祇微細未探其源根以粗留於枝葉故其天皇短命也是以今汝御孫尊悔先皇之不及而慎祭則汝尊壽命延長復天下太平矣時天皇聞是言則仰中臣連祖探湯主而卜之誰人以令祭大倭大神即淳名城稚姬命食卜焉因以命淳名城稚姬命定神地於穴磯邑祠於大市長岡岬然是淳名城稚姬命既身體悉瘦弱以不能祭是以命大倭直祖長尾市宿禰令祭矣

○神風、伊勢の枕詞神武紀の大御歌に出づ  
 ○常世之浪重浪歸國、常世は海外重浪は打重れて寄する浪なり伊勢國は東南は大海に臨みて打寄する浪も遙に海外の方より重々(シクシク)に寄る浪を詔給るにて浪の清淨なるを賞し自ら其地の清らかなることを籠め給へるなり  
 ○傍國可憐國、傍國は堅固なる國なりかく浪は寄すとも動くことなく堅固に可憐國なりとあり  
 ○其祠立於伊勢國、記傳に立は定の誤なり此大神には必ず宮と申す例なるに此に祠とあるは其祭るべき所を申せるなり雄略卷にも侍伊勢大神祠とあり、も祠るべき處を伊勢國と定めてさて五十鈴川上に其宮を興つと云るなりと云り  
 ○因興齋宮、原本齋を齊に作る應本類史に據て改む齋宮は大神を齋ひ奉る宮即ち皇大神宮なり  
 ○磯宮、應本類史に據るに作る五十鈴川の磯に造奉りしに因て磯宮と申せり大倭本紀(明文抄所引)に天皇之始天降來之時共副齋齋鏡三面于鈴一合也注曰一鏡者天照大神之御靈名天懸(アマカ、ス)大神今伊勢國磯宮崇敬拜祭大神也とあり磯宮即ち皇大神宮なり  
 ○天照大神始自天降之處也、拾遺に仍隨神教立其祠於伊勢國云々始在天原預結幽契(衛神先降深有以矣と見え又等由氣大神宮儀式帳にも吾高天原に坐て見し求ぎ賜ひ處に鎮り坐ぬと見え神代より此地に鎮り坐むと思食し)なり故に始自天降之處也と申せり  
 [注]御杖、原本杖を枝に作る諸本に據て改む古くは多く御杖代さいへ御杖代さいへ齋ひ祭りしにて嚴樞は神籬にはあらず  
 ○取丁巳年冬十月甲子、集解に取を以て改む丁巳は二十六年なり通證云冬十月當作秋九月瀧川氏曰以長曆推之此年十月無甲子九月十七日爲甲子至今內宮祭日也集解之非さし甲子は甲午の誤とせり  
 ○渡遇



宮、五十鈴の宮にて即ち磯宮なり。○是時倭大神云々、天照大神は神誨のまゝに齋祭らせ給ひしかど大國魂神をば懸に祭り給はず且八十魂神の祭祀も缺る所ありしに依て此神託はありしなり。○太初之時、神世を云。○專治葦原中國之八十魂神、八十魂神は天神地祇諸神を云治は祭るなり。○治大地官、大地官は土地を掌り守る官職の意にて即ち大國魂神とましますを云大地主神と申も亦同じ。○未探、原本探を採に作る北本應本に據て改む。○留於枝葉、本を忘て末に心を留るを云ノチノヨミ訓るは非なり。○食下、神祇令義解に凡ト者必先墨畫、龜然後約之兆順食墨是爲ト食とありアフは合ふにて其トに當るを云。○穴磯邑、城上郡穴師村なり。○祠於大市長岡岬、大市は穴磯邑の内なり神祇志に式に城上郡穴師坐兵主神社(名神大月次相管新嘗)とある是なりと云。○大倭直、椎根津彦の子孫なり神武紀甲寅年(八二頁)に見ゆ。

〔廿六年〕大連、記傳に大連と云號是に始めて見たり然るに延喜式歷運記に仲哀天皇始置大連とあるは如何ならむとあり通釋にはこゝに大連とあるは後に大連と稱へるに異にて其氏の内にて私に呼べる稱なることうつなしと云り。

〔廿七年〕祠官、後の神祇官なり。○神幣、禮代として神に奉る物を云マヒの語釋未詳。

○以時祠之、祈年新嘗月次等の祭祀を云。○始興、一般に兵器を奉る事とされるを云特殊の例は前に已に見ゆ。○屯倉、釋紀に天子之米廩也とあり御田に熟れる稻穀を蔵むる御倉及其官舎を合せて云。○來目邑、五年に見ゆ。〔廿八年〕身狹桃花鳥坂、陵墓一覽云倭彦命墓

廿六年秋八月戊寅朔庚辰、天皇勅物部十千根、大連曰、屢遣使者於出雲國、雖檢校其國之神寶、無分明申言者、汝親行于出雲、宜檢校定、則十千根大連校定神寶、而分明奏言之、仍令掌神寶也。

廿七年秋八月癸酉朔己卯、令祠官卜兵器爲神幣、吉之、故弓矢及橫刀納諸神之社、仍更定神地神戶、以時祠之、蓋兵器祭神祇始興、於是時也、是歲興屯倉于來目邑、彌夜氣。

廿八年冬十月丙寅朔庚午、天皇母弟倭彦命薨、十一月丙申朔丁酉、葬倭彦命于身狹桃花鳥坂、於是集近習者、悉生而埋立於陵域、數日不死、晝夜泣吟、遂死而爛鼻之、犬鳥聚噉焉、天皇聞此泣吟之聲、心有悲傷、詔羣卿曰、夫以生所愛令殉亡者、是甚傷矣、其雖古風之、非良

大和國高市郡新澤村大字北越智

○陵域、墓域とあるべきなり。○泣吟、私記にニヨフと訓り聲呼(ネヨビ)の義か。○殉、字書に用人送死也とあり。

〔卅二年〕皇后日葉酢媛命薨、書紀には皇后には悉く薨と書り崩と書るは續紀以下の事にて令の制なり。○有日、原本日を曰に作る中本に據て改む有日と云は日數の多くありしを云。

○遣使者、遣は應本中本に據て補ふ。○土部、記に土師部とあり埴土にて種々の物を作る人土師と云ひ其部屬を土師部と云土部は師を略せるにて矢作部を矢部弓削部を弓部と云が如し。○日葉酢媛命之墓、記に此后者葬狹木之寺間陵とあり狹木は大和國添下郡なり陵墓要覽に生駒郡平城村大字山陵(ミサキ)字御陵前とあり。

何從、自今以後、議之止殉。

卅二年春正月己未朔甲子、天皇詔五十瓊敷命、大足彥尊曰、汝等各言情願之物也、兄王諮、欲得弓矢、弟王諮、欲得皇位、於是天皇詔之曰、各宜隨情、則弓矢賜五十瓊敷命、仍詔大足彥命曰、汝必繼朕位。

卅二年秋七月甲戌朔己卯、皇后日葉酢媛命薨、葬有日焉、天皇詔群卿曰、從死之道、前知不可、今此行之葬、奈之爲何、於是野見宿禰進曰、夫君王陵墓、埋立生人、是不良也、豈得傳後葉乎、願今將議、便事而奏之、則遣使者、喚上出雲國之土部壹佰人、自領土部等、取埴以造作人馬及種種物形、獻于天皇曰、自今以後、以是土物、更易生人、樹於陵墓、爲後葉之法、則天皇於是大喜之、詔野見宿禰曰、汝之便

議寔洽、朕心、則其土物、始立于日葉酢媛命之墓、仍號是土物、謂埴輪、亦名立物也、仍下令曰、自今以後、陵墓必樹是土物、無傷人焉、天皇厚賞野見宿禰之功、亦賜鍛地、即任土部職、因改本姓、謂土部臣、是土部連等、主天皇喪葬之緣也、所謂野見宿禰、是土部連等之始祖也。



○埴輪、抄に埴輪波瀾和  
日本紀私記云山陵緣邊  
作埴人形一如車輪者  
也。或曰土物を車輪の如  
くに埋むるに依て名づく  
○立物、陵墓の周圍に立  
つるより云  
○鍛地、カタシは鍛師な  
り土物を鍛造る地を云  
【卅四年】大國不遲、記  
に大國之淵あり諸本遲  
を避に誤る記に據て改む  
○瑞、祥瑞也シルシに訓  
べしミツさあるは非なり  
○比至行宮、原本至の字  
重複す應本中本に據て削  
る  
○白、應本熱本なし  
○三尾君、三尾は近江國  
高島郡三尾郷是なり  
○子石田君、玉本子の字  
なし行なるべし  
【卅五年】高石池、和泉  
國大島郡なり記に日下之  
高津池あり  
○茅渟池、和泉國日根郡  
○倭狹城池、添下郡志云  
在常福寺村  
○迹見池、添下郡池内村  
○太平、原本太を大に作  
る楓本中本に據て改む  
【卅七年】  
【卅九年】冬、例に據て  
補ふ

卅四年春三月乙丑朔丙寅、天皇幸山背、時左右奏言之、此國有佳人、  
曰綺戶邊、姿形美麗、山背大國不遲之女也、天皇於茲執矛祈之曰、必  
遇其佳人、道路見瑞、比至于行宮、大龜出河中、天皇舉矛刺龜、忽化為  
白石、謂左右曰、因此物而推之、必有驗乎、仍喚綺戶邊、納于後宮、生磐  
衝別命、是三尾君之始祖也、先是娶山背苜幡戶邊、生三男、第一曰祖  
別命、第二曰五十日足彥命、第三曰膽武別命、五十日足彥命、是子石田  
君之始祖也、  
卅五年秋九月、遣五十瓊敷命于河內國、作高石池、茅渟池、冬十月、作  
倭狹城池、及迹見池、是歲令諸國多開池溝、數八百之、以農爲事、因  
是百姓富寬、天下太平也、  
卅七年春正月戊寅朔、立大足彥尊爲皇太子、  
卅九年冬十月、五十瓊敷命居於茅渟菟砥川上宮、作劍一千口、因名其  
劍謂川上宮、亦名曰裸伴、藏于石上神宮也、是後命五十瓊  
敷命、俾主石上神宮之神寶、

○菟砥川上宮、和泉國日  
根郡にあり記に鳥取之河  
上宮あり  
○川上宮、記には定河  
上宮ありて楯部以下  
十箇の品部の總稱とす  
○裸伴、舊紀には赤花之  
伴あり諸説あれども臆  
測のみにて穩當ならず  
○石上神宮、神代上寶劍  
出現章第二の一書に出づ  
【注】楯部、楯を縫作る  
部民を云  
○倭文部、倭文を作る部  
民を云  
○神弓削部、神矢作部、祭具たる弓または矢を作る部民  
（攝津にもあり）の地名其地に置ける神戶  
○玉作部、玉を作る部民大穴磯以下は地名なれば或は玉作も地名か  
○神刑部、河内國若江郷に刑部郷あり  
○日置部、大和國葛上郡に日置郷あり其他にも同名の地多し地名によれる部なるべし  
○大刀佩部、劍を佩て非常を守る人  
坂邑、城上郡  
○春日臣、記に天押帶日子命者春日臣祖あり孝昭天皇天子天押帶日子命の後  
○市河、錄大和皇別に布留宿禰、天足彥國押人命七  
世孫米餅搗大使主命之後也男木事命市川臣大鷦鷯天皇御世遷後賀布都努斯神社於石上郷布留村高庭之地以市川臣爲神主あり仁德天皇の御世  
の人なりされば然後從忍坂移之とあるは仁德天皇の御世の事なるを事の序に此に記されしなり姓氏錄を正さし書紀を誤れりとするは非なり  
○物部首、錄攝津皇別に物部首見ゆ天武紀十二年九月連の姓を賜ふ

一云、五十瓊敷皇子、居于茅渟、菟砥河上、而喚鍛名河上、作大刀一千口、是時楯  
部倭文部、神弓削部、神矢作部、大穴磯部、泊檀部、玉作部、神刑部、日置部、大刀佩  
部、并十箇品部、賜五十瓊敷皇子、其一千口大刀者、藏于忍坂邑、然後從忍坂  
移之、藏于石上神宮、是時神乞之言、春日臣族、名市河、令治、因以命市河、令治  
是今物部首之始祖也、

【八十七年】大中姬命、  
原本命なし舊紀及下文に  
據て補ふ  
○天神庫、抄祭祀具に寶  
倉保久良とあり神寶を收  
奉る倉なりホは秀（ホ）に  
て其構造高く秀でたるに  
よれり天は美稱なり  
○梯、字書に木階也とあ  
り今云ハシゴなり

八十七年春二月丁亥朔辛卯、五十瓊敷命謂妹大中姬命曰、我老也、不  
能掌神寶、自今以後、必汝主焉、大中姬命辭曰、吾手弱、女人也、何能登天、  
神庫耶、保玖羅、五十瓊敷命曰、神庫雖高、我能爲神庫造梯、豈煩登庫  
乎、故諺曰、神之神庫、隨樹梯之、此其緣也、然遂大中姬命授物部十千根